

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月28日

【中間会計期間】 2012年度中（自平成24年1月1日至平成24年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋元 勉

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 富山 暁子

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」又は「UBS」とはユービーエス・エイ・ジーを、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「グループ」とはUBSグループを指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成24年9月3日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=81.83円及び1米ドル=78.23円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) UBSグループ(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2012年 6月30日	2011年 6月30日	2010年 6月30日	2011年 12月31日	2010年 12月31日
営業収益合計	12,934 (10,584)	15,515 (12,696)	18,195 (14,889)	27,788 (22,739)	31,994 (26,181)
営業費用合計	10,678 (8,738)	11,626 (9,514)	12,772 (10,451)	22,439 (18,362)	24,539 (20,080)
継続事業からの税引前利益	2,256 (1,846)	3,889 (3,182)	5,424 (4,438)	5,350 (4,378)	7,455 (6,100)
UBS株主に帰属する当期間の/当期純利益	1,252 (1,025)	2,822 (2,309)	4,207 (3,443)	4,159 (3,403)	7,534 (6,165)
資産合計	1,412,043 (1,155,475)	1,236,770 (1,012,049)	1,458,223 (1,193,264)	1,419,162 (1,161,300)	1,317,247 (1,077,903)
UBS株主に帰属する持分	54,716 (44,774)	47,263 (38,675)	46,017 (37,656)	53,447 (43,736)	46,820 (38,313)
利益剰余金	24,855 (20,339)	22,266 (18,220)	15,959 (13,059)	23,603 (19,314)	19,444 (15,911)
資本金	383 (313)	383 (313)	383 (313)	383 (313)	383 (313)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))(注1)	0.33 (27)	0.73 (60)	1.10 (90)	1.08 (88)	1.96 (160)
BIS Tier 1資本比率(注2)	19.2	-	-	15.9	-
BIS規制自己資本比率(注2)	21.8	-	-	17.2	-
BISリスク加重資産(注2)	214,676 (175,669)	- (-)	- (-)	240,962 (197,179)	- (-)
営業活動による正味キャッシュ・フロー	97,597 (79,864)	-1,943 (-1,590)	36,502 (29,870)	-14,241 (-11,653)	13,385 (10,953)

投資活動による正味キャッシュ・フロー	-7,937 (-6,495)	-2,196 (-1,797)	-6,393 (-5,231)	19,377 (15,856)	4,097 (3,353)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	-24,057 (-19,686)	-8,609 (-7,045)	7,951 (6,506)	2,670 (2,185)	1,764 (1,443)
期末現金及び現金同等物(注3)	151,597 (124,052)	63,463 (51,932)	197,697 (161,775)	85,612 (70,056)	79,934 (65,410)
従業員数(人)(正社員相当)	63,520	64,820	64,617	64,820	64,617

(注1) 各年の6月30日に終了する期間については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記8参照。

(注2) 資本管理データは、バーゼル2.5の枠組みに従って開示されている。

(注3) 2011年度において、当行は現金及び現金同等物の定義を修正したが、2010年6月30日現在の数値は調整されていない。

(2) UBS AG (親銀行) (スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2012年 6月30日	2011年 6月30日	2010年 6月30日	2011年 12月31日	2010年 12月31日
営業利益	3,407 (2,788)	- (-)	- (-)	5,333 (4,364)	4,601 (3,765)
特別項目及び 税引前利益	2,923 (2,392)	- (-)	- (-)	4,434 (3,628)	2,369 (1,939)
当期間の/当期純利益 (損失)	3,655 (2,991)	- (-)	- (-)	5,440 (4,452)	6,123 (5,010)
営業収益	9,429 (7,716)	- (-)	- (-)	18,023 (14,748)	19,402 (15,877)
資産合計	876,564 (717,292)	- (-)	- (-)	846,085 (692,351)	863,495 (706,598)
株主に帰属する持分	43,469 (35,571)	- (-)	- (-)	40,174 (32,874)	34,719 (28,411)
資本金	383 (313)	- (-)	- (-)	383 (313)	383 (313)

(注) UBS AG (親銀行) の財務情報については、2012年から外部開示が開始されたため、2012年6月30日現在又は当該日に終了した6ヶ月間のみ開示可能である。

2【事業の内容】

平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状

況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

従業員数（2012年6月30日現在の正社員相当）

	(人)
ウェルス・マネジメント	15,444
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,132
インベストメント・バンク	16,432
グローバル・アセット・マネジメント	3,719
リテール&コーポレート	11,268
コーポレート・センター	526
UBSグループ	63,520

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

ウェルス・マネジメント

2012年第2四半期の税引前利益は、前四半期の8億300万スイス・フランに対し、5億200万スイス・フランであった。これは主に、第1四半期にはUBSのスイスにおける年金制度の変更に係る人件費2億3,700万スイス・フランの貸方計上が含まれていたためである。この項目と再編費用に関する調整後の税引前利益は、7,500万スイス・フラン減の5億300万スイス・フランであった。運用資産の粗利益率は、主に顧客の活動水準の低下を反映して、4ペーシス・ポイント減の89ペーシス・ポイントであった。新規純資金は、前四半期の67億スイス・フランから95億スイス・フランまで改善した。運用資産は7,830億スイス・フランまで増加した。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、顧客の活動水準の低下を反映して、経常外受取報酬とトレーディング収益の減少により、17億6,900万スイス・フランから3,500万スイス・フラン減少し、17億3,400万スイス・フランとなった。

受取利息純額は、預金残高及び貸付残高が純資金流入及び有利な為替相場の影響から恩恵を受けたため、前四半期の4億7,800万スイス・フランから4億9,700万スイス・フランまで増加した。更に、受取利息純額は、資金業務関連の受取利息の増加により増加した。

受取報酬及び手数料純額は、主に顧客の活動の減退による取引ベースの収益の減少を反映して、3,800万スイス・フラン減少し、10億4,100万スイス・フランとなった。平均運用資産ベースの上昇は経常受取報酬に恩恵を与えた。しかし、低マージン市場及びセグメントが高マージン市場及びセグメントに比べて急速に成長したため、運用資産の粗利益率の希薄化につながった。製品マージンはいくらか圧迫された。

トレーディング収益純額は、主に外国為替及び貴金属関連商品における顧客の活動の減退並びに資金業務関連のトレーディング収益の減少を反映して、2,300万スイス・フラン減少し、1億8,600万スイス・フランとなった。

その他の収益は、第1四半期の300万スイス・フランから1,000万スイス・フランまで増加した。

営業費用

営業費用は、前四半期の9億6,600万スイス・フランから12億3,200万スイス・フランまで増加した。これは主に、前四半期にはUBSのスイスにおける年金制度の変更に係る人件費2億3,700万スイス・フランの貸方計上が含まれていたためである。この変更と再編費用の影響に関する調整後の営業費用は、主に一般管理費の

増加により、4,000万スイス・フラン増加した。

前四半期のスイスにおける年金制度の変更及び再編費用の影響を除くと、人件費は、前四半期の7億8,200万スイス・フランから7億4,600万スイス・フランまで減少した。この減少は、主に収益性の低下によりフロント・オフィスの従業員に対する変動報酬の見越計上額が減少したことを反映している。これは、主に技術関連業務費用及び管理機能による人件費の増加により一部相殺された。一般管理費は、主に2007年から2009年にかけての金融危機に関連する訴訟引当金の増加により、6,700万スイス・フラン増加し、3億4,300万スイス・フランとなった。

他の事業部門からの業務提供に係る費用請求額は、前四半期の9,300万スイス・フランからわずかに増加して1億スイス・フランとなった。

費用対収益比率

費用対収益比率は71.1%であった。上述したUBSのスイスにおける年金制度の変更と再編費用の影響に関する調整後の費用対収益比率は、収益の減少と営業費用の増加の結果として、67.3%から3.7%増加し、71.0%となった。この比率は、当行が目標とする60%から70%の範囲をわずかに超過した。

新規純資金増加率

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の3.6%に対して4.9%であり、当行が目標とする3%から5%の範囲の上限であった。

新規純資金は、アジア太平洋地域、新興市場及びウェルス・マネジメント・スイス並びに世界各地の超富裕層顧客からの好調な流入により、67億スイス・フランから95億スイス・フランまで増加した。各地域において、新規純資金は、第1四半期に対して改善を記録した。

運用資産

運用資産は、第2四半期に110億スイス・フラン増加し、7,830億スイス・フランとなった。これは主に、有利な為替動向（特にスイス・フランに対する米ドル高）及び好調な新規純資金流入によるものであり、市場動向の低迷により一部相殺されている。

運用資産の粗利益率

粗利益率は、2012年第1四半期の93ベース・ポイントに対し、第2四半期は89ベース・ポイントであり、当行が目標とする95ベース・ポイントから105ベース・ポイントの範囲に届かなかった。この比率の低下は、主に顧客の活動水準の低下により取引ベースの受取報酬及び手数料純額並びにトレーディング収益純額が減少した結果である。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2012年3月31日現在の15,551名に対し、2012年6月30日現在では15,444名であった。これは主に、当行のコスト削減プログラムに関連する人員削減を反映したものである。

顧客アドバイザーの数は、73名減の4,102名となった。これは主に、ヨーロッパの金融仲介機関事業における60名の従業員を顧客アドバイザーから顧客アドバイザーではない役割へと手続上再分類したことによる。更に、当行は引き続き生産性の低い顧客アドバイザーを解雇した。これらの減少は、アジア太平洋地域及び新興市場の主要な戦略的成長分野における継続的な雇用により一部相殺されている。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

2012年上半期の税引前利益は、2011年上半期の13億1,800万スイス・フランから1,300万スイス・フラン減少し、13億500万スイス・フランとなった。これにはUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2億3,700万スイス・フランの貸方計上が含まれている。この変更と2012年上半期の再編費用1,300万スイス・フランに関する調整後の税引前利益は、2億3,700万スイス・フラン減少した。

営業収益合計は、37億9,500万スイス・フランから2億9,200万スイス・フラン減少し、35億300万スイス・フランとなった。

受取利息純額は、わずかに300万スイス・フラン減少し、9億7,500万スイス・フランとなった。資金業務関連の収益は大幅に減少した。これは、2011年上半期には戦略的投資ポートフォリオに関する収益7,000万スイス・フランが含まれていたが、当該ポートフォリオは2011年第3四半期に売却されたためである。更に、2012年上半期は、主にグループ財務部門が運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオに関する損失及び付随費用の増加によりマイナスの影響を受けた。この影響は、純資金流入及び有利な為替相場の影響を反映した顧客預金及び貸付残高の大幅な増加により一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、2億9,900万スイス・フラン減少し、21億2,000万スイス・フランとなった。低マージン市場及びセグメントが成長した一方で高マージン市場及びセグメントはいくらか減退したため、運用資産の粗利益率の希薄化につながった。製品マージンはいくらか圧迫された。

経常外受取報酬は、2011年上半期に比べて顧客の活動が減退したことを反映した。更に、2011年上半期の受取報酬及び手数料純額にはインベストメント・プロダクツ&サービス部門に関する受取報酬及び手数料収益4,000万スイス・フランが含まれていたが、現在当該収益はトレーディング収益純額に反映されている。

トレーディング収益は、2011年上半期の3億9,000万スイス・フランからわずかに増加し、3億9,500万スイス・フランとなった。上述した受取報酬4,000万スイス・フランの再割当による増加のほぼ全てが資金業務関連の収益の減少により相殺された。

その他の収益は、2011年上半期は300万スイス・フランのマイナス計上であったが、2012年上半期は1,300万スイス・フランのプラス計上となった。2011年上半期には貸倒引当金戻入額1,100万スイス・フランを計上したのに対し、2012年上半期は貸倒引当金繰入額のゼロ計上となった。

営業費用は、UBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2億3,700万スイス・フランの貸方計上が主な要因で、2億7,900万スイス・フラン減少し、21億9,800万スイス・フランとなった。この変更と再編費用に関する調整後の営業費用は、5,500万スイス・フラン減少した。上記項目以外の人件費は、1億3,500万スイス・フラン減少し、15億2,800万スイス・フランとなった。これは主に、収益性の低下により変動報酬の見越計上額が減少したこと並びにミドル・オフィス及びバック・オフィスの機能をウェルス・マネジメント部門からリテール&コーポレート部門に移転したことを反映しているが、取得されなかった年次休暇に係る見越計上額の増加により一部相殺されている。人件費以外の費用は、訴訟引当金の増加並びに上記のミドル・オフィス及びバック・オフィスの機能移転により他の事業部門からの業務提供に係る費用請求額が増加したことを反映して、2011年上半期の8億1,400万スイス・フランに対し、2012年上半期は8億9,200万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2012年第2四半期の税引前利益は、記録的な2012年第1四半期の2億900万米ドルからわずかに増加し、2億1,100万米ドルとなった。これは、営業収益の1%増が営業費用の増加により一部相殺された結果である。第2四半期の業績には、投資ポートフォリオに関する実現利益6,300万米ドル、第1四半期からの増加並びに受取報酬及び手数料純額の増加が含まれており、これらは受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少並びに営業費用の増加による複合的影響を相殺している。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

営業収益は、前四半期の15億6,800万米ドルから1,900万米ドル増加し、15億8,700万米ドルとなった。これは主に、運用勘定の手数料の増加及び当該事業部門の売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益の増加によるものである。これらの増加は、顧客の活動の減退による取引ベース収益の減少及び受取利息純額の減少により一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、主に運用勘定の手数料の増加（第1四半期末現在の、より高い運用資産水準に基づき算定された。）により経常受取報酬が10%増加したことにより、4,000万米ドル増加し、11億9,300万米ドルとなった。取引ベース収益は、株式商品に係る受取手数料の減少により10%減少した。

第2四半期には、将来キャッシュ・フロー予測の更新から生じた利回り調整による、売却可能ポートフォリオの不動産担保証券に係る収益の減少が含まれたため、受取利息純額は1,200万米ドル減少し、2億600万米ドルとなった。このポートフォリオに係る受取利息がわずかに減少した一方で、不動産担保貸付及び証券担保貸付の平均残高は第2四半期中にそれぞれ21%及び5%増加したため、銀行及び融資業務においては継続的な

改善が見られた。

トレーディング収益純額は、主に課税対象の債券及び地方債の取引からの収益の減少により、1,200万米ドル減少し、1億2,400万米ドルとなった。

その他の収益は、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益6,300万米ドルの増加（前四半期は4,500万米ドル）を反映して、500万米ドル増加し、6,500万米ドルとなった。これらの利益は、投資ポートフォリオのリスク・プロフィールを当該ポートフォリオの運用方針に従ってリバランスした結果である。かかるリバランスは、政府機関発行の不動産担保証券の低い利回り曲線による期限前返済のスピードに焦点を当てており、将来的に当該ポートフォリオに係る受取利息の水準を低下させる可能性がある。前四半期のその他の収益には、2009年のシュティーフェル・ニコラウス・アンド・カンパニーに対する支店の売却に関する契約上最後の、実績に基づく支払900万米ドルが含まれている。

経常収益（経常受取報酬及び受取利息純額の合算）は、運用勘定の手数料の増加により6,700万米ドル増加し、10億4,700万米ドルとなった。経常収益が営業収益に占める割合は、前四半期の63%に対し、第2四半期は66%であった。経常外収益は、取引活動の減退により減少したが、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却に係る実現利益の増加により一部相殺された。

営業費用

営業費用合計は、主に人件費以外の費用の7%増により、13億5,900万米ドルから1,600万米ドル増加し、13億7,500万米ドルとなった。

人件費は、100万米ドル増加し、11億2,400万米ドルとなった。ファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、収益の増加に従い、800万米ドル増加し、5億8,700万米ドルとなった。ファイナンシャル・アドバイザーの採用に関する報酬支払義務及び前払金のための費用は、100万米ドル増加し、1億6,900万米ドルとなった。報酬前払金は、ファイナンシャル・アドバイザーの採用に係る増加を反映して400万米ドル増加し、38億5,700万米ドルとなった。給与及びその他の人件費は、主に変動報酬の見越計上額が前四半期に比べて減少したことにより、900万米ドル減少した。

人件費以外の費用は、1,600万米ドル増加し、2億5,100万米ドルとなった。一般管理費は、前四半期に解決された法律案件に係る保険金の払戻し700万米ドルを含めたことにより弁護士報酬が増加したため、増加した。コーポレート・センター共通業務の費用も、主に技術関連業務費用の増加により、増加した。

費用対収益比率

費用対収益比率はほぼ横ばいの86.6%で、80%から90%の目標範囲に留まった。

新規純資金増加率

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の2.4%に対し、第2四半期は1.9%まで減少し、2%から4%の目標範囲をわずかに下回った。新規純資金合計は、第1四半期の46億米ドルに対し、第2四半期は38億米ドルであった。これは、ファイナンシャル・アドバイザーの採用数の純増から生じた資金流入が、1年超UBSに雇用されているファイナンシャル・アドバイザーによる資金流出により一部相殺された結果である。純資金流入額が第1四半期より減少したのは、主に毎年の所得税の支払いに伴う顧客による預金の引出しに起因している。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金は90億米ドルであった。

運用資産

運用資産は、新規純資金流入により一部相殺されたものの、主に市場動向の低迷により第2四半期中に100億米ドル減少し、7,970億米ドルとなった。運用勘定資産は、20億米ドル増の2,240億米ドルであり、2012年6月30日現在、運用勘定資産が運用資産合計に占める割合は28%であった。

運用資産の粗利益率

米ドル建てでは、運用資産の粗利益率は、1ベース・ポイント低下して79ベース・ポイントとなったが、75ベース・ポイントから85ベース・ポイントの目標範囲内に留まった。経常収益の粗利益率は、運用勘定の手数料の増加の結果として2ベース・ポイント上昇した。経常外収益の粗利益率は、売却可能ポートフォリオの実現利益の増加により一部相殺されたものの、取引ベース収益の減少により3ベース・ポイント低下した。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

2012年6月30日現在の従業員数合計は、2012年3月31日現在から164名減の16,132名であった。第2四半期末現在のファイナンシャル・アドバイザーの数は、主に経験のあるファイナンシャル・アドバイザーの雇用及び低水準の自然減により、前四半期末から6名増の7,021名となった。ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員数は、人員削減及びオフショア戦略を反映し、170名減の9,111名となった。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

税引前利益は、2011年上半期の2億8,500万米ドルから1億3,500万米ドル改善し、2012年上半期には4億2,000万米ドルとなった。これは、費用が穏やかに増加したものの、収益が全体的に改善したためである。営業収益は、資産水準の上昇に関連する経常受取報酬の増加（9,600万米ドル）並びに証券担保貸付残高及び抵当貸付残高の増加による受取利息の増加（5,000万米ドル）により、1億9,800万米ドル増加し、31億5,400万米ドルとなった。更に、2012年上半期の営業収益には、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益1億800万米ドル（2011年上半期は3,800万米ドル）が含まれていた。取引ベース収益は、株式商品の手数料の減少の結果として3,700万米ドル減少した。営業費用は、6,300万米ドル増加し、27億3,400万米ドルとなった。人件費は、収益の増加に伴うファイナンシャル・アドバイザー報酬の6,800万米ドル増により、7,800万米ドル増加し、22億4,700万米ドルとなった。ファイナンシャル・アドバイザーの採用に関する報酬支払義務及び前払金費用は、前年から3,900万米ドル増加した。報酬前払金は、ファイナンシャル・アドバイザーの採用に係る増加を反映して、1億2,500万米ドル増加し、38億5,700万米ドルとなった。給与及びその他の人件費は、主に変動報酬の減少により、2,800万米ドル減少した。人件費以外の費用は、1,500万米ドル減少し、4億8,700万米ドルとなった。これは、主に訴訟引当金費用の減少及び専門家報酬の減少によるものであり、コーポレート・センターの共通業務に係る費用の増加により一部相殺されている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、2012年第1四半期には7億3,000万スイス・フランの税引前利益を計上したのに対し、2012年第2四半期は1億3,000万スイス・フランの税引前損失を計上した。困難な市況の中で証券事業における収益は大幅に減少した。更に、収益は、Facebookの新規株式公開に関する3億4,900万スイス・フランの損失により影響を受けた。プロフォーマ・ベースのパーゼル リスク加重資産は、1,700億スイス・フランまで減少した。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益合計

2012年第2四半期の営業収益合計は、前四半期の29億300万スイス・フランから40%減の17億3,600万スイス・フランであった。米ドル建てでは、収益は42%減少した。フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ部門（以下「FICC部門」という。）においては、顧客の活動の減退とユーロ圏の不安定さの中で市場の変動性が上昇したことが、主にクレジット及び新興市場業務に影響を与えた。株式業務の業績は、上述したFacebookの新規株式公開に関する損失及び自己クレジット計算方法の改良による影響並びに取引高の減少及び顧客の活動の減退により悪影響を受けた。インベストメント・バンクの収益は、リスク管理プレミアムの減少により一部相殺されたものの、主に受取報酬の減少により減少した。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

正味貸倒引当金戻入額は、前四半期の1,400万スイス・フランに対し、第2四半期は1,900万スイス・フランであった。

営業費用

営業費用合計は、21億7,300万スイス・フランから3億600万スイス・フラン（14%）減少し、18億6,700万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、営業費用合計は17%減少した。

人件費は、15億300万スイス・フランから10億9,300万スイス・フランまで減少した。再編費用、第2四半期の米国の退職者給付制度の変更に関する7,100万スイス・フランの貸方計上及び第1四半期のUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する3,800万スイス・フランの貸方計上の影響を除くと、人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少により、2億5,500万スイス・フラン減少した。

一般管理費は、5億7,100万スイス・フランから6億4,900万スイス・フランまで増加した。これは主に、800万スイス・フランから9,300万スイス・フランまで増加した訴訟引当金及び2,100万スイス・フランの不動産再編引当金が、専門家報酬の減少及び英国の付加価値税の一回限りの戻入により一部相殺された結果である。

費用対収益比率

費用対収益比率は、第1四半期の75.2%に対して、第2四半期は108.7%であった。上述した第1四半期のUBSのスイスにおける年金制度の変更及び第2四半期の退職者給付制度の変更に関連する人件費の減少並びに両四半期における再編費用を除くと、費用対収益比率は、70%から80%の目標範囲に対して、73.0%から111.5%まで上昇した。

BISリスク加重資産

パーゼル2.5に基づき測定されたリスク加重資産は、第1四半期末現在の1,140億スイス・フランから20億スイス・フラン増加し、第2四半期末現在では1,160億スイス・フランとなった。これは主に、上記のFacebookの新規株式公開に関する事件による市場リスクのRWA（リスク加重資産）の増加が、信用リスクのリスク加重資産の減少により一部相殺された結果である。完全適用ベースで測定されたプロフォーマ・ベースのパーゼル リスク加重資産は、210億スイス・フラン減少し、1,700億スイス・フランとなった。この減少は、信用評価調整(CVA)バリュー・アット・リスクの減少及び信用リスクのRWAの減少並びにレガシー・ポートフォリオに帰属するパーゼル に基づくCVA相当額に係るリスク加重資産110億スイス・フランをインベストメント・バンクからレガシー・ポートフォリオへ移管したことを反映している。従って、上記のCVA相当額の移管及びレガシー・ポートフォリオの最終的な構成を反映するため、2012年のパーゼル リスク加重資産の目標値を1,900億スイス・フランから1,750億スイス・フランに修正した。

事業分野別営業収益：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

投資銀行部門

第2四半期の収益合計は、受取報酬の減少がリスク管理プレミアムの減少により一部相殺されたため、3億9,600万スイス・フランから6%減の3億7,200万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、収益は9%減少した。

アドバイザリー業務収益は、手数料収入プールの減少及び市場シェアの低下により、第1四半期の1億6,900万スイス・フランから4,700万スイス・フラン減少し、1億2,200万スイス・フランとなった。

資本市場業務収益は、4億3,000万スイス・フランから7%減の4億100万スイス・フランとなった。株式資本市場業務の収益は、2億スイス・フランから2億600万スイス・フランまで増加した。これは、他の種類の取引については手数料収入プールが減少したにもかかわらず、プライベート及び仕組取引への参加が増えたことによるものである。債券資本市場業務の収益は、レバレッジド・ファイナンス業務収益の増加により一部相殺されたものの、世界的な手数料収入プールの減少により、2億2,900万スイス・フランから1億9,400万スイス・フランまで減少した。

その他の手数料収入及びリスク管理収益は、第1四半期のマイナス2億300万スイス・フランに対し、主にリスク管理プレミアムの減少により、第2四半期はマイナス1億5,000万スイス・フランとなった。

証券事業

証券事業の収益は、24億9,300万スイス・フランから46%減の13億4,600万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、収益は48%減少した。

株式部門

株式部門の収益は、ほぼ全ての業務の減少により、9億9,200万スイス・フランから75%減の2億4,700万スイス・フランとなった。業績は、上記のFacebookの新規株式公開に関する損失及び自己クレジット計算方法の改良による悪影響並びに過去の期間に関する自己クレジット項目の修正により影響を受けた。第2四半期に

は、プラスの2012年度借方評価調整（DVA）2,000万スイス・フランも含まれている。米ドル建てにおいても、収益は75%減少した。

現物株式業務の収益は、第1四半期のプラス3億4,700万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス8,900万スイス・フランであった。これは主に、上記のFacebookの新規株式公開に関する損失によるものである。更に、全ての地域において、取引高の減少及び顧客の景況感の悪化による受取手数料の減少並びに継続する市場の変動性に起因するトレーディング収益の減少が記録された。

デリバティブ及び株式連動収益は、3億6,500万スイス・フランから1億2,500万スイス・フランまで減少した。顧客収益は安定的であったが、全ての地域で市況が悪化し、第2四半期のトレーディング損失につながった。自己クレジット計算方法の改良及び過去の期間に関する自己クレジット項目の修正が6,500万スイス・フランの収益減につながった。以前の計算方法による結果と比較すると、株式部門が自己クレジット計算方法の改良を採用したことにより、株式デリバティブ事業のトレーディング収益は、第2四半期において更に8,600万スイス・フラン減少し、それに対応して、コーポレート・センター中核業務の自己クレジット利得が増加した。この情報は単に比較を目的としたものであり今後は提供しない。

プライム・サービス業務の収益は、主に証券貸付業務収益の増加により、2億7,100万スイス・フランから2億7,400万スイス・フランまで増加した。

その他の株式業務収益は、7,000万スイス・フラン減のマイナス6,200万スイス・フランであった。これは、一つには、自己勘定取引事業からの継続的な株式回収に関する損失によるものである（第1四半期には当該回収に関して利得を計上した。）。

フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）部門

ユーロ圏に対する危機感の高まりと米国における伸び悩みが厳しい市況を生み出したため、FICC部門の収益は、15億100万スイス・フランから27%減の10億9,900万スイス・フランとなった。米ドル建てでは収益は29%減少した。

クレジット業務の収益は、7億4,800万スイス・フランから3億9,600万スイス・フランまで減少した。これは、顧客の活動が減退したこと及びユーロ圏の不安定性がグローバル市場に影響を与えたため信用スプレッドが拡大したことによるものである。

マクロ業務の収益は、6億9,900万スイス・フランから7億1,000万スイス・フランまで増加した。外国為替業務の収益は、市場の変動性及びユーロの下落から恩恵を受けて増加した一方、コモディティ業務の収益は、顧客の活動の減退により減少した。金利取引業務の収益全体は、短期金利業務の業績の改善がその他の金利取引業務における減少を上回ったため、わずかに増加した。更に、マクロ業務の収益には、過去の期間に関する自己クレジット項目の修正から生じた利得4,200万スイス・フランが含まれている。

新興市場業務の収益は、顧客の活動の減退並びに複数の資産クラス及び地域における市場変動性の高まりにより、1億9,600万スイス・フランから1億600万スイス・フランまで減少した。

その他のFICC部門収益（資金調達及びヘッジコストを含む。）は、前四半期のマイナス1億4,200万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス1億1,300万スイス・フランであった。第1四半期には5,300万スイス・フランの借方評価調整損失を計上したのに対し、第2四半期の収益には3,500万スイス・フランの借方評価調整利益が含まれている。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

当行は引き続きコストベースを厳しい事業環境に合わせたため、インベストメント・バンク部門の従業員数は、2012年3月31日現在の16,744名から312名減少して、2012年6月30日現在では16,432名となった。

業績：2012年上半年期と2011年上半年期の比較

2012年上半年期の税引前利益は、2011年上半年期の13億4,800万スイス・フランから6億スイス・フランまで減少した。これは、全ての事業分野における収益の減少が営業費用の減少を上回ったことを反映している。正味貸倒引当金戻入額は、2011年上半年期の300万スイス・フランに対し、2012年上半年期は3,300万スイス・フランであった。

投資銀行部門の収益は、全体の手数料収入プールの減少によるアドバイザー業務収益の減少に起因して、8億7,700万スイス・フランから12%減の7億6,800万スイス・フランとなった。これは、株式資本市場業務の

収益の増加並びにその他の手数料収入及びリスク管理収益により一部相殺された。米ドル建てでは、投資銀行部門の収益は15%減少した。証券事業の中では、株式部門の収益は、2011年上半期の23億6,400万スイス・フランから48%減の12億3,900万スイス・フランとなった。これは、市場取扱量の減少、主に現物市場及びデリバティブ市場における厳しい取引環境並びに上記のFacebookの新規株式公開に関する損失によるものである。米ドル建てでは、株式部門の収益は48%減少した。FICC部門の収益は、主にクレジット業務の収益が堅調であった2011年上半期から減少したことにより、28億スイス・フランから7%減の26億スイス・フランとなった。新興市場業務の収益が減少した一方で、マクロ業務の収益は、主に長期線形金利取引業務の業績が改善したことにより増加した。米ドル建てでは、FICC部門の収益は10%減少した。

営業費用合計は、2011年上半期の46億9,600万スイス・フランから6億5,600万スイス・フラン(14%)減少し、40億4,000万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、営業費用合計は17%減少した。人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少と当行のコスト削減プログラムに伴う経費削減により、2011年上半期の33億5,600万スイス・フランから25億9,500万スイス・フランまで減少した。一般管理費は、当行のコスト削減プログラムに伴う経費削減により一部相殺されたものの、主に、訴訟引当金、専門家報酬及び上記の不動産再編引当金の増加により、2011年上半期の11億7,200万スイス・フランから12億2,000万スイス・フランまで増加した。

グローバル・アセット・マネジメント

グローバル・アセット・マネジメントの税引前利益は、特にオルタナティブ及びクオンツ投資における実績報酬の減少により、2012年第1四半期の1億5,600万スイス・フランに対し、2012年第2四半期は1億1,800万スイス・フランであった。新規純資金(マネー・マーケット・フローを除く。)は、前四半期は26億スイス・フランの新規純資金流出額を計上したのに対し、2012年第2四半期は12億スイス・フランの新規純資金流入額を計上するまでに改善した。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

第2四半期の営業収益合計は、前四半期の4億7,800万スイス・フランに対し、4億4,600万スイス・フランであった。運用手数料純額はわずかに増加したが、特にオルタナティブ及びクオンツ投資並びに従来型の投資において、堅調であった第1四半期から実績報酬が減少したことにより相殺された。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の3億2,200万スイス・フランに対し、第2四半期は3億2,800万スイス・フランであった。第2四半期には、米国の退職者給付制度の変更に関する人件費1,100万スイス・フランの貸方計上及び訴訟引当金500万スイス・フランが含まれている。第1四半期には、UBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2,000万スイス・フランの貸方計上及び再編費用600万スイス・フランが含まれている。これらの年金及び給付制度に関する項目並びに再編費用を除くと、営業費用は、第1四半期の3億3,600万スイス・フランに対し、第2四半期は3億3,900万スイス・フランであった。

人件費は、前四半期の2億2,000万スイス・フランから2億1,600万スイス・フランまで減少した。上記の年金及び給付制度に関する項目並びに再編費用の影響に関する調整後の人件費は、主に収益性の低下を反映した変動報酬の減少により、2億3,400万スイス・フランから2億2,800万スイス・フランまで減少した。

一般管理費は、前四半期の9,200万スイス・フランに対し、第2四半期は1億100万スイス・フランであった。この増加は、上記の訴訟引当金及び第1四半期に比べて増加したコーポレート・センターの共通業務費用の配分を反映している。これらは、過去の事業閉鎖に関して以前計上した費用300万スイス・フランの戻入により一部相殺されている。

費用対収益比率

費用対収益比率は、2012年第1四半期の67.4%に対し、第2四半期は73.5%であった。上記の年金及び給付制度に関する項目並びに再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、主に営業収益の減少により、第1四半期の70.3%に対して第2四半期は76%であった。この比率は、当行が目標とする60%から70%の範囲を超過している。

新規純資金増加率

年率換算の新規純資金増加率は、第1四半期のマイナス5.7%に対し、第2四半期はマイナス2.5%であった。当行の目標とする新規純資金増加率の範囲は3%から5%である。

マネー・マーケット・フローを除くと、第2四半期における第三者からの新規純資金流入額は34億スイス・フランであり、第1四半期は29億スイス・フランの新規純資金流出額が計上されていた。これは、第1四半期に見られた顧客ポートフォリオの調整が一巡し、第2四半期に入り第三者からの新規純資金流入が回復したことが背景である。流入の大部分は指標連動型の株式をはじめとする従来型の投資となった。

マネー・マーケット・フローを除くと、第2四半期におけるUBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は22億スイス・フランであり、第1四半期は3億スイス・フランの純資金流入額が計上されていた。第2四半期における流出は主にマルチ・アセット部門の資金からであった。

第2四半期における第三者からのマネー・マーケットの純資金流入額は15億スイス・フランであり、第1四半期は28億スイス・フランの純資金流出額が計上されていた。第2四半期におけるUBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からのマネー・マーケットの純資金流出額は、第1四半期の28億スイス・フランに対し、62億スイス・フランとなった。この純資金流出は、主に、顧客の資金をUBS Bank USAに預金するウェルス・マネジメント・アメリカズの戦略により、グローバル・アセット・マネジメントが管理するマネー・マーケット・ファンドへの資金流入が減少したことによるものである。

運用資産

運用資産は、2012年3月31日現在の5,590億スイス・フランに対し、2012年6月30日現在は5,690億スイス・フランであった。40億スイス・フランの増加は、INGインベストメント・マネジメントのオーストラリア事業の買収に伴う資産の移動によるものである。当該買収は2011年第4四半期に完了し、売買契約に基づき予想されていた通り、過去の3四半期において関連する資産の増加及び減少があった。その結果、全体として120億スイス・フランの運用資産の純増加となった。当該買収を除くと、運用資産に対するプラスの為替効果が市場動向の低迷及び新規純資金流出により一部相殺された。

2012年6月30日現在、運用資産のうち840億スイス・フラン(15%)が短期金融市場資産であった。地域別では、運用資産の34%がスイス、28%がアメリカ、19%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、19%がアジア太平洋地域における顧客に関するものであった。

運用資産の粗利益率

粗利益率は、第1四半期の34ベシス・ポイントに対し、第2四半期は32ベシス・ポイントであった。これは主に、オルタナティブ及びクオンツ投資の実績報酬の減少によるものである。粗利益率は、当行が目標とする32ベシス・ポイントから38ベシス・ポイントの範囲の下端であった。

事業分野別業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

従来型運用業務

収益は、第1四半期の2億9,400万スイス・フランに対し、第2四半期は2億7,400万スイス・フランとなった。これは運用手数料及び実績報酬純額の減少によるものである。粗利益率は、24ベシス・ポイントから22ベシス・ポイントまで減少した。

マネー・マーケット・フローを除くと、第2四半期の新規純資金流入額は20億スイス・フランであり、第1四半期は24億スイス・フランの新規純資金流出額が計上されていた。第2四半期の株式部門の純資金流入額は39億スイス・フランであり、第1四半期は37億スイス・フランの純資金流出額が計上されていた。第2四半期の債券部門の純資金流入額は、第1四半期の24億スイス・フランに対し、5億スイス・フランであった。第2四半期のマルチ・アセット部門の純資金流出額は、第1四半期の12億スイス・フランに対し、24億スイス・フランであった。

運用資産は、2012年3月31日現在の4,840億スイス・フランに対し、2012年6月30日現在は4,910億スイス・フランであった。マンダートの種類別では、運用資産のうち1,540億スイス・フランは株式運用、1,530億スイス・フランは債券、840億スイス・フランはマネー・マーケット、1,010億スイス・フラン(オルタナティブ及びクオンツ投資部門、グローバル不動産投資部門又はインフラ及びプライベート・エクイティ部門による運用ではないオルタナティブ投資70億スイス・フランを含む。)はマルチ・アセットに関するものであった。

オルタナティブ及びクオンツ投資

第2四半期の収益は、第1四半期の6,800万スイス・フランに対し、4,800万スイス・フランであった。これは、主にオコナーのシングル・マネジャー・ファンドにおける実績報酬の減少が運用手数料純額の増加によりわずかに相殺された結果である。

粗利益率は、89ベース・ポイントから65ベース・ポイントに低下した。

新規純資金流出額は、第1四半期の6億スイス・フランに対し、第2四半期は10億スイス・フランとなった。

運用資産は、2012年3月31日現在の300億スイス・フランに対し、2012年6月30日現在は290億スイス・フランであった。

グローバル不動産投資

収益は、第1四半期の6,700万スイス・フランに対し、第2四半期は7,500万スイス・フランであった。これは主に、UBSシマ（スイスの上場不動産ファンド）における3億7,000万スイス・フランの増資に起因する取引手数料の増加によるものである。

粗利益率は、第1四半期の71ベース・ポイントに対し、77ベース・ポイントであった。

新規純資金流入額は、第1四半期の4億スイス・フランに対し、3億スイス・フランであった。

運用資産は、2012年3月31日現在の380億スイス・フランに対し、2012年6月30日現在では400億スイス・フランであった。

インフラ及びプライベート・エクイティ

収益は、第1四半期から変わらず、800万スイス・フランであった。

新規純資金流出額は、第1四半期のゼロ計上に対し、1億スイス・フランであった。

運用資産は、2012年3月31日現在から変わらず、2012年6月30日現在も80億スイス・フランであった。

ファンド・サービス

収益は、第1四半期の4,100万スイス・フランに対し、4,200万スイス・フランであった。

管理資産に対する粗利益率は、第1四半期から変わらず、4ベース・ポイントであった。

第2四半期の新規管理資産の純流入額は102億スイス・フランであり、第1四半期は3億スイス・フランの純流出額が計上されていた。

管理資産総額は、2012年3月31日現在の3,880億スイス・フランに対し、2012年6月30日現在は4,030億スイス・フランとなった。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

2012年6月30日現在の従業員数は、2012年3月31日現在の3,716名に対し、3,719名であった。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

2012年上半期の税引前利益は、2011年上半期の2億3,100万スイス・フランに対し、2億7,400万スイス・フランであった。営業収益合計は、2011年上半期の9億4,000万スイス・フランから9億2,400万スイス・フランまで減少した。従来型運用業務の収益は、運用手数料純額がスイス・フラン高及び市場評価の低下により影響を受けたため、2011年上半期の5億8,500万スイス・フランに対し、2012年上半期は5億6,800万スイス・フランであった。オルタナティブ及びクオンツ投資の収益は、2011年上半期は1億3,800万スイス・フランであったが、主に実績報酬の減少並びにファンド事業のインフラ及びプライベート・エクイティ・ファンドのインフラ及びプライベート・エクイティへの移管を受けて、2012年上半期は1億1,600万スイス・フランとなった。グローバル不動産投資の収益は、2011年上半期の1億2,600万スイス・フランに対し、2012年上半期は1億4,200万スイス・フランであった。インフラ及びプライベート・エクイティの収益は、主に上記のオルタナティブ及びクオンツ投資からの事業移管を反映して、2011年上半期の700万スイス・フランに対し、2012年上半期は1,600万スイス・フランであった。ファンド・サービスの収益は、2011年上半期の8,400万スイス・フランに対し、2012年上半期は8,300万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2011年上半期の7億900万スイス・フランから、2012年上半期は6億5,000万スイス・フランまで減少した。これは、2012年第1四半期のUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2,000万スイス・フランの貸方計上及び2012年第2四半期の米国の退職者給付制度の変更に関する人件費1,100万スイス・フランの貸方計上並びに当行のコスト削減プログラムに伴う継続的な経費削減を反映している。

運用実績

グローバル、米国及びヨーロッパの株式ストラテジーのアクティブ・マネジャーにとって厳しい環境の中、2012年第2四半期において、当行の主要な株式ストラテジーの多くはベンチマークを満たさなかった。特に、5月のマクロの不確実性がコア/バリュー型マネジャーに多大な影響を与え、当行の実績を圧迫した。堅調であった第1四半期の実績に助けられ、2012年度累計期間の実績は好調を維持した。

債券においては、ユーロ圏の債務問題を取り巻く不確実性の持続により、入り混じった四半期となった。2012年度累計期間及び長期実績は引き続き好調であった。

グローバル・インベストメント・ソリューションにおいては、マルチ・アセット・インカム・ファンドはベンチマークを上回ったが、アセット・アロケーション・ファンドはベンチマークを下回った。両分野とも、2012年度累計期間の業績はプラスを維持した。アセット・アロケーション・ファンドについては、証券の選定が第2四半期にベンチマークを下回る主な要因となったが、同時に、2012年度累計期間においてはベンチマークを上回る主な要因にもなった。絶対的リターン及び転換社債ストラテジーは、第2四半期のマイナスの実績にもかかわらず、長期では極めて好調な実績を維持した。

オルタナティブ・ストラテジー（主要構成対ベンチマーク表には示されていない。）の中では、不動産ストラテジーが概して絶対的に良好な実績を維持した。オルタナティブ及びクオンツ投資のストラテジーは、オコナーの中心的なシングル・マネジャー・ファンドのリターンはわずかにマイナスとなり、ファンド・オブ・ファンズの中心的な商品のリターンは横ばいからわずかにマイナスに及んで、入り混じった実績になった。直接インフラ投資のリターンはファンド目標に合致した。インフラストラクチャー・ファンド・オブ・ファンズ及びプライベート・エクイティ・ファンド・オブ・ファンズは、それぞれの投資戦略に合致した実績を上げた。

ピアグループと比較した運用実績は、UBSの多岐にわたるホールセール・ファンドによって示される通り好調であった。全ての資産クラスを通じてかつ資産加重ベースで、1年間ではUBSのファンドの61%、3年間では75%、5年間では64%が上位2分の1以内に入った。

リテール&コーポレート

2012年第2四半期の税引前利益は、前四半期の5億7,500万スイス・フランに対し、3億9,900万スイス・フランであった。前四半期にはUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費1億9,000万スイス・フランの貸方計上が含まれている。この項目と再編費用に関する調整後の税引前利益は、わずかに(300万スイス・フラン)増加し、3億9,500万スイス・フランとなった。リテール及びコーポレート業務のいずれも、堅調な新規純業務取扱高増加率を維持した。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、前四半期の9億3,600万スイス・フランからわずかに(900万スイス・フラン)減少し、9億2,700万スイス・フランとなった。これは、収益の増加が貸倒引当金繰入額の増加により相殺されたためである。貸倒引当金繰入額の増加は、少数のワークアウト・ポートフォリオ案件によるものであり、加えて、第1四半期は一般貸倒引当金の取崩から恩恵を受けていたためである。

受取利息純額は、資金業務関連の収益の増加並びに平均預金残高の増加及び平均貸出金残高の微増を反映して、前四半期から800万スイス・フラン増加し、5億4,700万スイス・フランとなった。基準金利の低下が選択的な価格決定に関する調整により一部相殺されたため、預金マージンはわずかに減少したが、貸出マージンは引き続き安定的であった。受取利息純額は、歴史的に低い市場金利により抑えられ、当行の複製ポートフォリオからの収益に引き続き影響を与えた。

受取報酬及び手数料純額は、3億300万スイス・フランからわずかに減少し、2億9,900万スイス・フランと

なった。トレーディング収益純額は、100万スイス・フラン減少し、6,300万スイス・フランとなった。

その他の収益は、1,800万スイス・フラン増加し、3,000万スイス・フランとなった。これは主に、SIXスイス取引所に対する投資及びその他の関連会社投資並びにUBSの証券に係る支払を受ける権利の満了による収益の増加を反映している。

2012年第1四半期には貸倒引当金戻入額1,800万スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期には貸倒引当金繰入額1,200万スイス・フランを計上した。第1四半期には、信用ポートフォリオの動向によりイベント・ベースの一般貸倒引当金が800万スイス・フラン減少した。第2四半期にはイベント・ベースの一般貸倒引当金の取崩は存在せず、少数のワークアウト・ポートフォリオ案件に関する引当金の増加により、貸倒引当金繰入額が増加した。

営業費用

営業費用は、前四半期の3億6,100万スイス・フランから5億2,700万スイス・フランまで増加した。前四半期には、UBSのスイスにおける年金制度の変更に係る人件費1億9,000万スイス・フランの貸方計上が含まれている。この変更と再編費用に関する調整後の営業費用は、1,300万スイス・フラン減少した。

人件費は、2億5,300万スイス・フランから4億2,100万スイス・フランまで増加した。上記のUBSのスイスにおける年金制度の変更に係る調整後の人件費は、1,100万スイス・フラン減少した。これは主に、第2四半期の取得されなかった年次休暇に係る見越し計上額が第1四半期に比べて減少したためである。一般管理費は、主に当行の150周年に関連してマーケティング費用が増加したことを反映し、前四半期の2億1,400万スイス・フランから2億2,300万スイス・フランまで増加した。他の事業部門に対する業務提供に係る正味費用請求額は、前四半期の1億3,800万スイス・フランから1億5,000万スイス・フランまで増加した。減価償却費は、前四半期から100万スイス・フラン増加し、3,400万スイス・フランとなった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、第1四半期の39.3%に対し、第2四半期は56.1%であった。上記のUBSのスイスにおける年金制度の変更に係る調整後の費用対収益比率は、前四半期の59.3%から56.5%まで低下し、50%から60%の目標範囲内であった。

純利息マージン

純利息マージンは、第1四半期から2ベース・ポイント増加し、161ベース・ポイントとなった。これは主に、資金業務関連収益の増加による受取利息純額の増加を反映している。純利息マージンは、引き続き140ベース・ポイントから180ベース・ポイントの目標範囲内であった。

新規純業務取扱高増加率

年率換算の新規純業務取扱高増加率は、前四半期の4.2%に対し、第2四半期は3.3%となった。リテール及びコーポレート業務のいずれも、主に顧客資産業務において、また貸出業務からも純資金流入額を計上した。これは、優良な貸出業務を増加させる当行の戦略に合致したものである。新規純業務取扱高増加率は、1%から4%の目標範囲内であった。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の従業員数は、2012年3月31日現在の11,417名に対し、2012年6月30日現在は11,268名であった。これは、一つには、当行のコスト削減プログラムに関連した人員削減を反映したものである。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

2012年上半期の税引前利益は、2011年上半期の8億2,400万スイス・フランから1億5,100万スイス・フラン増加し、9億7,500万スイス・フランとなった。これは、2012年上半期の人件費がUBSのスイスにおける年金制度の変更に係る1億9,000万スイス・フランの貸方計上から恩恵を受けたためである。この変更と再編費用に関する調整後の税引前利益は3,600万スイス・フラン減少した。

営業収益合計は、19億3,900万スイス・フランから7,600万スイス・フラン減少し、18億6,300万スイス・フランとなった。受取利息純額は、7,900万スイス・フラン減少し、10億8,600万スイス・フランとなった。これは主に、資金業務関連の収益の減少並びに主にグループ財務部門が運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオに関する損失の増加及び付随費用によるものである。2011年上半期の資金業務関連の収益には、当行の戦略的投資ポートフォリオに関する収益4,600万スイス・フランが含まれていたが、当該ポートフォリオは2011年第3四半期に売却された。市場金利の下落によるマージンの減少も、2011年上半期に比べて2012年上半期の受取利息に重大な影響を与えた。これは、優良な貸出業務を増加させる当行の戦略に合致した顧客預金平均残高の堅調な増加と貸出残高の微増により一部のみ相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、2011年上半期の5億9,600万スイス・フランからほぼ変わらず、6億200万スイス・フランであった。トレーディング収益純額は、主に資金業務関連の収益の減少及び特定の貸出金をヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップに関する評価損を反映し、1億5,700万スイス・フランから1億2,800万スイス・フランまで減少した。その他の収益は、主にSIXスイス取引所に対する投資及びその他の関連会社投資からの収益の増加を反映し、2011年上半期の2,800万スイス・フランから4,100万スイス・フランまで増加した。2011年上半期には700万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、2012年上半期は600万スイス・フランの貸倒引当金戻入額を計上した。2012年上半期における戻入には一般貸倒引当金の取崩が含まれている。

営業費用は、11億1,400万スイス・フランから8億8,800万スイス・フランまで減少した。これは主に、上述したUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費1億9,000万スイス・フランの貸方計上によるものである。この変更と再編費用に関する調整後の営業費用は、3,900万スイス・フラン減少した。人件費も、上記のUBSのスイスにおける年金制度の変更を反映して、1億6,600万スイス・フラン減少し、6億7,300万スイス・フランとなった。この変更と再編費用に関する調整後の人件費は、2,100万スイス・フラン増加した。これは、ミドル・オフィス及びバック・オフィスの機能がウェルス・マネジメント部門からリテール&コーポレート部門に移転されたこと並びに取得されなかった年次休暇に係る見越計上額の増加を反映したものである。人件費以外の費用は、主に上記のミドル・オフィス及びバック・オフィスの機能移転により他の事業部門に対する業務提供に係る正味費用請求額が増加したことを反映し、2億7,500万スイス・フランから2億1,500万スイス・フランまで減少した。

コーポレート・センター

コーポレート・センター中核業務

税引前損益は、前四半期には12億3,900万スイス・フランの損失計上であったのに対し、2012年第2四半期は1,900万スイス・フランの損失計上であった。前四半期には11億6,400万スイス・フランの自己クレジット損失を計上したのに対し、第2四半期は2億3,900万スイス・フランの自己クレジット利得を計上した。事業部門への配分後にコーポレート・センター中核業務に残存する資金業務関連収益は、前四半期のプラス7,900万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス6,400万スイス・フランであった。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

コーポレート・センター中核業務の営業収益は、前四半期には11億5,300万スイス・フランのマイナス計上であったが、第2四半期は1億200万スイス・フランのプラス計上となった。自己クレジットを除く営業収益は、前四半期には1,100万スイス・フランのプラス計上であったが、第2四半期は1億3,700万スイス・フランのマイナス計上となった。事業部門への配分後にコーポレート・センター中核業務に残存する資金業務関連収益は、前四半期のプラス7,900万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス6,400万スイス・フランであった。この減少は主に、ヘッジの非有効部分に関する損失によるものであり（前四半期には利得を計上した。）、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計モデルに係るヘッジの有効性を計算する方法の改良によってもたらされた第2四半期における7,000万スイス・フランの損失が含まれている。これは、前四半期に関するヘッジの非有効部分の修正によって一部相殺されている。これにより、コーポレート・センター中核業務において、第2四半期に総計で4,200万スイス・フランの損失が計上された。主にグループ財務部門が運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオの平均規模は、2012年第1四半期と比

較して、比較的安定的なままであった。しかし、当該ポートフォリオの運用に伴う費用は、市況及びポートフォリオ構成の変化によりわずかに増加した。発行及び債務処理業務に係る費用も、残高の減少により減少した。

自己クレジット

2012年第2四半期から、事業部門の業績の測定において、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損益が除外されている。これは、かかる損益は事業部門レベルで管理されておらず、必ずしも事業部門の業績を示すものではないという事実を反映している。この内部報告に係る変更に従い、自己クレジット損益は、現在、コーポレート・センター中核業務の一部として報告されている。過去の期間についてはこの表示に一致するよう遡及修正されている。

第1四半期には公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損失11億6,400万スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期は2億3,900万スイス・フランの自己クレジット利得を計上した。第2四半期の利得には、自己クレジット計算方法の改良及び過去の期間に関する複数の自己クレジット項目の修正による影響が含まれている。これらの影響を除くと、自己クレジット利得純額は、主に第2四半期を通して当行の信用スプレッドが拡大したことに起因するものである。

営業費用

コーポレート・センター中核業務の営業費用は、事業部門にサービスを配分する前の合計ベースでは、前四半期の16億6,300万スイス・フランから19億3,400万スイス・フランまで増加した。第1四半期はUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費1億8,100万スイス・フランの貸方計上から恩恵を受けた。この変更を除くと、営業費用は9,000万スイス・フラン増となった。この増加は、主に、当行の150周年に関するマーケティング費用（当行が150周年を記念して立ち上げた教育イニシアチブに関する費用を含む。）の増加並びに技術関連業務費用、不動産に係る引当金及び減損の増加に関するものである。

人件費は、主に上述したUBSのスイスにおける年金制度の変更を反映して1億600万スイス・フラン増加し、8億4,000万スイス・フランとなった。この変更を除くと、人件費は、主に第2四半期における変動報酬の見越計上額の減少により、7,500万スイス・フラン減少した。

一般管理費は、主に、当行の150周年（当行が150周年を記念して立ち上げた教育イニシアチブを含む。）に関するマーケティング費用の増加、技術関連業務費用及びニューヨークの不動産に係る引当金の増加により、1億4,300万スイス・フラン増加し、9億2,500万スイス・フランとなった。

減価償却費は、主に不動産の減損に関連して2,000万スイス・フラン増加し、1億6,700万スイス・フランとなった。

事業部門に請求された共通業務費用純額は、主に上述した費用の増加を反映して前四半期から2億3,700万スイス・フラン増加し、18億1,300万スイス・フランとなった。

事業部門への配分後に残存する営業費用合計は、前四半期の8,600万スイス・フランから1億2,000万スイス・フランまで増加した。この増加は、主に上記のマーケティング費用（教育イニシアチブを含む。）の増加によるものである（当該費用は事業部門に配分されなかった。）。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

2012年第2四半期末現在のコーポレート・センター中核業務の従業員数は18,784名であり、このうち18,548名は、使用したサービスに基づいて各事業部門及びレガシー・ポートフォリオ部門に配分された。前四半期からの165名の減少は、主に当行のコスト削減プログラムに関する人員削減を反映している。配分後にコーポレート・センター中核業務に残存した237名は、グループのガバナンス部門及びその他のコーポレート項目に関連する従業員であった。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

税引前損益は、2011年上半期は3億1,000万スイス・フランの損失計上であったのに対し、2012年上半期は12億5,800万スイス・フランの損失計上となった。自己クレジットを除くと、税引前損益は、2011年上半期の1億5,300万スイス・フランの損失に対し、2012年上半期は3億3,200万スイス・フランの損失であった。

自己クレジットを除く営業収益は、8,000万スイス・フラン減少した。これは、主にグループ財務部門が運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオに関する損失及び付随費用の増加

が主な要因である。事業部門への配分後にコーポレート・センター中核業務に残存する資金業務関連収益は、前年から1,600万スイス・フラン増加し、2012年上半期は1,500万スイス・フランとなった。

事業部門への配分前費用は、2011年上半期の39億600万スイス・フランから3億900万スイス・フラン減少し、2012年上半期は35億9,600万スイス・フランとなった。これは主に、上述したUBSのスイスにおける年金制度の変更、内部で開発したソフトウェアの資本化及び変動報酬の見越計上額の減少によるものである。更に、2011年上半期には、訴訟引当金及び内部で開発したソフトウェアの資本化に係るより多額の減価償却費が含まれていた。この減少は、2012年上半期に、マーケティング費用、不動産引当金及び巨大複合金融機関に関する規制及び法制関係のイニシアチブ（回復解決計画の必要を含む。）から生じる費用の増加により一部相殺された。

レガシー・ポートフォリオ

レガシー・ポートフォリオの税引前損益は、前四半期は8,900万スイス・フランの利益計上であったが、第2四半期は1億1,900万スイス・フランの損失計上となった。これは主に、SNBスタブファンドの株式取得オプションの評価益が4,500万スイス・フラン増と、前四半期の増加幅を8,200万スイス・フラン下回ったことと、レガシー・ポートフォリオのその他の部分が、前四半期は3,700万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期には8,100万スイス・フランの損失を計上したことに起因している。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益

レガシー・ポートフォリオの営業収益は、2012年第1四半期のプラス1億6,800万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス3,400万スイス・フランとなった。SNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益は、第1四半期の1億2,700万スイス・フランに対し、第2四半期は、主にSNBスタブファンドの資産の市場評価の上昇により、4,500万スイス・フランであった。

SNBスタブファンドのオプションを除くレガシー・ポートフォリオの営業収益は、前四半期にはプラス3,700万スイス・フランであったが、第2四半期はマイナス8,100万スイス・フランとなった。第2四半期には、プロフォーマ・ベースのパーゼルに基づくリスク加重資産を更に減少させるための、先に開示されたMBIAとの和解の元となっている実質上全ての資産の売却又は清算に関する純損失が含まれている。

営業費用

レガシー・ポートフォリオの営業費用合計は、主に訴訟引当金及び弁護士費用の増加により、前四半期の7,900万スイス・フランから8,500万スイス・フランまで増加した。

BISリスク加重資産

パーゼル2.5に基づき測定されたリスク加重資産は、30億スイス・フラン増加して、第2四半期末現在では240億スイス・フランとなった。これは主に、特定のポートフォリオ・ポジションの格下げと不利な為替相場の影響によるものである。レガシー・ポートフォリオのプロフォーマ・ベースのパーゼルリスク加重資産は、第2四半期中に800億スイス・フランから530億スイス・フランまで減少した。これは主に、SNBスタブファンドのオプションの取扱いの見直しによる210億スイス・フランの減少及び主に先に開示されたMBIAとの和解の元となっている実質上全ての資産の売却又は清算による140億スイス・フランの減少が、レガシー・ポートフォリオに帰属するパーゼルに基づく信用評価調整損失に係るリスク加重資産110億スイス・フランのインベストメント・バンクからの移管により一部相殺された結果である。

従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

SNBスタブファンドの投資管理チーム及びレガシー・ポートフォリオの残りの管理チームの従業員数は、第1四半期の283名に対し、2012年第2四半期末現在は合計で289名であった。

業績：2012年上半期と2011年上半期の比較

継続事業からの税引前損益は、2011年上半期は2億2,600万スイス・フランの利益計上であったが、2012年上半期は3,000万スイス・フランの損失計上であった。

営業収益は、3億7,000万スイス・フランから1億3,400万スイス・フランまで減少した。SNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益は、2011年上半期の2億500万スイス・フランに対し、2012年上半期は1億7,200万スイス・フランであった。SNBスタブファンドのオプションを除くレガシー・ポートフォリオは、2011年上半期には1億6,400万スイス・フランの利益を計上したが、2012年上半期は4,400万スイス・フランの損失を計上した。

営業費用合計は、1億4,300万スイス・フランから1億6,400万スイス・フランまで増加した。これは主に、訴訟引当金の増加が、提供を受けた業務に係る費用配分の減少及び弁護士費用の減少により一部相殺された結果である。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

UBSグループの業績

UBS株主に帰属する純利益は、第1四半期の8億2,700万スイス・フランに対し、2012年第2四半期は4億2,500万スイス・フランであった。税引前利益は、自己クレジットを除くトレーディング収益の減少、受取報酬及び手数料純額の減少、及び営業費用の増加を主因として、13億400万スイス・フランから9億5,100万スイス・フランに減少した。かかる減少は、自己クレジット利得2億3,900万スイス・フランにより一部相殺された。前四半期は、11億6,400万スイス・フランの自己クレジット損失であった。税金費用は、前四半期の4億7,600万スイス・フランから2億5,300万スイス・フランとなった。更に、非支配持分に帰属する第2四半期の純利益は、前四半期の100万スイス・フランに対して、2億7,300万スイス・フランとなり、大部分がトラスト優先証券の配当を反映したものであった。

業績：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

2012年第2四半期の税引前営業利益は9億5,100万スイス・フランであり、前四半期においては13億400万スイス・フランであった。前四半期には公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損失11億6,400万スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期は2億3,900万スイス・フランの自己クレジット利得を計上した。また、第2四半期には、米国における当行退職者の医療保険及び生命保険給付制度の変更に関する人件費8,400万スイス・フランの貸方計上及び900万スイス・フランの正味再編費用も含まれている。第1四半期には、スイスにおける年金制度の変更に関する人件費4億8,500万スイス・フランの貸方計上及び1億2,600万スイス・フランの正味再編費用が含まれている。

かかる項目を除くと、当該四半期の修正後の税引前利益は、14億7,200万スイス・フラン減少して、21億900万スイス・フランから6億3,700万スイス・フランとなった。第2四半期以降、修正後の税引前利益は、当期及び比較期間について借方評価調整を除かないものとする。修正後の税引前利益の減少は、厳しい市況を反映した受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少、Facebookの新規株式公開に関する3億4,900万スイス・フランの損失、並びに顧客活動の低下による受取報酬及び手数料純額の減少を主因としていた。修正ベースでは、営業費用は前四半期から微減であった。

営業収益：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業収益合計は、65億2,500万スイス・フランに対し、64億800万スイス・フランであった。自己クレジットの影響を除くと、営業収益は15億2,000万スイス・フラン減少して61億6,900万スイス・フランとなった。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2億900万スイス・フラン増加して27億6,200万スイス・フランとなった。前四半期には公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損失11億6,400万スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期は2億3,900万スイス・フランの自己クレジット利得を計上した。第2四半期の自己クレジット利得には、自己クレジット計算方法の改良と、以下の「自己クレジット」で説明される過去の期間に関する複数の自己クレジット項目の修正による影響が含まれている。

自己クレジットの影響を除くと、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に当行の株式部門及びフィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）部門のトレーディング業務で11億9,400万スイス・フラン減少した。

株式部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、Facebookの新規株式公開に関連する上記損失を主因として6億3,800万スイス・フラン減少した。デリバティブ収益は減少した。顧客収益は安定的であったが、市況は全地域にわたって悪化し、第2四半期のトレーディング損失を招いた。更に、第2四半期には、自己クレジット計算方法の改良による影響と、以下の「自己クレジット」で説明される過去の期間に関する複数の自己クレジット項目の修正による影響が含まれている。

フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額は3億300万スイス・フラン減少した。これは主にクレジット収益の減少によるものであったが、クレジット収益は、ユーロ圏の不安定な状況が世界市場に影響を及ぼしたために、顧客活動が低下し、スプレッドが拡大したため減少した。マクロ業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、比較的安定しており、以下の「自己クレジット」で説明される過去の期間に関する自己クレジット項目の修正による利得を含んでいる。新興市場の収益は、全ての資産クラス及び地域における顧客活動の低下と市場変動の増大により減少した。第2四半期には、3,500万スイス・フランの借方評価調整利益が含まれており、第1四半期では5,300万スイス・フランの損失であった。

レガシー・ポートフォリオからの受取利息純額及びトレーディング収益純額は7,900万スイス・フラン減少した。SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの再評価により、前四半期では1億2,700万スイス・フランの利益、また、第2四半期では4,500万スイス・フランの利益となった。

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びリテール&コーポレートにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は安定していた。

自己クレジット

2012年第2四半期から、事業部門の業績の測定において、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損益は除かれている。これは、かかる損益が事業部門レベル（及びUBSグループレベル）で管理されていないため、事業部門の業績を必ずしも表示するものではないという事実を反映している。かかる内部報告の変更に合わせて、現在では自己クレジット損益はコーポレート・センター中核業務の一部として報告されている。過去の期間については、かかる表示に合わせて再表示されている。当該変更は、UBSグループの業績に影響を与えるものではない。

借方評価調整は、無担保デリバティブの再調達価額 - 貸方における自己クレジットのリスクを反映しており、かかるポジションのリスク管理方法に従って、事業部門内で継続して報告される予定である。

これとは別に、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット計算方法について現在当行が行っている改良の一環として、第2四半期に追加の改良を行い、過去の期間に関する複数の自己クレジット

ト項目を修正した。これにより、全体としては以下の影響が生じた - 株式部門のデリバティブ取引収益の6,500万スイス・フランの減少及びフィックス・インカム・カレンシー・コモディティ(FICC)部門のマクロ業務のトレーディング収益の4,200万スイス・フランの増加(両方ともインベストメント・バンクでの計上)、コーポレート・センターのレガシー・ポートフォリオで計上されたトレーディング収益の400万スイス・フランの損失、並びにコーポレート・センター中核業務で計上された9,000万スイス・フランの自己クレジット利得。これらは、過去の期間に関するものであるが、第2四半期に計上された。自己クレジットとその他のトレーディング収益の影響を相殺した後のUBSグループの税引前の業績に対する正味の影響は、6,300万スイス・フランの利益であった。

以前の計算方法による結果と比較すると、株式部門が自己クレジットの計算方法の改良を採用したことにより、インベストメント・バンクの株式デリバティブ事業のトレーディング収益は、第2四半期において更に8,600万スイス・フラン減少し、それに対応して、コーポレート・センター中核業務の自己クレジット利得が増加した。この情報は単に比較を目的としたものであり今後は提供しない。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、前四半期の3,700万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額に対し、第2四半期には100万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。かかる変動は主にリテール&コーポレートで発生しており、リテール&コーポレートは、前四半期の1,800万スイス・フランの貸倒引当金戻入額に対して、1,200万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。第1四半期には、信用ポートフォリオの動向により、イベント・ベースの一般貸倒引当金が800万スイス・フラン減少した。第2四半期には、イベント・ベースの一般貸倒引当金からの取崩は存在せず、少数のワークアウト・ポートフォリオ案件に関する引当金の増加により、貸倒引当金繰入額が増加した。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、1億9,400万スイス・フラン減少して36億4,900万スイス・フランとなった。

仲介報酬純額は、顧客活動の低下により、9,900万スイス・フラン減少して7億1,200万スイス・フランとなった。株式引受手数料及び債券引受手数料は、全世界的な手数料収入プールの減少を主に反映して、それぞれ5,300万スイス・フラン及び4,600万スイス・フラン減少して、1億6,300万スイス・フラン及び1億3,700万スイス・フランとなった。M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、3,700万スイス・フラン減少して、1億3,600万スイス・フランとなった。かかる減少は、ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬の増加により一部相殺された。ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬は、ウェルス・マネジメント・アメリカズでの運用勘定の手数料の増加を主因として、4,500万スイス・フラン増加して14億4,900万スイス・フランとなった。

その他の収益

その他の収益は、第1四半期の9,300万スイス・フランのプラスに対し、第2四半期は100万スイス・フランのマイナスであった。第2四半期には、先に開示されたMBIAとの和解の元となっているポートフォリオの売却に関する損失が含まれていたが、売却可能金融投資からの収益及び関連会社の純利益の共有により大幅に相殺された。

営業費用：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

営業費用は、2億3,600万スイス・フラン増加して54億5,700万スイス・フランとなった。第2四半期には、米国の退職者給付制度の変更に関する人件費8,400万スイス・フランの貸方計上が含まれており、前四半期については、スイスの年金制度の変更に関する人件費4億8,500万スイス・フランの貸方計上が含まれている。更に、前四半期の正味再編費用1億2,600万スイス・フランに対して、第2四半期には、900万スイス・フランの正味再編費用も含まれている。かかる項目を除くと、営業費用は4,800万スイス・フラン減少して55億3,200万スイス・フランとなった。

人件費

人件費は、4,200万スイス・フラン減少して36億100万スイス・フランとなった。第2四半期には、人事関連の再編費用2,100万スイス・フランの戻入が含まれており、第1四半期では1億3,900万スイス・フランの費

用計上であった。再編費用、並びに第1四半期のスイスの年金制度の変更及び第2四半期の米国の退職者給付制度の変更による影響を除くと、人件費は2億8,300万スイス・フラン減少した。任意賞与及びその他の変動報酬を含む変動報酬合計にかかる費用は、特にインベストメント・バンクでの収益性の低下により、前四半期の10億6,000万スイス・フランに対して、第2四半期では6億900万スイス・フランとなった。変動報酬にかかる費用には、過年度からの繰延株式報酬の償却費用3億700万スイス・フラン（前四半期は3億7,000万スイス・フラン）が含まれている。かかる償却費用の減少は、第1四半期における再編にかかる前年の報酬の加速償却を主に反映していた。

一般管理費

第2四半期の一般管理費は、2億5,400万スイス・フラン増加して、16億5,200万スイス・フランとなった。訴訟引当金（純額）は、1億3,300万スイス・フラン増加した。マーケティング及び広報費用は、主に当行の150周年に関する費用（当行が150周年を記念して立ち上げた教育イニシアチブを含む。）により、7,000万スイス・フラン増加した。更に、第2四半期には、1,600万スイス・フランの再編費用が計上された。第1四半期は1,300万スイス・フランの戻入であった。

減価償却費及び償却費

有形固定資産減価償却費は、前四半期から2,100万スイス・フラン増加して1億7,900万スイス・フランとなったが、これは、賃借物改良の減損による再編費用が、前四半期は0であったのに対して、1,400万スイス・フランとなったことが主因であった。

無形資産償却費は、2,300万スイス・フランに対して、2,600万スイス・フランであった。

税金費用：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

当行は、2012年第2四半期において2億5,300万スイス・フランの法人所得税費用純額を計上した。この金額には、税務上の繰越欠損金に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却に関して、当該四半期のスイス及び米国における課税所得を相殺するために計上した繰延税金費用2億4,100万スイス・フランが含まれている。また、正味課税所得を有するUBSグループの会社に係るその他の純税金費用1億1,300万スイス・フランも含まれている。かかる費用は、以前は不確実な税務ポジションに関する引当金の取崩による1億100万スイス・フランの税務上の便益により一部が相殺された。

2012年第1四半期において、当行は、スイスの繰延税金資産の償却に関する繰延税金費用を主とした法人所得税費用純額4億7,600万スイス・フランを計上した。

2012年上半年期におけるUBSグループの実効税率は約32%であり、予想よりも高かった。これは主に、自己クレジット損失を含むスイスの課税所得に影響を及ぼす大幅な帳簿上の税金調整によるものであり、かかる調整は、国際財務報告基準（IFRS）ではなく、スイスの課税所得の基準となるスイス連邦銀行法に基づいて異なる方法で計上される。ただし、2012年通年のUBSグループの実効税率は、2012年下半期のスイスの繰延税金費用に影響を及ぼす追加の帳簿上の税金調整の規模、新規事業計画の作成後に米国及びスイスにおける当行の繰延税金資産のIFRSに基づく帳簿価額を当行が年内に調整するか否か、及び新規事業計画の変更（前年の外国支店の税務上の欠損金についてスイスの一部の州において予測される支払請求等）による影響を比較的受けにくいその他の予測される税務上の便益に関する繰延税金資産の帳簿価額を当行が調整するか否かによっては、2012年上半年期の実効税率と大幅に異なる可能性がある。

非支配持分に帰属する純利益：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

非支配持分に帰属する純利益は、前四半期の100万スイス・フランに対して、2億7,300万スイス・フランであった。第2四半期中、トラスト優先証券について1億8,700万スイス・フランの配当が支払われたが、前四半期において、その見越計上の設定は要求されていなかった。また、2012年5月のUBS株主への配当支払いをトリガーとするトラスト優先証券の将来の配当支払いについて、8,400万スイス・フランの見越計上が行われた。第1四半期中、トラスト優先証券の配当債務に関するトリガー事由は発生せず、また過去に見越計上されていないトラスト優先証券の配当の支払いもなかった。

UBS株主に帰属する包括利益合計：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

UBS株主に帰属する包括利益合計は21億700万スイス・フランであったが、これは、UBS株主に帰属する純利益4億2,500万スイス・フラン及びUBS株主に帰属するその他の包括利益(OCI)16億8,200万スイス・フラン(税引後)によるものであった。第2四半期のOCIには、スイス・フランに対して6%の米ドル高であったことに主に関連して生じた9億8,900万スイス・フランの為替差益が含まれている。加えて、OCIには、長期金利の低下を主因とするキャッシュ・フロー・ヘッジ利得6億5,200万スイス・フランが含まれている。

2012年第1四半期のUBS株主に帰属する包括利益合計は9,500万スイス・フランの損失であった。これは、UBS株主に帰属する純利益8億2,700万スイス・フランにより大部分が相殺されたものの、UBS株主に帰属するOCIがマイナス9億2,200万スイス・フラン(税引後)であったためであった。第1四半期のOCIには、為替差損7億2,200万スイス・フランと、キャッシュ・フロー・ヘッジ損失2億900万スイス・フランが含まれている。

主要数値及び従業員：2012年第2四半期と2012年第1四半期の比較

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の80.5%に対して、2012年第2四半期では85.1%であった。自己クレジット、正味再編費用、並びに第2四半期の米国の退職者給付制度及び第1四半期のスイスの年金制度の変更に關する人件費の貸方計上を除くと、費用対収益比率は、65%から75%の目標範囲に対して、72.9%から89.6%まで上昇した。

BISリスク加重資産

バーゼル2.5に基づき測定されたリスク加重資産は、米ドル高による影響から、信用リスクのRWA(リスク加重資産)が17億スイス・フラン増加し、また市場リスクのRWA(リスク加重資産)が22億スイス・フラン増加したため、第1四半期末現在の2,111億スイス・フランから第2四半期末現在で36億スイス・フラン増加して2,147億スイス・フランとなった。

完全適用ベースでの当行のプロフォーマ・ベースのバーゼル(注1)リスク加重資産は、第2四半期末現在で3,050億スイス・フランと見積もられ、前四半期から450億スイス・フラン減少した。かかる減少は、繰延税金資産の取扱の変更により一部相殺されたが、SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの取扱の変更、レガシー・ポートフォリオの資産売却による証券化の増加率の縮小、及び信用評価調整バリュエーション・アット・リスクのRWA(リスク加重資産)の減少が主因であった。SNBスタブファンド株式を取得するオプションは、低格付けの証券化エクスポージャーと同様の1250%のリスク加重ではなく、普通株式等Tier 1から除外される。

(注1) 当行のプロフォーマ・ベースのバーゼル リスク加重資産の計算では、既存のバーゼル2.5リスク加重資産、低格付けの証券化エクスポージャーの取扱の変更(資本から除外されず、1250%でリスク加重される。)、及びモデルに基づく新規の資本費用を組み合わせる。かかる新モデルでは、規制当局の認可を必要とするものも存在するため、当行のプロフォーマ・ベースの計算では、モデルとして改良されるかかる新規の資本費用の影響を見積もり、関連システムを更に改良する。

当行は、バーゼル リスク加重資産の2012年の目標値をすでに達成したため、SNBスタブファンド株式を購入する当行オプションの取扱の変更、バーゼル に基づく繰延税金資産の分類変更、バーゼル に基づく信用評価調整バリュエーション・アット・リスク相当額に係るリスク加重資産のインベストメント・バンクからレガシー・ポートフォリオへの割当て、及びレガシー・ポートフォリオの最終的な構成を考慮して、2013年の目標値を2,900億スイス・フランから2,700億スイス・フランに、また、2016年の目標値を2,700億スイス・フランから2,400億スイス・フランに修正した。

新規純資金

ウェルス・マネジメントの新規純資金は、アジア太平洋地域、新興市場及びウェルス・マネジメント・スイスにおける大幅な流入並びに全世界規模での超富裕層顧客からの大幅な流入により、67億スイス・フランから増加して95億スイス・フランとなった。各地域で、新規純資金が第1四半期より増加した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、新規純資金の合計は、42億スイス・フラン又は46億米ドルに対して、37億スイス・フラン又は38億米ドルとなった。かかる減少は、主に毎年の所得税の支払いに伴う顧客による預金の引出しに起因している。

グローバル・アセット・マネジメントのマネー・マーケット・フローを除く新規純資金は、26億スイス・フランの流出に対して、12億スイス・フランの流入となった。これは、UBSウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出（前四半期は流入）により一部は相殺されたものの、第三者からの純資金流入（前四半期は流出）により主に影響を受けた。

運用資産

ウェルス・マネジメントの運用資産は、特に対スイス・フランで米ドル高となったことで為替の動向がプラスの影響を及ぼしたこと、市場動向の低迷で一部は相殺されたが、それを上回る多額の新規純資金流入を主因として、当該四半期において110億スイス・フラン増加して7,830億スイス・フランとなった。ウェルス・マネジメント・アメリカズでは、運用資産は290億スイス・フラン増加して7,570億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、当該四半期中の運用資産は、新規純資金流入により一部は相殺されたものの、主に市場動向の低迷により、100億米ドル減少して7,970億米ドルとなった。

グローバル・アセット・マネジメントの運用資産は、100億スイス・フラン増加して、5,690億スイス・フランとなったが、これは主に、市場動向の低迷及び新規純資金流出により一部相殺されたものの、プラスの為替効果と、INGインベストメント・マネジメントのオーストラリア事業の買収に伴う資産の移動による40億スイス・フランの影響によるものであった。

従業員

当行の従業員数は、2012年3月31日現在の64,243名に対し、2012年6月30日現在では63,520名であった。

第2四半期中に723名減少したが、これは主に、殆どの事業部門でコスト削減への注力を継続したためであった。インベストメント・バンクで312名、ウェルス・マネジメント・アメリカズで164名、リテール&コーポレートで149名、ウェルス・マネジメントで107名の減少が報告された。

業績：2012年第上半期と2011年上半期の比較

2012年上半期のUBS株主に帰属する純利益は12億5,200万スイス・フランであり、2011年同期では28億2,200万スイス・フランであった。

税引前営業利益は、2012年上半期では22億5,600万スイス・フランであり、前年同期は38億8,900万スイス・フランであった。2012年上半期には、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損失として9億2,500万スイス・フランが計上されたが、前年同期は1億5,800万スイス・フランの損失であった。また、2012年上半期には、スイスの年金制度と米国の退職者給付制度の変更に関する人件費の貸方計上として、それぞれ4億8,500万スイス・フランと8,400万スイス・フランが計上された。再編費用は、前年同期の1,800万スイス・フランの正味戻入に対して、2012年上半期では1億3,500万スイス・フランの費用計上であった。かかる項目を除くと、調整後の税引前利益は12億8,200万スイス・フラン減少して、40億2,900万スイス・フランから27億4,700万スイス・フランとなった。調整後の税引前利益が減少したのは、一部は営業費用の減少により相殺されたものの、受取利息純額及びトレーディング収益純額が減少し、また、受取報酬及び手数料純額が減少したことが主因であった。

営業収益は、25億8,100万スイス・フラン減少して、129億3,400万スイス・フランとなった。これは、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット損失9億2,500万スイス・フラン（2011年上半期は1億5,800万スイス・フランの損失）を一因としていた。自己クレジットを除く受取利息純額及びトレーディング収益純額は10億6,700万スイス・フラン減少したが、これは、インベストメント・バンクにおける当行株式部門の受取利息純額及びトレーディング収益純額が、主に現物市場とデリバティブ市場で取引環境が厳しかったために、8億8,900万スイス・フラン減少したことが主因であった。加えて、Facebookの新規株式公開に関連する3億4,900万スイス・フランの損失が業績にマイナスの影響を与えた。フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）部門における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主にクレジット業務の収益が堅調であった2011年上半期から減少したことにより、1億2,800万スイス・フラン減少した。新興市場業務の収益が減少した一方で、マクロ業務の収益は、主に長期線形金利取引業務の業績が改善したことにより増加した。

更に、受取報酬及び手数料純額は6億2,700万スイス・フラン減少したが、これは主に、顧客活動の低迷による仲介報酬純額の2億5,900万スイス・フランの減少、M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬の2億600万スイス・フランの減少、並びに投資信託報酬の1億2,800万スイス・フランの減少によるものであった。

営業費用は、人件費が10億8,800万スイス・フラン減少して72億4,400万スイス・フランとなったことを主因として、9億4,800万スイス・フラン減少して106億7,800万スイス・フランとなった。2012年上半期には、スイスの年金制度の変更に関する人件費4億8,500万スイス・フランの貸方計上、及び米国の退職者給付制度の変更に関する人件費8,400万スイス・フランが含まれている。また、任意賞与及びその他の変動報酬を含む変動報酬合計の費用は、収益性の低下により、2011年上半期の22億8,000万スイス・フランから2012年上半期には16億6,900万スイス・フランに減少した。変動報酬の費用には、過年度からの繰延株式報酬の償却に係る費用6億7,700万スイス・フラン（前年同期では8億9,300万スイス・フラン）が含まれている。

一般管理費は、1億5,400万スイス・フラン増加して、30億5,000万スイス・フランとなったが、これは主に、マーケティング及び広報費用の増加、IT及びその他の業務の外部委託費用の増加、並びに訴訟引当金（純額）の増加によるものであった。

帳簿価額の評価

当行は、繰延税金資産並びにのれん及び耐用年数が確定できない無形資産を含む一部の資産について、帳簿価額の調整を必要とする範囲を年1回以上かつ定期的に評価している。これらの資産の回収可能性の評価は、当行の収益予測の変動から影響を受ける可能性があるため、当行は、毎年の新規事業計画の作成後に評価を行うことにしている。当行の次期事業計画は、市況の変動や世界的な景気の見通しを考慮に入れて、第3四半期末までに完成させる予定である。今後の評価によっては、これらの資産の一部につき帳簿価額を変更する可能性があり、これにより当行の損益計算書に影響が及ぶ可能性がある。

2012年6月30日現在、当行の繰延税金資産並びにのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、それぞれ77億スイス・フラン及び92億スイス・フランであった。

貸借対照表

第2四半期において、インベストメント・バンクの資産は、主に担保付トレーディング活動及びトレーディング・ポートフォリオ資産の減少により、80億スイス・フラン（為替の影響調整後では240億スイス・フラン）減少し、4,970億スイス・フランとなった。その他の事業部門とコーポレート・センターの資産は、主に融資業務の増加により、純額で140億スイス・フラン（為替の影響調整後では30億スイス・フラン）増加した。更に、主にインベストメント・バンクにおいて再調達価額 - 借方が400億スイス・フラン増加し、UBSグループの貸借対照表を1兆4,120億スイス・フランまで拡大した。

資産

商品分類別

再調達価額は、再調達価額 - 借方で10%（400億スイス・フラン）増、再調達価額 - 貸方で10%（420億スイス・フラン）増と、貸借対照表の貸方及び借方の両方でほぼ同額の増加となった。これらの増加は、主に利回り曲線を平坦化するデリバティブ金利契約及び為替動向により生じたものである。貸付資産は、主に現金及び中央銀行預け金として保有する流動資産の増加並びに為替の影響に起因して、300億スイス・フラン増加した。更に、顧客貸出金は、為替の影響及びウェルス・マネジメント部門の顧客に対する貸出金の増加により、90億スイス・フラン増加した。その他の資産は、60億スイス・フラン増加した。これは主に、為替の影響及びデリバティブに係る差入担保金の増加に関連しており、プライム・ブローカレッジ残高の減少により一部相殺されている。担保付トレーディング資産は、インベストメント・バンクにおける事業活動の減少により、210億スイス・フラン減少した。トレーディング・ポートフォリオ資産も、株式評価の下落及び短期政府債の保有量の減少に関連して主にエクイティ証券において90億スイス・フラン減少し、1,790億スイス・フランとなった。

部門別

当行の総資産の増加のほとんどはインベストメント・バンクによるものであった。これは上記の再調達価額 - 借方の変動が大きく影響し、当該事業部門の貸借対照表で300億スイス・フラン増加して、9,290億スイス・フランとなったためであった。一方で、当該事業部門の資産は、80億スイス・フラン（為替の影響調整後では240億スイス・フラン）減少した。ウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズは融資業務を強化したことで、為替の影響と相まって、ウェルス・マネジメントの貸借対照表上の資産は80億スイス

・フラン増加して1,020億スイス・フランに、また、ウェルス・マネジメント・アメリカズの貸借対照表上の資産は70億スイス・フラン増加して570億スイス・フランとなった。コーポレート・センター、リテール&コーポレート及びグローバル・アセット・マネジメントの貸借対照表の規模は、コーポレート・センターが1,620億スイス・フラン（そのうち460億スイス・フランはレガシー・ポートフォリオ）、リテール&コーポレートが1,470億スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントが140億スイス・フランで、比較的安定を維持した。

負債

第2四半期において、無担保借入は、150億スイス・フラン増の6,120億スイス・フランとなった。当行の顧客預金勘定は、ウェルス・マネジメント、リテール&コーポレート及びウェルス・マネジメント・アメリカズ事業部門が引き続き顧客の資金を当座預金並びに個人口座及び貯蓄口座に誘引したため、190億スイス・フラン（為替の影響調整後では120億スイス・フラン）増加して3,620億スイス・フランとなった。銀行間預金は、主にインベストメント・バンクの定期預金及びリテール&コーポレート部門の顧客の当座預金において、80億スイス・フラン増加した。公正価値での測定を指定された金融負債は、主にクレジットリンク債の発行増により、40億スイス・フラン増の930億スイス・フランとなった。発行済債務は、160億スイス・フラン減の1,180億スイス・フランとなった。これは主に、短期のコマーシャル・ペーパーの発行減（160億スイス・フラン）及び2つの上位債の満期到来（23億スイス・フラン）によるものである。2012年第2四半期中、当行は、公債市場において総額7億5,000万ユーロ相当の長期資金調達（上位債取引）を行った。その他の負債の100億スイス・フランの増加は、主に、デリバティブ商品に係る受入担保金及びプライム・ブローカレッジ預金残高の増加に関するものである。これらの増加は、担保付資金調達の減少（インベストメント・バンクにおける事業活動の減少により200億スイス・フラン減の1,060億スイス・フランとなった。）によって一部相殺された。更に、当行のトレーディング負債持ち高は、負債性商品の売り持高の減少を反映して30億スイス・フラン減少し、500億スイス・フランとなった。

資本

UBS株主に帰属する持分は、15億スイス・フラン増の547億スイス・フランとなったが、これは主に、包括利益合計21億スイス・フラン（税引後）によるものであり、当該包括利益の内訳は、UBS株主に帰属する純利益4億スイス・フラン及びその他の包括利益（OCI）17億スイス・フランであった。2012年第2四半期のOCIには、為替差益10億スイス・フラン及びキャッシュ・フロー・ヘッジ利得7億スイス・フランが含まれている。包括利益合計に起因する資本の増加は、主に配当による資本剰余金の減少（4億スイス・フラン）及び自己株式の取得に係る純額に関する資本の減少（3億スイス・フラン）により一部相殺された。

四半期中の残高

本項において開示された貸借対照表上のポジションは四半期末現在のものであり、四半期中の貸借対照表上のポジションは通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

バーゼル2.5資本比率

2012年6月30日現在の当行のTier 1資本比率は19.2%（2012年3月31日現在では18.7%）であり、当行のコアTier 1資本比率は17.2%（2012年3月31日現在の16.7%から増加）であった。当行のTier 1資本は16億スイス・フラン増加して412億スイス・フランとなったが、リスク加重資産（RWA）は36億スイス・フラン増加して2,147億スイス・フランとなった。当行の自己資本比率は、2012年3月31日現在の21.1%から増加し、2012年6月30日現在では21.8%となった。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

平成24年6月29日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

UBSの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、転換によらずに全世界的に取引及び譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

(1) 【株式の総数等】（2012年6月30日現在）

【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
記名式 4,460,761,225	記名式 3,833,127,261	記名式 627,633,964

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2012年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額面価額 スイス・フラン	株式数	資本金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,833,127,261	383,312,726.10	(31,366)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,833,127,261	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引所	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2012年6月30日現在）

株式資本

(単位：スイス・フラン(百万円))

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2012年1月1日 ～6月30日	1,005,362	3,832,121,899	100,536.20 (8)	383,212,189.90 (31,358)	
2012年6月30日	-	3,833,127,261	-	383,312,726.10 (31,366)	

(注) 当該半期中の条件付資本における新株予約権行使による株式発行

年 月	発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2012年1月	28,579	2,857.90
2012年2月	68,425	6,842.50
2012年3月	800,520	80,052.00
2012年4月	49,831	4,983.10
2012年5月	14,916	1,491.60
2012年6月	43,091	4,309.10
合計	1,005,362	100,536.20

	条件付資本	その他の新株予約権
新株予約権の残高	100,703,066個	125,703,642個
新株予約権が全て行使された場合の行使価額の 総額(スイス・フラン)	1,898,108,358	5,774,403,326
(加重平均の行使価額(スイス・フラン))	(18.85)	(45.94)
新株予約権が全て行使された場合の資本組入額 (スイス・フラン)	10,070,306.60	0

(4) 【大株主の状況】

スイス証券取引所法に基づき、UBSは、総議決権の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に達して、それを超えて又はそれを下回って保有することとはならない株主の氏名を開示する義務を負わない。

2012年6月30日現在、受託者/ノミニーであるロンドンのチェース・ノミニーズ・リミテッドは、UBS発行済全株式の11.19%を保有する者として登録されている。米国証券決済機関であるニューヨークのDTC(CEDE & Co.)は、発行済全株式の7.05%を保有する者として登録されている。シンガポールのシンガポール政府投資公社(GIC)は、発行済全株式の6.40%を保有する者として登録されている。ロンドンのノートラスト・ノミニーズ・リミテッド(Nortrust Nominees Ltd.)は、発行済全株式の4.43%を保有する者として登録されている。

大株主(2012年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に 占める割合 (%)
チェース・ノミニーズ・リミテッド	ロンドン EC2Y 5AJ	428,940,825	11.19
DTC(CEDE & Co.)	ニューヨーク州 10274 ニューヨーク ボーリング・ グリーン・ステーション	270,142,335	7.05

シンガポール政府投資公社(GIC)	シンガポール 068912	245,481,682	6.40
ノートラスト・ノミニーズ・リミテッド (Nortrust Nominees Ltd.)	ロンドン E14 5NT	169,648,091	4.43

2【株価の推移】

次の表は、各期間における当行のスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

スイス証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：スイス・フラン(円)）

月別	2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月
最高	12.99 (1,063)	13.45 (1,101)	13.27 (1,086)	12.71 (1,040)	11.75 (962)	11.41 (934)
最低	10.70 (876)	12.65 (1,035)	12.15 (994)	11.20 (916)	10.69 (875)	10.69 (875)

ニューヨーク証券取引所(データソース：ブルームバーグ)

（単位：米ドル(円)）

月別	2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月
最高	14.05 (1,099)	14.67 (1,148)	14.51 (1,135)	14.07 (1,101)	12.86 (1,006)	12.07 (944)
最低	11.28 (882)	13.90 (1,087)	13.10 (1,025)	12.35 (966)	11.20 (876)	11.12 (870)

3【役員の状況】（提出日現在）

新任役員

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式の種類 及びその数	就任年月日
アンドレア・ オーセル (Andrea Orsel)	インベストメ ント・バンク 共同CEO	1963年 5月14日	2012年7月～UBSインベスト メント・バンク共同CEO及び グループ執行役員	定め なし	該当なし	2012年 7月1日

第6 【経理の状況】

(a) 本書記載のユービーエス・エイ・ジー（UBS AG、以下「UBS」という。）及び子会社（以下併せて「当グループ」という。）の中間連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBSの原文（英文）の2012年度第2四半期報告書（以下「UBSの第2四半期報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2012年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS（親銀行）の個別財務書類（すなわち、親銀行財務書類）は、UBSの第2四半期報告書に含まれているスイス連邦銀行法に従って作成された2012年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務書類（以下「原文の中間個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務書類」という。）である。当グループの中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

なお、当グループ及びUBSが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3.「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「 .親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

円換算額及び第6の2及び3までにに関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には含まれていない。

(b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=81.83円（2012年9月3日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(c) 原文の中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

中間連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり利益を除く	注記	終了四半期			変化率（％）	
		2012年6月30日	2012年3月31日	2011年6月30日	対2012年第1四半期	対2011年第2四半期
受取利息	3	4,397	4,130	4,880	6	(10)
支払利息	3	(3,004)	(2,539)	(3,440)	18	(13)
受取利息純額	3	1,393	1,591	1,440	(12)	(3)
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(1)	37	16		
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,392	1,628	1,456	(14)	(4)
受取報酬及び手数料純額	4	3,649	3,843	3,879	(5)	(6)
トレーディング収益純額	3	1,369	961	1,724	42	(21)
その他の収益	5	(1)	93	112		
営業収益合計		6,408	6,525	7,171	(2)	(11)
人件費	6	3,601	3,643	3,925	(1)	(8)
一般管理費	7	1,652	1,398	1,408	18	17
有形固定資産減価償却費		179	158	161	13	11
無形資産償却費		26	23	22	13	18
営業費用合計		5,457	5,221	5,516	5	(1)
税引前営業利益		951	1,304	1,654	(27)	(43)
税金費用 / (税務上の便益)	9	253	476	377	(47)	(33)
純利益		698	828	1,278	(16)	(45)
非支配持分に帰属する純利益		273	1	263		4
UBS株主に帰属する純利益		425	827	1,015	(49)	(58)
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)						
基本的1株当たり利益	8	0.11	0.22	0.27	(50)	(59)
希薄化後1株当たり利益	8	0.11	0.22	0.26	(50)	(58)

損益計算書(続き)

単位：百万スイス・フラン、1株当たり利益を除く	注記	累計期間	
		2012年6月30日	2011年6月30日
受取利息	3	8,527	9,457
支払利息	3	(5,542)	(6,236)
受取利息純額	3	2,984	3,221
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		35	19
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		3,020	3,240
受取報酬及び手数料純額	4	7,492	8,119
トレーディング収益純額	3	2,330	3,928
その他の収益	5	92	228
営業収益合計		12,934	15,515
人件費	6	7,244	8,332
一般管理費	7	3,050	2,896
有形固定資産減価償却費		337	352

無形資産償却費		48	46
営業費用合計		10,678	11,626
税引前営業利益		2,256	3,889
税金費用 / (税務上の便益)	9	729	803
純利益		1,526	3,087
非支配持分に帰属する純利益		274	265
UBS株主に帰属する純利益		1,252	2,822

1株当たり利益
(単位: スイス・フラン)

基本的1株当たり利益	8	0.33	0.74
希薄化後1株当たり利益	8	0.33	0.73

損益計算書(続き)

		終了四半期			変化率(%)	
		2012年6月30日	2012年3月31日	2011年6月30日	対2012年 第1四半期	対2011年 第2四半期
単位: 億円、1株当たり利益を除く	注記					
受取利息	3	3,598	3,380	3,993	6	(10)
支払利息	3	(2,458)	(2,078)	(2,815)	18	(13)
受取利息純額	3	1,140	1,302	1,178	(12)	(3)
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(1)	30	13		
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,139	1,332	1,191	(14)	(4)
受取報酬及び手数料純額	4	2,986	3,145	3,174	(5)	(6)
トレーディング収益純額	3	1,120	786	1,411	42	(21)
その他の収益	5	(1)	76	92		
営業収益合計		5,244	5,339	5,868	(2)	(11)
人件費	6	2,947	2,981	3,212	(1)	(8)
一般管理費	7	1,352	1,144	1,152	18	17
有形固定資産減価償却費		146	129	132	13	11
無形資産償却費		21	19	18	13	18
営業費用合計		4,465	4,272	4,514	5	(1)
税引前営業利益		778	1,067	1,353	(27)	(43)
税金費用 / (税務上の便益)	9	207	390	308	(47)	(33)
純利益		571	678	1,046	(16)	(45)
非支配持分に帰属する純利益		223	1	215		4
UBS株主に帰属する純利益		348	677	831	(49)	(58)
1株当たり利益 (単位: 円)						
基本的1株当たり利益	8	9.00	18.00	22.09	(50)	(59)
希薄化後1株当たり利益	8	9.00	18.00	21.28	(50)	(58)

損益計算書(続き)

		累計期間	
		2012年6月30日	2011年6月30日
単位: 億円、1株当たり利益を除く	注記		
受取利息	3	6,978	7,739
支払利息	3	(4,535)	(5,103)
受取利息純額	3	2,442	2,636
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		29	16

貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		2,471	2,651
受取報酬及び手数料純額	4	6,131	6,644
トレーディング収益純額	3	1,907	3,214
その他の収益	5	75	187
営業収益合計		10,584	12,696
人件費	6	5,928	6,818
一般管理費	7	2,496	2,370
有形固定資産減価償却費		276	288
無形資産償却費		39	38
営業費用合計		8,738	9,514
税引前営業利益		1,846	3,182
税金費用 / (税務上の便益)	9	597	657
純利益		1,249	2,526
非支配持分に帰属する純利益		224	217
UBS株主に帰属する純利益		1,025	2,309
1株当たり利益 (単位 : 円)			
基本的1株当たり利益	8	27.00	60.55
希薄化後1株当たり利益	8	27.00	59.74

包括利益計算書

単位 : 百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間			
	2012年6月30日			2012年3月31日	2011年6月30日	2012年6月30日	2011年6月30日
	合計	UBS株主	非支配持分	合計	合計	合計	合計
純利益	698	425	273	828	1,278	1,526	3,087
その他の包括利益							
為替換算調整							
為替換算調整の変動、税効果前	1,155	1,090	65	(873)	(1,127)	282	(1,203)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(4)	(4)		7	13	3	11
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(97)	(97)		68	15	(29)	16
為替換算調整の変動、税効果後小計 ¹	1,054	989	65	(798)	(1,099)	256	(1,176)
売却可能金融投資							
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失) 純額、税効果前	94	94		35	548	129	430
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	28	28		29	1	57	5
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(80)	(80)		(60)	(56)	(139)	(100)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	12	12		6	2	18	20
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失) 純額に関連する法人所得税	(15)	(15)		(2)	(13)	(17)	7
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失) 純額、税効果後小計 ¹	41	41		8	482	49	361
キャッシュ・フロー・ヘッジ							

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	1,132	1,132	(5)	1,035	1,127	525	
資本から損益計算書に振り替えられた(利得)/損失純額	(303)	(303)	(256)	(519)	(559)	(816)	
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する税効果	(177)	(177)	53	(112)	(125)	57	
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、小計 ¹	652	652	(209)	404	444	(235)	
その他の包括利益合計	1,746	1,682	65	(998)	(213)	749	(1,050)
包括利益合計	2,445	2,107	337	(170)	1,065	2,275	2,036
非支配持分に帰属する包括利益合計	337			(75)	380	263	486
UBS株主に帰属する包括利益合計	2,107			(95)	685	2,012	1,551

¹ UBS株主に帰属するその他の包括利益のうち、為替換算調整に関連するものは、2012年度第1四半期ではマイナス722百万スイス・フラン及び2011年度第2四半期ではマイナス1,216百万スイス・フランであった。全表示年度における売却可能金融投資及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するその他の包括利益はすべて、UBS株主に帰属するものであった。

包括利益計算書(続き)

単位：億円	終了四半期			累計期間			
	2012年6月30日		2012年3月31日	2011年6月30日	2012年6月30日	2011年6月30日	
	合計	UBS株主	非支配持分	合計	合計	合計	
純利益	571	348	223	678	1,046	1,249	2,526
その他の包括利益							
為替換算調整							
為替換算調整の変動、税効果前	945	892	53	(714)	(922)	231	(984)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(3)	(3)		6	11	2	9
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(79)	(79)		56	12	(24)	13
為替換算調整の変動、税効果後小計 ¹	862	809	53	(653)	(899)	209	(962)
売却可能金融投資							
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額、税効果前	77	77		29	448	106	352
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	23	23		24	1	47	4
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(65)	(65)		(49)	(46)	(114)	(82)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	10	10		5	2	15	16
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額に関連する法人所得税	(12)	(12)		(2)	(11)	(14)	6
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額、税効果後小計 ¹	34	34		7	394	40	295
キャッシュ・フロー・ヘッジ							

キャッシュ・フロー・ヘッジ として指定されたデリバ ティブの公正価値の変動の 有効部分、税効果前	926	926	(4)	847	922	430
資本から損益計算書に振り替 えられた(利得)/損失純額	(248)	(248)	(209)	(425)	(457)	(668)
キャッシュ・フロー・ヘッジ に関連する税効果	(145)	(145)	43	(92)	(102)	47
キャッシュ・フロー・ヘッジ として指定されたデリバ ティブの公正価値の変動、 小計 ¹	534	534	(171)	331	363	(192)
その他の包括利益合計	1,429	1,376	53	(817)	(174)	(859)
包括利益合計	2,001	1,724	276	(139)	871	1,666
非支配持分に帰属する包括利 益合計	276		(61)	311	215	398
UBS株主に帰属する包括利益 合計	1,724		(78)	561	1,646	1,269

¹ UBS株主に帰属するその他の包括利益のうち、為替換算調整に関連するものは、2012年度第1四半期ではマイナス591億円及び2011年度第2四半期ではマイナス995億円であった。全表示年度における売却可能金融投資及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するその他の包括利益はすべて、UBS株主に帰属するものであった。

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率(%)				
		2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在	対2012年 3月31日	対2011年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		96,147	82,865	40,638	16	137
銀行預け金		38,294	30,484	23,218	26	65
借入有価証券に係る担保金		52,200	49,724	58,763	5	(11)
リバース・レボ契約		158,524	182,397	213,501	(13)	(26)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	179,226	187,978	181,525	(5)	(1)
内、担保差入資産		45,563	50,562	39,936	(10)	14
再調達価額 借方	14	458,301	417,870	486,584	10	(6)
デリバティブに係る差入担保金		42,069	35,256	41,322	19	2
公正価値での測定を指定された金融資産		9,210	8,830	10,336	4	(11)
貸出金		274,489	265,922	266,604	3	3
売却可能金融投資	11	60,012	59,795	53,174	0	13
未収収益及び前払費用		6,483	6,334	6,327	2	2
関連会社投資		796	785	795	1	0
有形固定資産		5,892	5,751	5,688	2	4
のれん及び無形資産		9,754	9,345	9,695	4	1
繰延税金資産		7,707	8,028	8,526	(4)	(10)
その他の資産	15	12,939	14,473	12,465	(11)	4
資産合計		1,412,043	1,365,837	1,419,162	3	(1)
負債						
銀行預り金		39,398	31,647	30,201	24	30
貸付有価証券に係る担保金		10,000	7,954	8,136	26	23
レボ契約		95,764	118,228	102,429	(19)	(7)
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	49,980	52,607	39,480	(5)	27
再調達価額 貸方	14	446,415	404,247	473,400	10	(6)
デリバティブに係る受入担保金		68,991	62,747	67,114	10	3
公正価値での測定を指定された金融負債		93,263	88,907	88,982	5	5
顧客預り金		361,783	342,980	342,409	5	6

未払費用及び繰延収益		6,232	5,648	6,850	10	(9)
社債		117,695	133,291	140,617	(12)	(16)
その他の負債	15,16	63,422	60,023	61,692	6	3
負債合計		1,352,944	1,308,280	1,361,309	3	(1)
資本						
資本金		383	383	383	0	0
資本剰余金		33,720	34,079	34,614	(1)	(3)
自己株式		(1,012)	(750)	(1,160)	35	(13)
買戻し義務付自己株式		(35)	(39)	(39)	(10)	(10)
利益剰余金		24,855	24,430	23,603	2	5
資本に直接認識された純利益累積額、 税効果後		(3,196)	(4,878)	(3,955)	(34)	(19)
UBS株主に帰属する持分		54,716	53,226	53,447	3	2
非支配持分に帰属する持分		4,383	4,331	4,406	1	(1)
資本合計		59,099	57,557	57,852	3	2
負債及び資本合計		1,412,043	1,365,837	1,419,162	3	(1)

貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	変化率(%)				
		2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在	対2012年 3月31日	対2011年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		78,677	67,808	33,254	16	137
銀行預け金		31,336	24,945	18,999	26	65
借入有価証券に係る担保金		42,715	40,689	48,086	5	(11)
リバース・レボ契約		129,720	149,255	174,708	(13)	(26)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	146,661	153,822	148,542	(5)	(1)
内、担保差入資産		37,284	41,375	32,680	(10)	14
再調達価額 借方	14	375,028	341,943	398,172	10	(6)
デリバティブに係る差入担保金		34,425	28,850	33,814	19	2
公正価値での測定を指定された金融資産		7,537	7,226	8,458	4	(11)
貸出金		224,614	217,604	218,162	3	3
売却可能金融投資	11	49,108	48,930	43,512	0	13
未収収益及び前払費用		5,305	5,183	5,177	2	2
関連会社投資		651	642	651	1	0
有形固定資産		4,821	4,706	4,654	2	4
のれん及び無形資産		7,982	7,647	7,933	4	1
繰延税金資産		6,307	6,569	6,977	(4)	(10)
その他の資産	15	10,588	11,843	10,200	(11)	4
資産合計		1,155,475	1,117,664	1,161,300	3	(1)
負債						
銀行預り金		32,239	25,897	24,713	24	30
貸付有価証券に係る担保金		8,183	6,509	6,658	26	23
レボ契約		78,364	96,746	83,818	(19)	(7)
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	40,899	43,048	32,306	(5)	27
再調達価額 貸方	14	365,301	330,795	387,383	10	(6)
デリバティブに係る受入担保金		56,455	51,346	54,919	10	3
公正価値での測定を指定された金融負債		76,317	72,753	72,814	5	5
顧客預り金		296,047	280,661	280,193	5	6
未払費用及び繰延収益		5,100	4,622	5,605	10	(9)
社債		96,310	109,072	115,067	(12)	(16)

その他の負債	15,16	51,898	49,117	50,483	6	3
負債合計		1,107,114	1,070,566	1,113,959	3	(1)
資本						
資本金		313	313	313	0	0
資本剰余金		27,593	27,887	28,325	(1)	(3)
自己株式		(828)	(614)	(949)	35	(13)
買戻し義務付自己株式		(29)	(32)	(32)	(10)	(10)
利益剰余金		20,339	19,991	19,314	2	5
資本に直接認識された純利益累積額、 税効果後		(2,615)	(3,992)	(3,236)	(34)	(19)
UBS株主に帰属する持分		44,774	43,555	43,736	3	2
非支配持分に帰属する持分		3,587	3,544	3,605	1	(1)
資本合計		48,361	47,099	47,340	3	2
負債及び資本合計		1,155,475	1,117,664	1,161,300	3	(1)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2010年12月31日現在残高	383	34,393	(654)	(54)	19,444	(7,513)	(243)	1,063	46,820	5,043	51,863
株式発行									0		0
自己株式の取得			(2,036)						(2,036)		(2,036)
自己株式の売却			1,668						1,668		1,668
自己株式処分益／（損）及び自己持分のデリバ ティブ取引に係るプレミアム／（ディスカウ ント）純額 ¹		62							62		62
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		12							12		12
従業員持株制度及び株式オプション制度		(714)							(714)		(714)
資本剰余金に認識された （税金費用）／税務上の便益		(98)							(98)		(98)
配当金									0	(269) ²	(269)
買戻し義務付自己株式 変動				0					0		0
トラスト優先証券									0	(882)	(882)
新規連結及びその他の増加		(4)							(4)	1	(3)
連結除外及びその他の減少									0	(1)	(1)
資本に認識された当期間の包括利益合計					2,822	(1,397)	361	(235)	1,551	486	2,037
2011年6月30日現在残高	383	33,652	(1,022)	(53)	22,266	(8,910)	118	828	47,263	4,377	51,640
2011年12月31日現在残高	383	34,614	(1,160)	(39)	23,603	(6,807)	252	2,600	53,447	4,406	57,852
株式発行									0		0
自己株式の取得			(1,269)						(1,269)		(1,269)
自己株式の売却			1,416						1,416		1,416
自己株式処分益／（損）及び自己持分のデリバ ティブ取引に係るプレミアム／（ディスカウ ント）純額		(33)							(33)		(33)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		0							0		0
従業員持株制度及び株式オプション制度		(497)							(497)		(497)
資本剰余金に認識された （税金費用）／税務上の便益		16							16		16
配当金		(379) ³							(379)	(277) ²	(656)
買戻し義務付自己株式 変動				4					4		4
トラスト優先証券									0		0

新規連結及びその他の増加									0		0
連結除外及びその他の減少									0	(8)	(8)
資本に認識された当期間の包括利益合計					1,252	267	49	444	2,012	263	2,275
2012年6月30日現在残高	383	33,720	(1,012)	(35)	24,855	(6,540)	301	3,043	54,716	4,383	59,099

¹2012年に表示の変更が行われた。自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額の項目は、現在税効果前で表示されている。以前同項目税効果後で表示されていた。資本剰余金に関連するすべての法人所得税は、資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益の項目で報告されている。²非支配持分に帰属する持分から当期間生じたトラスト優先証券に対する配当金の支払債務への振り替えを含む。³UBS AG (親銀行) の資本準備金からの支払いを反映している。

持分変動計算書 (続き)

単位: 億円	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ	UBS株主に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2010年12月31日現在残高	313	28,144	(535)	(44)	15,911	(6,148)	(199)	870	38,313	4,127	42,439
株式発行									0		0
自己株式の取得			(1,666)						(1,666)		(1,666)
自己株式の売却			1,365						1,365		1,365
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバ ティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウ ント) 純額 ¹		51							51		51
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		10							10		10
従業員持株制度及び株式オプション制度		(584)							(584)		(584)
資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益		(80)							(80)		(80)
配当金									0	(220) ²	(220)
買戻し義務付自己株式 変動				0					0		0
トラスト優先証券									0	(722)	(722)
新規連結及びその他の増加		(3)							(3)	1	(2)
連結除外及びその他の減少									0	(1)	(1)
資本に認識された当期間の包括利益合計					2,309	(1,143)	295	(192)	1,269	398	1,667
2011年6月30日現在残高	313	27,537	(836)	(43)	18,220	(7,291)	97	678	38,675	3,582	42,257
2011年12月31日現在残高	313	28,325	(949)	(32)	19,314	(5,570)	206	2,128	43,736	3,605	47,340
株式発行									0		0
自己株式の取得			(1,038)						(1,038)		(1,038)
自己株式の売却			1,159						1,159		1,159

自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額	(27)								(27)	(27)	
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	0								0	0	
従業員持株制度及び株式オプション制度	(407)								(407)	(407)	
資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益	13								13	13	
配当金	(310) ³								(310)	(227) ² (537)	
買戻し義務付自己株式 変動				3					3	3	
トラスト優先証券									0	0	
新規連結及びその他の増加									0	0	
連結除外及びその他の減少									0	(7) (7)	
資本に認識された当期間の包括利益合計					1,025	218	40	363	1,646	215	1,862
2012年6月30日現在残高	313	27,593	(828)	(29)	20,339	(5,352)	246	2,490	44,774	3,587	48,361

¹2012年に表示の変更が行われた。自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額の項目は、現在税効果前が表示されている、以前同項目税効果後で表示されていた。資本剰余金に関連するすべての法人所得税は、資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益の項目で報告されている。²非支配持分に帰属する持分から当期間生じたトラスト優先証券に対する配当金の支払債務への振り替えを含む。³UBS AG (親銀行) の資本準備金からの支払いを反映している。

[次へ](#)

非支配持分に帰属する持分

	終了した6ヶ月間			
	2012年6月30日		2011年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
トラスト優先証券 ¹				
期首残高	4,359	3,567	4,907	4,015
償還			(882)	(722)
為替換算調整	(21)	(17)	218	178
期末残高	4,338	3,550	4,243	3,472
その他の非支配持分期末残高	45	37	134	110
非支配持分に帰属する持分合計	4,383	3,587	4,377	3,582

¹ 配当の支払義務による増加及びそれを相殺する減少は表中には含まれていない。

キャッシュ・フロー計算書

	終了した6ヶ月間			
	2012年6月30日		2011年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
純利益	1,526	1,249	3,087	2,526
純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出) への調整				
純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：				
有形固定資産減価償却費	337	276	352	288
無形資産償却費	48	39	46	38
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	(35)	(29)	(19)	(16)
関連会社持分純利益	(36)	(29)	(22)	(18)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	684	560	777	636
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(62)	(51)	(89)	(73)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	3,410	2,790	365	299
営業活動に係る資産の(増加) / 減少純額：				
銀行預け金 / 銀行預り金純額	6,576	5,381	(11,276)	(9,227)
リバース・レボ契約及び借入有価証券に係る担保金	61,540	50,358	(11,739)	(9,606)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	15,816	12,942	325	266
貸出金 / 顧客預り金	11,523	9,429	(10,893)	(8,914)
未収収益、前払費用及びその他の資産	163	133	4,408	3,607
営業活動に係る負債の増加 / (減少) 純額：				
レボ契約及び貸付有価証券に係る担保金	(4,801)	(3,929)	29,641	24,255
デリバティブに係る担保金純額	470	385	(4,109)	(3,362)

未払費用、繰延収益及びその他の負債	539	441	(2,607)	(2,133)
支払法人所得税、還付金控除後	(101)	(83)	(190)	(155)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	97,597	79,864	(1,943)	(1,590)

投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)

子会社、関連会社及び無形資産取得	(8)	(7)	(6)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	40	33	32	26
有形固定資産購入	(526)	(430)	(466)	(381)
有形固定資産処分	5	4	125	102
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額	(7,447)	(6,094)	(1,881)	(1,539)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(7,937)	(6,495)	(2,196)	(1,797)

財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)

短期借入債務発行 / (償還) 純額	(27,996)	(22,909)	(1,376)	(1,126)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(1,129)	(924)	(1,216)	(995)
配当金の支払	(379)	(310)	0	0
公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務発行	36,674	30,010	35,762	29,264
公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務償還	(30,980)	(25,351)	(41,088)	(33,622)
非支配持分の増加	0	0	1	1
非支配持分に対する配当金支払 / 非支配持分の減少	(247)	(202)	(693)	(567)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(24,057)	(19,686)	(8,609)	(7,045)
為替変動による影響	382	313	(3,722)	(3,046)
現金及び現金同等物の増加 / (減少) 純額	65,985	53,996	(16,470)	(13,477)
現金及び現金同等物期首残高	85,612	70,056	79,934	65,410
現金及び現金同等物期末残高	151,597	124,052	63,463	51,932
現金及び現金同等物の構成：				
現金及び中央銀行預け金	96,147	78,677	13,574	11,108
マネー・マーケット・ペーパー ²	2,582	2,113	14,318	11,716
銀行預け金 ³	52,868	43,262	35,572	29,109
合計	151,597	124,052	63,463	51,932

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。² マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に含まれる。³ 貸借対照表上の「銀行預け金」及び銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」に認識されたポジションを含む。

キャッシュ・フロー計算書(続き)

終了した6ヶ月間				
2012年6月30日		2011年6月30日		
百万 スイス・ フラン	億円	百万 スイス・ フラン	億円	

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入／（支出）は以下を含む。

利息として受領した現金	7,374	6,034	8,268	6,766
利息として支払った現金	4,929	4,033	5,338	4,368
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金	976	799	1,022	836

[次へ](#)

財務書類に対する注記

注記 1 会計の基礎

UBSの連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（UBS AGが設立されたスイスの通貨）建で表示されている。当中間財務書類はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当中間財務書類の作成にあたっては、当行の2012年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクション（訳者注：原文の「financial information」のセクションである。以下同じ。）の「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2011年12月31日現在の年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。これらの中間財務書類は監査を受けておらず、2011年度の当行の年次報告書に含まれている監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

自己クレジット

2012年度第2四半期より、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジットの利得及び損失を事業部門の業績の測定から除いている。

これは、これらの利得及び損失が、事業部門レベルで管理されておらず、必ずしもいずれかの事業部門の業績指標にならないという事実を反映したものである。これらの内部報告上の変更に合わせて、自己クレジットの利得及び損失は、現在、コーポレート・センターの中核業務の一部として報告されている。過去の期間は、この表示と一致するように修正再表示されている。さらに、当行は、自己クレジットの計算方法に対して更なる改善を行っており、これは「注記12b 金融商品の公正価値」において記載されている。

IAS第19号（改訂） 従業員給付

当行は、2013年1月1日の強制発効日にIAS第19号（改訂）を適用する予定であり、これまでのところ、この適用は株主持分に41億スイス・フランのマイナスの影響を及ぼすと見積もっている。

2009年から2011年のIFRSの改善

2012年5月に、IASBは、年次改善プロジェクトの一環として、5つのIFRSに対する6つの改訂を公表した。UBSは、2013年1月1日の発効日から改善を適用する予定である。これらの改訂は、UBSの財務書類に対して重要な影響を及ぼさないと見込まれている。

注記 2 セグメント報告

報告セグメント間の取引は、内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、外部顧客収益をセグメントに配分するために使用され、費用配分契約はセグメント間の分担費用を配分するために使用されている。

	ウェルズ・ ウェルズ・ マネジメン ト	ウェルズ・ マネジメン ト・ アメリカズ	インベ スト・ メン ト・ バンク ^{1,2}	グロー バル・ アセ ット・ マネ ジメン ト	リテ ール & コー ポー レート	コー ポー レート・ セン ター	レガ シー・ ポー トフォ リオ ^{1,2}	UBS
単位：百万スイス・ フラン						中核業務 ^{1,3}		
2012年6月30日に終 了した6ヶ月間								
受取利息純額	975	393	573	(13)	1,086	(75)	46	2,984
受取利息以外 ⁴	2,528	2,530	4,033	937	772	(976)	90	9,914

収益 ⁵	3,503	2,922	4,606	924	1,857	(1,051)	137	12,898
貸倒引当金(繰入額)/ 戻入額	0	(1)	33	0	6	0	(2)	35
営業収益合計	3,503	2,922	4,639	924	1,863	(1,051)	134	12,934
人件費	1,306	2,081	2,595	436	673	121	32	7,244
一般管理費	619	382	1,220	193	436	86	113	3,050
他の事業部門(に対す る)/からのサービス	193	(6)	85	(2)	(289)	(1)	19	0
有形固定資産減価償 却費	76	49	124	19	67	0	1	337
無形資産償却費	4	25	15	4	0	0	0	48
営業費用合計	2,198	2,531	4,040	650	888	206	164	10,678
税引前業績	1,305	390	600	274	975	(1,258)	(30)	2,256
税金費用/(税務上の 便益)								729
純利益								1,526

2012年6月30日現在

資産合計 ^{1,6}	102,422	57,461	929,180	13,711	147,009	115,790	46,470	1,412,043
---------------------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	-----------

¹2011年12月30日に、レガシー・ポートフォリオのポジションをインベストメント・バンクからコーポレート・センターに移すことが合意された。2012年度第1四半期から、レガシー・ポートフォリオ(SNBスタブファンドのオプションと結合されたこれらの移行されるレガシーのポジションから成る。)は、コーポレート・センターにおける独立の報告セグメントとして報告され、コーポレート・センターにおけるその他すべての事業は、コーポレート・センターの中核業務としてグループ化された。詳細は、当行の2012年度第1四半期の財務報告書の、「直近の動向及び財務報告体系の変更」セクション(訳者注:原文の「Recent developments and financial reporting structure changes」のセクション、以下同じ。)を参照。過去の期間は、当該移行の影響を反映して修正再表示されている。²2012年度第2四半期に、米国モーゲージ・ローンの買戻請求に対する引当金をインベストメント・バンクからコーポレート・センターのレガシー・ポートフォリオへ移した。2012年度第2四半期より前の期間に発生したこの引当金に関連する費用は、インベストメント・バンクに表示されている。この引当金に係る詳細な情報は、当報告書の「財務情報」セクションの「注記16c その他の偶発負債」を参照。

³特定の事業部門に対する費用配分は、定期的合意され、月次で事業部門に賦課される定額フィーに基づき行われている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センターの費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。⁴2012年度第2四半期より、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジットの利得及び損失を、事業部門の業績の測定から除いている。詳細は、「注記1 会計の基礎」を参照。⁵当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。⁶セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。コーポレート・センターで一元管理される一部の資産(有形固定資産及び一部の金融資産を含む。)は、その関連費用の配分とは異なる基礎によって各セグメントに配分される。特に、一部の資産については、その関連費用の全て又は一部が内部決定された様々な配分に基づいて各セグメントに配分されるが、当該資産はコーポレート・センターに含めて報告されている。

2012年に、経営者は、グループ財務部門において管理される一部の金融資産及びこれに関連する費用の配分方法を変更した。この変更の結果、ウェルス・マネジメント、リテール&コーポレート、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、グローバル・アセット・マネジメント、及びインベストメント・バンクに配分される資産がそれぞれ6十億スイス・フラン、2十億スイス・フラン、2十億スイス・フラン、1十億スイス・フラン、75十億スイス・フラン減少し、2012年6月30日現在のコーポレート・センターへ配分される資産は、2011年12月31日現在と比べ87十億スイス・フラン増加している。過去の期間は、この変更についての修正再表示を行わなかった。費用配分方法の変更は、報告セグメントの業績に重大な影響を及ぼさなかった。

	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	インベ スト メント・ バンク ^{1,2}	グロー バル・ アセ ット・ マネ ジメン ト	リテ ール & コー ポー レー ト	コー ポー レー ト・ セン ター	レ ガ シー・ ポー ト フォ リオ ^{1,2}	UBS
単位:百万スイス・ フラン						中核業務 ^{1,3}		

2011年6月30日に終
了した6ヶ月間

受取利息純額	978	333	518	(13)	1,165	(31)	272	3,221
受取利息以外 ⁴	2,806	2,298	5,522	953	780	(171)	85	12,275
収益 ⁵	3,784	2,631	6,041	940	1,945	(203)	357	15,496

貸倒引当金(繰入額)/ 戻入額	11	0	3	0	(7)	(1)	13	19
営業収益合計	3,795	2,631	6,043	940	1,939	(203)	370	15,515
人件費	1,663	1,933	3,356	495	839	15	31	8,332
一般管理費	580	382	1,172	194	430	57	82	2,896
他の事業部門(に対す る)/からのサービス	153	(4)	42	(1)	(221)	2	29	0
有形固定資産減価償 却費	77	45	110	19	66	33	2	352
無形資産償却費	3	24	15	3	0	0	0	46
営業費用合計	2,477	2,380	4,696	709	1,114	107	143	11,626
税引前業績	1,318	252	1,348	231	824	(310)	226	3,889
税金費用/(税務上の 便益)								803
純利益								3,087

2011年12月31日現在

資産合計 ^{1,6}	100,598	54,150	1,019,537	15,352	148,697	25,100	55,728	1,419,162
---------------------	---------	--------	-----------	--------	---------	--------	--------	-----------

¹2011年12月30日に、レガシー・ポートフォリオのポジションをインベストメント・バンクからコーポレート・センターに移すことが合意された。2012年度第1四半期から、レガシー・ポートフォリオ(SNBスタブファンドのオプションと結合されたこれらの移行されるレガシーのポジションから成る。)は、コーポレート・センターにおける独立の報告セグメントとして報告され、コーポレート・センターにおけるその他すべての事業はコーポレート・センターの中核業務としてグループ化された。詳細は、当行の2012年度第1四半期の財務報告書の、「直近の動向及び財務報告体系の変更」セクションを参照。過去の期間は、当該移行の影響を反映して修正再表示されている。²2012年度第2四半期に、米国モーゲージ・ローンの買戻請求に対する引当金をインベストメント・バンクからコーポレート・センターのレガシー・ポートフォリオへ移した。2012年度第2四半期より前の期間に発生したこの引当金に関連する費用は、インベストメント・バンクに表示されている。この引当金に係る詳細な情報は、当報告書の「財務情報」セクションの「注記16c その他の偶発負債」を参照。³特定の事業部門に対する費用配分は、定期的に合意され、月次で事業部門に賦課される定額フィーに基づき行われている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センターの費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。⁴2012年度第2四半期より、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジットの利得及び損失を事業部門の業績の測定から除いている。詳細は、「注記1 会計の基礎」を参照。⁵当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。⁶セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
受取利息純額及びトレー ディング収益純額							
受取利息純額	1,393	1,591	1,440	(12)	(3)	2,984	3,221
トレーディング収益純額	1,369	961	1,724	42	(21)	2,330	3,928
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計 ¹	2,762	2,553	3,164	8	(13)	5,315	7,149
事業活動別内訳							
ウェルス・マネジメント	683	688	693	(1)	(1)	1,370	1,368
ウェルス・マネジメント・ アメリカズ	311	323	269	(4)	16	633	551
インベストメント・バンク	975	1,898	1,565	(49)	(38)	2,873	3,859
内、インベストメント・ バンキング	27	9	(6)	200		36	5
内、株式	(39)	599	655			560	1,449
内、債券、為替及びコモディ ティ	987	1,290	916	(23)	8	2,277	2,405
グローバル・アセット・マネ ジメント	3	5	(8)	(40)		8	(5)

リテール&コーポレート	610	603	653	1	(7)	1,213	1,322
コーポレート・センター	180	(964)	(7)			(784)	54
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット ²	239	(1,164)	(25)			(925)	(158)
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	2,762	2,553	3,164	8	(13)	5,315	7,149
受取利息純額 ³							
受取利息							
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ⁴	2,434	2,349	2,426	4	0	4,782	4,967
借入有価証券及びリバース・レポ契約に係る受取利息	392	400	468	(2)	(16)	791	854
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	1,384	1,181	1,751	17	(21)	2,565	3,201
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	87	99	51	(12)	71	185	107
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	101	102	184	(1)	(45)	203	329
合計	4,397	4,130	4,880	6	(10)	8,527	9,457
支払利息							
銀行及び顧客預り金への支払利息 ⁵	406	443	527	(8)	(23)	849	997
貸付有価証券及びレポ契約に係る支払利息	390	313	424	25	(8)	704	708
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 ⁶	981	523	1,300	88	(25)	1,504	1,999
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	452	491	497	(8)	(9)	944	1,069
社債利息	774	769	691	1	12	1,543	1,464
合計	3,004	2,539	3,440	18	(13)	5,542	6,236
受取利息純額	1,393	1,591	1,440	(12)	(3)	2,984	3,221
トレーディング収益純額							
インベストメント・バンクの インベスト・バンキング	34	23	(9)	48		57	13
インベストメント・バンクの 株式	53	419	936	(87)	(94)	472	1,582
インベストメント・バンクの 債券、通貨及びコモディティ	702	1,069	534	(34)	31	1,771	1,745
その他の事業部門及びコーポ レート・センター	580	(550)	264		120	30	587
トレーディング収益純額	1,369	961	1,724	42	(21)	2,330	3,928
内、公正価値での測定を指定された金融負債からの純利得/(損失) ^{2,7}	1,761	(3,781)	957		84	(2,021)	383

¹2012年度第2四半期より、受取利息純額及びトレーディング収益純額の内訳は、当行の組織構成に表示を合わせるために、事業部門及びコーポレート・センター別に表示され、インベストメント・バンクについては事業分野の内訳により、コーポレート・センターについては自己クレジットの情報により補足されている。以前は、受取利息純額及びトレーディング収益純額の内訳は、トレーディング業務、マージン業務並びに資金業務及びその他別に分類されていた。²自己クレジットの詳細については「注記12b 金融商品の公正価値」を参照。³利息には、外貨建ての貸出金及び預金の短期金利リスクの管理に用いる通貨スワップのフォワード・ポイントが含まれている。⁴デリバティブに係る差入担保金の受取利息を含む。⁵デリバティブに係る受入担保金の支払利息を含む。⁶トレーディング負債に係る配当金支払義務に関連する費用を含む。⁷公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動もまた、トレーディング収益純額に報告されている。

2012年度第2四半期のトレーディング収益純額には、モノラインの信用プロテクションに係る信用評価調整14百万スイス・フランの損失(このうち、11百万スイス・フランは、貸方ベースの取引に関連し、3百万スイス・フランはその他の取引に関連していた。)が含まれており、その他の事業部門及びコーポレート・センターに反映された。これと比較して、2012年度第1四半期は、178百万スイス・フランの利得(このうち123百万スイス・フラン

は貸方ベースの取引に関連し、55百万スイス・フランはその他の取引に関連していた。)、並びに2011年度第2四半期は、74百万スイス・フランの利得(このうち66百万スイス・フランは貸方ベースの取引に関連し、7百万スイス・フランはその他の取引に関連していた。)であった。

モノラインへのエクスポージャーについての詳細は当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注:原文の「Risk management and control」のセクション。以下同じ。)を参照。

また、2012年度第2四半期のトレーディング収益純額には、SNBスタブファンドの株式を取得する当行のオプションの評価による45百万スイス・フランの利得が含まれており、その他の事業部門及びコーポレート・センターに反映された。これと比較して、2012年度第1四半期は、127百万スイス・フランの利得、2011年度第2四半期は13百万スイス・フランの利得であった。

SNBスタブファンドの株式を取得する当行のオプションの評価についての詳細は、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションを参照。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
株式引受報酬	163	216	197	(25)	(17)	379	386
債券引受報酬	137	183	157	(25)	(13)	320	323
引受報酬合計	300	398	355	(25)	(15)	699	710
M&A及びコーポレート・ファイ ナンス報酬	136	173	240	(21)	(43)	310	516
仲介報酬	930	1,041	1,004	(11)	(7)	1,970	2,275
投資信託報酬	871	894	927	(3)	(6)	1,765	1,893
ポートフォリオの運用及びアド バイザリー報酬	1,449	1,404	1,394	3	4	2,854	2,848
保険関連及びその他の報酬	106	102	94	4	13	208	197
有価証券取引及び投資活動に係 る報酬合計	3,793	4,012	4,014	(5)	(6)	7,805	8,439
信用関連報酬及び手数料	109	98	108	11	1	207	226
その他のサービスからの手数料	218	201	212	8	3	419	410
受取報酬及び手数料合計	4,120	4,312	4,334	(4)	(5)	8,431	9,075
支払仲介手数料	218	230	232	(5)	(6)	448	492
その他	253	239	223	6	13	492	464
支払報酬及び手数料合計	471	469	455	0	4	939	956
受取報酬及び手数料純額	3,649	3,843	3,879	(5)	(6)	7,492	8,119
内、仲介報酬純額	712	811	772	(12)	(8)	1,523	1,782

注記5 その他の収益

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
関連会社及び子会社							
連結子会社処分純利得/(損失) ¹	(6)	(17)	(23)	(65)	(74)	(23)	(21)
関連会社投資処分純利得/(損失)	0	0	8		(100)	0	13
関連会社の純利益に対する持分	26	10	12	160	117	36	22
合計	20	(6)	(3)			13	13
売却可能金融投資							
処分純利得/(損失)	67	53	54	26	24	121	80
減損損失	(28)	(29)	(1)	(3)		(57)	(5)

合計	39	24	53	63	(26)	63	75
不動産収益純額 ²	8	9	11	(11)	(27)	17	21
不動産投資純利得/(損失) ³	1	2	1	(50)	0	3	5
その他 ⁴	(69)	65	49			(4)	113
その他の収益合計	(1)	93	112			92	228

¹子会社の処分又は連結除外の際に資本から振り替えられた為替換算差益/差損の金額を含む。²第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。³公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得/損失を含む。⁴主に貸出金及び債権並びに自己利用の不動産処分純利得/(損失)を含む。

注記6 人件費

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
給与及び変動報酬	2,352	2,813	2,717	(16)	(13)	5,165	5,766
契約社員給与	52	47	57	11	(9)	99	114
社会保険	166	199	188	(17)	(12)	365	425
年金及びその他の退職後給付制度	147	(259)	188		(22)	(112)	369
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ¹	713	679	604	5	18	1,392	1,245
その他の人件費	170	164	171	4	(1)	335	412
人件費合計	3,601	3,643	3,925	(1)	(8)	7,244	8,332

¹ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした報酬コミットメント及び採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与された前払金に関連する費用も含まれている。

2012年度第2四半期の「年金及びその他の退職後給付制度」の費用は、米国における当行グループの退職者医療及び生命保険給付制度の変更に関連する84百万スイス・フランの貸方計上額を含んでいた。一方、前四半期においては、スイスの年金制度に対する費用に関連する485百万スイス・フランの貸方計上額が含まれていた。

注記7 一般管理費

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
賃借料	266	261	258	2	3	527	541
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	120	119	106	1	13	240	220
通信及び市場データサービス費用	158	158	154	0	3	316	315
管理費	107	134	94	(20)	14	240	260
マーケティング及び広報費用	153	83	94	84	63	236	165
旅費及び交際費	119	105	123	13	(3)	225	236
専門家報酬	182	187	190	(3)	(4)	369	365
ITその他の業務の外部委託費用	337	298	290	13	16	634	583
訴訟及び規制上の引当金 ¹	181	48	85	277	113	229	192
その他	28	5	12	460	133	33	20
一般管理費合計	1,652	1,398	1,408	18	17	3,050	2,896

¹損益計算書で認識された訴訟及び規制上の問題に対する引当金の純増加/取崩及び第三者からの回収が反映されている。

注記8 1株当たり利益(以下「EPS」という。)及び社外流通株式数

	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	対2012年 第1四半期 変化率	対2011年 第2四半期 変化率	2012年 6月30日 累計期間	2011年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
基本的利益							
UBS株主に帰属する純利益	425	827	1,015	(49)	(58)	1,252	2,822
希薄化後利益							
UBS株主に帰属する純利益	425	827	1,015	(49)	(58)	1,252	2,822
控除：株式デリバティブ契約 に係る（利益）/損失	(2)	(1)	(3)	100	(33)	(1)	(2)
希薄化後EPS算定のためのUBS 株主に帰属する純利益	423	826	1,012	(49)	(58)	1,251	2,820
	株	株	株	%	%	株	株
加重平均社外流通株式数							
基本的EPS算定のための加重 平均社外流通株式数	3,766,724,109	3,754,637,548	3,797,742,649	0	(1)	3,760,680,830	3,794,852,874
潜在株式、イン・ザ・マネー ・オプション及びワラントに よる潜在的希薄化普通株式数 ¹	60,874,591	64,579,548	71,667,289	(6)	(15)	63,432,213	65,275,457
希薄化後EPS算定のための加 重平均社外流通株式数	3,827,598,700	3,819,217,096	3,869,409,938	0	(1)	3,824,113,043	3,860,128,331
	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	%	%	スイス・フラン	スイス・フラン
1株当たり利益							
基本的	0.11	0.22	0.27	(50)	(59)	0.33	0.74
希薄化後	0.11	0.22	0.26	(50)	(58)	0.33	0.73
	株	株	株	%	%		

社外流通株式数							
発行済普通株式数	3,833,127,261	3,833,019,423	3,832,003,459	0	0		
自己株式数	84,869,397	57,028,735	64,152,608	49	32		
社外流通株式数	3,748,257,864	3,775,990,688	3,767,850,851	(1)	(1)		
転換可能株式数	433,701	435,339	567,965	0	(24)		
EPS算定のための社外流通株 式数	3,748,691,565	3,776,426,027	3,768,418,816	(1)	(1)		

¹当該各期間においては希薄化されないが将来における1株当たり利益を潜在的に希薄化させる可能性のあるアウト・オブ・ザ・マネー・オプションに係る社外流通株式相当数合計は、2012年6月30日、2012年3月31日及び2011年6月30日終了四半期において、それぞれ224,359,285株、189,498,211株及び260,158,423株であり、2012年6月30日及び2011年6月30日当期累計において、それぞれ223,182,933株及び259,248,144株であった。SNB取引に関連する追加の普通株式100百万株（「条件付株式発行」）は、すべての表示期間において希薄化効果はなかったが、将来において1株当たり利益を希薄化させる可能性がある。

注記9 法人所得税

当行は、2012年度第2四半期において、253百万スイス・フランの法人所得税費用純額を認識している。これには、スイスの税務上の繰越欠損金に関連してこれまで認識された繰延税金資産をスイス及び米国における当該四半期の課税所得と相殺するための償却分に対する繰延税金費用241百万スイス・フランが含まれている。これにはまた、正味の課税所得を有する当グループの事業体に関連したその他の税金費用113百万スイス・フランが含まれている。これらの費用は、以前は不確定であった税務ポジションについて引当金の戻入による税務上の便益101百万スイス・フランにより一部相殺されている。

さらに、288百万スイス・フランの税金費用が資本に直接計上された。これは主に、当四半期のキャッシュ・フローヘッジに関連する公正価値利得累積額の増加による繰延税金負債の増加、並びに、過去のエクイティ損失に

対して認識された繰延税金資産を当四半期のエクイティ利益（主に外国為替換算利益）に対して利用したことによる繰延税金資産の減少を反映している。

注記10 トレーディング・ポートフォリオ

単位：百万スイス・フラン	2012年6月30日	2012年3月31日	2011年12月31日
商品タイプ別トレーディング・ポートフォリオ資産			
負債性商品			
国債	38,784	43,946	45,297
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	32,306	33,589	32,765
貸出金	6,490	4,474	4,088
投資信託受益証券	9,004	8,959	9,859
資産担保証券	17,682	16,706	17,035
内、不動産担保証券	14,489	13,602	13,868
負債性商品合計	104,266	107,673	109,045
資本性金融商品			
ユニット連動型投資契約金融資産	16,256	16,325	16,376
トレーディング目的保有金融資産	159,670	169,213	162,821
貴金属及びその他のコモディティ	19,555	18,765	18,704
トレーディング・ポートフォリオ資産合計	179,226	187,978	181,525
商品タイプ別トレーディング・ポートフォリオ負債			
負債性商品			
国債	26,152	29,336	17,026
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	8,248	7,972	7,122
投資信託受益証券	1,096	844	1,083
資産担保証券	88	29	312
内、不動産担保証券	75	17	287
負債性商品合計	35,582	38,180	25,542
資本性金融商品			
トレーディング・ポートフォリオ負債合計	49,980	52,607	39,480

注記11 売却可能金融投資

単位：百万スイス・フラン	2012年6月30日	2012年3月31日	2011年12月31日
商品タイプ別売却可能金融投資			
負債性商品			
国債	41,221	42,355	34,899
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	9,722	8,328	8,590
投資信託受益証券	426	416	445
不動産担保証券	7,882	7,992	8,541
負債性商品合計	59,250	59,091	52,475
資本性金融商品			
売却可能金融投資合計	60,012	59,795	53,174

注記12 金融商品の公正価値

a) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される全ての金融商品は、四半期末の時点で、当該商品の公正価値測定全体にとって重要性のあるインプットの内最下位のレベルのインプットに基づき、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルの内の1つのレベルに分類される。

- レベル1 - 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無修正の）相場価格
- レベル2 - 全ての重要なインプットが、直接又は間接的に市場で観察可能な場合の評価手法
- レベル3 - 観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを含む評価手法

市場相場価格又は評価手法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2012年6月30日現在				
トレーディング目的保有金融資産 ²	100.5	53.4	5.7	159.7
内、担保として差し入れられているもの	38.6	6.7	0.2	45.6
再調達価額 - 借方	4.5	444.0	9.8	458.3
公正価値での測定を指定された金融資産	0.5	4.5	4.2	9.2
売却可能金融投資	44.8	14.2	1.0	60.0
資産合計	150.4	516.1	20.7	687.2
トレーディング・ポートフォリオ負債	40.6	9.2	0.2	50.0
再調達価額 - 貸方	4.4	434.2	7.8	446.4
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	80.3	12.9	93.3
その他の負債 - ユニット連動型投資契約に基づく金額		16.3		16.3
負債合計	45.0	540.0	20.9	606.0
2012年3月31日現在				
トレーディング目的保有金融資産 ²	104.5	57.5	7.3	169.2
内、担保として差し入れられているもの	41.1	9.3	0.1	50.6
再調達価額 - 借方	3.8	403.8	10.4	417.9
公正価値での測定を指定された金融資産	0.6	5.3	3.0	8.8
売却可能金融投資	40.1	19.0	0.7	59.8
資産合計	149.0	485.5	21.2	655.7
トレーディング・ポートフォリオ負債	41.1	11.2	0.2	52.6
再調達価額 - 貸方	3.7	391.8	8.7	404.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	77.4	11.5	88.9
その他の負債 - ユニット連動型投資契約に基づく金額		16.3		16.3
負債合計	44.8	496.8	20.4	562.1
2011年12月31日現在				
トレーディング目的保有金融資産 ²	99.4	55.7	7.8	162.8
内、担保として差し入れられているもの	33.2	6.2	0.5	39.9
再調達価額 - 借方	3.4	469.2	13.9	486.6
公正価値での測定を指定された金融資産	0.7	6.9	2.7	10.3
売却可能金融投資	34.8	17.7	0.6	53.2
資産合計	138.4	549.5	25.0	712.9
トレーディング・ポートフォリオ負債	30.4	8.4	0.6	39.5
再調達価額 - 貸方	3.5	459.1	10.8	473.4
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	76.9	12.1	89.0
その他の負債 - ユニット連動型投資契約に基づく金額		16.4		16.4

負債合計	34.0	560.8	23.5	618.2
------	------	-------	------	-------

¹貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される区分された組込デリバティブは、この表から除外されている。2012年6月30日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ資産純額合計9億スイス・フラン（内、6億スイス・フランはレベル3資産純額、3億スイス・フランはレベル2資産純額であった。）は、貸借対照表において社債に認識された。2012年3月31日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ資産純額合計9億スイス・フラン（内、7億スイス・フランはレベル3資産純額、2億スイス・フランはレベル2資産純額であった。）は、貸借対照表において社債に認識された。2011年12月31日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ資産純額合計10億スイス・フラン（内、8億スイス・フランはレベル3資産純額、2億スイス・フランはレベル2資産純額であった。）は、貸借対照表において社債に認識された。²トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。

レベル3の商品の変動

単位：十億スイス・フラン	トレーディング目的保有金融 資産（担保として差し入れら れているものを含む。）	デリバティブ		公正価値での測定を 指定された金融負債
		再調達価額 - 借方	再調達価額 - 貸方	
2011年12月31日現在残高	7.8	13.9	10.8	12.1
損益計算書に含まれる利得／損失合計	0.2	(1.3)	(1.0)	(0.3)
購入、売却、発行及び決済	0.0	(1.5)	(1.0)	(0.2)
購入	1.5	0.0	0.0	0.0
売却	(1.5)	0.0	0.0	0.0
発行	0.0	0.8	0.3	1.2
決済	0.0	(2.3)	(1.3)	(1.4)
レベル3への／からの振替	(0.5)	(0.2)	0.4	0.1
レベル3への振替	0.6	0.5	0.9	1.5
レベル3からの振替	(1.1)	(0.7)	(0.4)	(1.5)
為替換算	(0.3)	(0.5)	(0.5)	(0.1)
2012年3月31日現在残高	7.3	10.4	8.7	11.5
損益計算書に含まれる利得／損失合計	(0.6)	(0.1)	0.1	(0.1)
購入、売却、発行及び決済	(1.4)	(0.7)	(1.1)	0.7
購入	1.4	0.0	0.0	0.0
売却	(2.8)	0.0	0.0	0.0
発行	0.0	0.3	0.2	2.3
決済	0.0	(1.0)	(1.3)	(1.5)
レベル3への／からの振替	0.2	0.0	(0.2)	0.5
レベル3への振替	0.6	0.5	0.4	1.9
レベル3からの振替	(0.3)	(0.5)	(0.6)	(1.4)
為替換算	0.2	0.3	0.4	0.3
2012年6月30日現在残高	5.7	9.8	7.8	12.9

2012年6月30日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価手法によって測定された金融商品（レベル3）には、主に以下が含まれていた。

- ビスポーク型債務担保証券(以下「CDO」という。)及びローン担保証券(以下「CLO」という。)を含む、ストラクチャード・レート及びクレジット・ポジション
- リファレンス・リンク債(以下「RLN」という。)

- 米国及びヨーロッパの住宅市場並びに米国及び米国外の商業用不動産市場に連動する金融商品
- 社債及び企業のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)
- 貸付関連商品

トレーディング目的保有金融資産

レベル3へ及び同レベルから振り替えられたトレーディング目的保有金融資産は、それぞれ6億スイス・フラン及び3億スイス・フランであった。レベル3への振替額の内訳は、主に社債5億スイス・フラン(市場インプットの観察可能性の低下を理由に価格の検証ができなかったもの。)から成っていた。レベル3からの振替額の内訳は、主に社債2億スイス・フラン及び米国商業用モーゲージ担保証券(以下「CMBS」という。)1億スイス・フラン(独立した価格情報が入手可能になり、公正価値の検証に使用されたため。)から成っていた。

当該四半期に購入したレベル3のトレーディング目的保有金融資産は、14億スイス・フランであった。この購入は、証券化される予定の商業用不動産ローン8億スイス・フラン及び貸付関連商品4億スイス・フランから成っていた。

当該四半期におけるトレーディング目的で保有するレベル3の金融資産の売却は28億スイス・フランであった。これには、証券化された商業用不動産ローン7億スイス・フラン、米国CMBSスーパー・シニアCDO6億スイス・フラン、貸付関連商品5億スイス・フラン、米国以外のRLN3億スイス・フラン及び社債3億スイス・フランが含まれていた。

デリバティブ

レベル3へ振り替えられたデリバティブには、再調達価額 - 借方5億スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方4億スイス・フランが含まれていた。レベル3の商品からの振替額には、再調達価額 - 借方5億スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方6億スイス・フランが含まれていた。

レベル3への振替額のうち再調達価額 - 借方の内訳は、主にストラクチャード・クレジットであるビスポーク型CDO1億スイス・フラン(保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が低下したため。)、インデックス・トランシェCDS1億スイス・フラン(基礎となる市場データの信頼性が低下したため。)、企業のCDS1億スイス・フラン(クレジット・カーブ及び回収率の独自の検証ができなくなったため。)及びストラクチャード・レート・ポジション1億スイス・フラン(ボラティリティの独自の検証ができなかったため。)であった。レベル3への振替額のうち再調達価額 - 貸方の内訳は、主にインデックス・トランシェCDS1億スイス・フラン(基礎となる市場データの信頼性が低下したため。)、企業のCDS1億スイス・フラン(クレジット・カーブ及び回収率の独自の検証ができなくなったため。)及びストラクチャード・レート・ポジション1億スイス・フラン(ボラティリティの独自の検証ができなかったため。)であった。

レベル3からの振替額のうち再調達価額 - 借方の内訳は、主に企業のCDS4億スイス・フラン(クレジット・カーブ及び回収率の独自の検証が可能になったため。)であった。レベル3からの振替額のうち再調達価額 - 貸方の内訳は、主にストラクチャード・クレジットであるビスポーク型CDO3億スイス・フラン(保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が高まったため。)及び企業のCDS2億スイス・フラン(クレジット・カーブ及び回収率の独自の検証が可能になったため。)であった。

レベル3の再調達価額 - 借方及び貸方の発行額は、それぞれ3億スイス・フラン及び2億スイス・フランであった。これは主にストラクチャード・クレジット・ポジションから成っていた。

レベル3の再調達価額 - 借方の決済額は、10億スイス・フランであった。これには、ストラクチャード・クレジット・ポジション2億スイス・フラン、企業のCDS4億スイス・フラン、米国サブプライム・スーパー・シニアCDO1億スイス・フラン及び米国CMBSスーパー・シニアCDO1億スイス・フランが含まれていた。レベル3の再調達価額 - 貸方の決済額は、13億スイス・フランであった。これには、米国CMBSスーパー・シニアCDO5億スイス・フラン、ストラクチャード・クレジット・ポジション4億スイス・フラン及び企業のCDS4億スイス・フランが含まれていた。

公正価値での測定を指定された金融負債

公正価値での測定を指定された金融負債のレベル3への振替額19億スイス・フランの内訳は主に、クレジット・リンク債10億スイス・フラン(基礎となるクレジット・カーブの独自の検証ができなかったため。)、金利連動債5億スイス・フラン(金利の相関性及び為替の相関性の独自の検証ができなかったため。)、及びエクイ

ティ・リンク債4億スイス・フラン（組込オプションのボラティリティの独自の検証ができなかったため。）であった。

公正価値での測定を指定された金融負債のレベル3からの振替額は、14億スイス・フランであり、この内訳は、主にエクイティ・リンク債6億スイス・フラン（組込オプションのボラティリティの独自の検証が可能になったため。）、クレジット・リンク債5億スイス・フラン（基礎となるクレジット・カーブの独自の検証が可能になったため。）、及び金利連動債3億スイス・フラン（組込オプションのボラティリティの独自の検証が可能になったため。）であった。

レベル3の公正価値での測定を指定された金融負債の発行額23億スイス・フランの内訳は、主に、ストラクチャード・ファイナンス取引10億スイス・フラン、クレジット・リンク債6億スイス・フラン及び金利連動債4億スイス・フランであった。

レベル3の公正価値での測定を指定された金融負債の決済額は、15億スイス・フランであり、この内訳は主に、クレジット・リンク債8億スイス・フラン、エクイティ・リンク債4億スイス・フラン及び金利連動債3億スイス・フランであった。

b) 評価についての情報

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット

自己クレジットの変動は、UBSの無担保資金調達商品を割引く単一の水準を提供する資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに基づいて算定される。FTPのイールド・カーブは、公正価値での測定を指定された、無担保及び一部担保された資金調達取引の評価に使用するもので、関連する期間について、UBSのミディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）の価額水準を参照して設定される。FTPのイールド・スプレッドは、市場参加者がUBSのMTNを購入する際に要求するプレミアムを反映した信用リスクを表わすと考えられる。

四半期の金額は、当該四半期における変動額を表し、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己クレジットの変動額は以下の2つの構成要素に分解することができる。（ ）期間中の当行の信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び（ ）「量的変動」の影響、すなわち、信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利の変動及び第三者が発行した参照商品の価値の変動）に起因する公正価値の変動額。開示される自己クレジットの金額は外国為替相場の変動による影響も反映される。

第2四半期において、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット利得239百万スイス・フランが計上された。これには、自己クレジットの計算方法の改善及び過去の期間に係る様々な自己クレジット項目が反映され、その結果、合計で90百万スイス・フランの自己クレジット利得及び27百万スイス・フランのその他のトレーディング収益の減少が生じた。これらはすべて第2四半期にトレーディング収益純額に計上され、合計で税引前営業利益63百万スイス・フランの純増加となった。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット

	現在又は終了四半期			当期累計	
	2012年 6月30日	2012年 3月31日	2011年 6月30日	2012年 6月30日	2011年 6月30日
単位：百万スイス・フラン					
終了期間の利得 / (損失) 合計	239	(1,164)	(25)	(925)	(158)
内、信用スプレッド関連のみ	132	(1,131)	90	(1,000)	(89)
現時点までの保有期間累計の利得	983	705	95		

c) 取引初日の損益の繰延

以下の表は、金融商品の公正価値が評価モデルを用いて見積られ、必ずしも全ての重要なインプットが市場で観察可能ではない場合において、当該金融商品に係る繰延損益の増減を示している。取引価格が取引初日に評価モデルから得られた評価額と異なっていたとしても、当該金融商品は当初取引価格で認識される。基礎となるパラメーターが観察可能となった時点、取引が手仕舞いとなった時点、又は適切な償却方法で、取引初日に繰延べられた損益は損益計算書に振り替えられ、トレーディング収益純額に認識される。表は、期首及び期間末時点におい

て純損益に未だ計上されていない当該差額の合計、並びに当該残高の増減の調整（繰延べられている取引初日損益の変動）を示している。

取引初日の損益の繰延

単位：百万スイス・フラン	終了四半期		
	2012年6月30日	2012年3月31日	2011年6月30日
期首残高	406	433	493
新規取引に係る繰延利益/(損失)	170	61	113
損益計算書で認識された(利益)/損失	(88)	(73)	(65)
為替換算調整	20	(15)	(36)
期末残高	508	406	505

注記13 金融資産の分類変更

2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期において、金融資産がトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更された。分類変更日におけるこれらの資産の公正価値は、それぞれ26十億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。

以下の表は、分類変更された残りの金融資産の商品種類別の想定元本、公正価値及び帳簿価額を示している。

貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

単位：十億スイス・フラン	2012年6月30日			
	想定元本	公正価値	帳簿価額	帳簿価額の想定元本に対する比率
米国学生ローン及び地方債オークション・レート証券	3.2	2.7	3.0	93%
モノラインにより保証されている資産	0.6	0.5	0.5	91%
レバレッジド・ファイナンス	0.4	0.4	0.4	84%
米国リファレンス・リンク債	0.2	0.1	0.1	71%
その他の資産	0.9	0.8	0.7	85%
合計	5.3	4.5	4.8	90%

貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

単位：十億スイス・フラン	2012年6月30日	2012年3月31日	2011年12月31日
帳簿価額	4.8	5.0	5.3
公正価値	4.5	4.7	4.9
プロフォーマの公正価値利得/(損失)	(0.3)	(0.3)	(0.4)

2012年度第2四半期では、分類変更された残りの金融資産の帳簿価額は2億スイス・フラン減少した。これは主として売却時の帳簿価額が3億スイス・フランの資産を売却したことによるものであった。分類変更された金融資産からの税引前営業利益への正味影響額は、1億スイス・フランの損失であった（以下の表を参照。）。仮に当該金融資産の分類変更がなかった場合、2012年度第2四半期の税引前営業利益への影響額は、約1億スイス・フランの利益となったと考えられる。

分類変更された資産の損益計算書への影響

単位：百万スイス・フラン	終了四半期		当期累計
	2012年6月30日	2012年3月31日	2012年6月30日
受取利息純額	33	33	66
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	(17)	22	5
その他の収益 ¹	(71)	25	(47)
税引前営業利益への影響額	(55)	79	24

¹ 分類変更された金融資産の処分に係る純利得 / 損失を含む。

注記14 デリバティブ

	2012年6月30日				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ¹	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ¹	その他の想定 元本 ²
単位：十億スイス・フラン					
デリバティブ					
金利契約	301	7,242	279	6,970	19,588
クレジット・デリバティブ契約	55	1,299	52	1,221	323
外国為替契約	78	3,556	90	3,548	6
株式 / 指数契約	19	239	20	269	20
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	5	102	5	94	17
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ³	1	58	0	28	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ³	0	38	1	48	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ^{4,5}	458	12,535	446	12,179	19,954
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(366)		(366)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(41)		(24)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	51		56		
2012年3月31日					
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ^{1,7}	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ^{1,7}	その他の想定 元本 ^{2,7}
デリバティブ					
金利契約	263	7,469	245	7,288	17,760
クレジット・デリバティブ契約	50	1,226	47	1,206	332
外国為替契約	80	3,318	87	3,209	7
株式 / 指数契約	18	219	19	244	17
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	5	106	5	94	19
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ³	0	59	0	38	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ³	0	50	0	43	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ^{4,5}	418	12,448	404	12,122	18,134
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(329)		(329)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(37)		(22)		

自己資本比率規制に準拠した
ネットティングに基づいた
デリバティブ合計⁶

52

53

¹貸借対照表上の再調達価額が純額で表示されている場合でも、ネットティングされた再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示されている。²これらのデリバティブによる債権は、貸借対照表上において、デリバティブに係る差入担保金に合計45億スイス・フラン（2012年3月31日：23億スイス・フラン、2011年12月31日：24億スイス・フラン）認識されている。これらのデリバティブによる債務は、貸借対照表上において、デリバティブに係る受入担保金に合計37億スイス・フラン（2012年3月31日：32億スイス・フラン、2011年12月31日：27億スイス・フラン）認識されている。³売買したデリバティブ以外の金融資産の約定日から決済日までの間の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。⁴国際財務報告基準に準拠したネットティングに基づいた再調達価額。⁵リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない、再調達価額 - 借方が59億スイス・フラン（2012年3月31日：56億スイス・フラン、2011年12月31日：63億スイス・フラン）、及び再調達価額 - 貸方が61億スイス・フラン（2012年3月31日：57億スイス・フラン、2011年12月31日：67億スイス・フラン）の委託取引を含む。⁶スイス連邦銀行法に準拠したネットティング契約（現金担保を含む。）の影響を含む。⁷2012年度第2四半期において、当行は、クレジット・デリバティブ契約並びにデリバティブ以外の金融資産の未決済の購入及び売却の2012年3月31日の想定元本を訂正した。再調達価額 - 借方に関連する想定元本の合計は106十億スイス・フラン減少した。再調達価額 - 貸方に関連する想定元本の合計は85十億スイス・フラン減少した。この大部分は、その他の想定元本156十億スイス・フランの増加により相殺された。

2011年12月31日

	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ¹	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ¹	その他の想定 元本 ²
デリバティブ					
金利契約	296	8,172	276	8,113	20,019
クレジット・デリバティブ契約	67	1,298	64	1,245	172
外国為替契約	97	3,194	106	3,123	12
株式 / 指数契約	19	192	20	211	15
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	7	101	7	91	18
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ³	0	40	0	11	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ³	0	18	0	30	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ^{4,5}	487	13,014	473	12,823	20,236
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(383)		(383)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(46)		(28)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計⁶	58		62		

¹貸借対照表上の再調達価額が純額で表示されている場合でも、ネットティングされた再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示されている。²これらのデリバティブによる債権は、貸借対照表上において、デリバティブに係る差入担保金に合計45億スイス・フラン（2012年3月31日：23億スイス・フラン、2011年12月31日：24億スイス・フラン）認識されている。これらのデリバティブによる債務は、貸借対照表上において、デリバティブに係る受入担保金に合計37億スイス・フラン（2012年3月31日：32億スイス・フラン、2011年12月31日：27億スイス・フラン）認識されている。³売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の約定日から決済日までの間の変動は、再調達価額として認識されている。⁴国際財務報告基準に準拠したネットティングに基づいた再調達価額。⁵リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない、再調達価額 - 借方が59億スイス・フラン（2012年3月31日：56億スイス・フラン、2011年12月31日：63億スイス・フラン）、及び再調達価額 - 貸方が61億スイス・フラン（2012年3月31日：57億スイス・フラン、2011年12月31日：67億スイス・フラン）の委託取引を含む。⁶スイス連邦銀行法に準拠したネットティング契約（現金担保を含む。）の影響を含む。

注記15 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン

2012年6月30日

2012年3月31日

2011年12月31日

その他の資産

プライム・ブローカレッジ債権	5,913	7,833	6,103
繰延年金費用	3,783	3,780	3,300
その他	3,242	2,860	3,062
その他の資産合計	12,939	14,473	12,465

その他の負債			
プライム・ブローカレッジ債務	39,170	35,248	36,746
ユニット・リンク投資契約未払額	16,327	16,440	16,481
引当金	1,648	1,584	1,626
当期及び繰延税金負債	520	593	584
その他	5,756	6,158	6,255
その他の負債合計	63,422	60,023	61,692

注記16 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレーショナル	訴訟及び	事業再編	貸出コミットメント		引当金合計
	・リスク ¹	規制関連 ²		及び保証	その他 ³	
2011年12月31日現在残高	58	482	467	93	525	1,626
損益計算書で認識された引当金の増加	8	70	139	0	21	239
損益計算書で認識された引当金の取崩	(3)	(18)	(7)	(3)	(3)	(34)
所定の目的に従って使用された引当金	(14)	(66)	(72)	0	(30)	(181)
振替	0	0	(37) ⁴	3	0	(34)
為替換算調整 / 割引の振戻し	(1)	(15)	(8)	(2)	(6)	(32)
2012年3月31日現在残高	49	454	484	92	506	1,584
損益計算書で認識された引当金の増加	9	210	32	1	23	275
損益計算書で認識された引当金の取崩	0	(27)	(26)	(1)	(3)	(58)
所定の目的に従って使用された引当金	(6)	(75)	(88)	0	(23)	(192)
振替	0	0	(2) ⁴	(15)	0	(17)
為替換算調整 / 割引の振戻し	0	22	22	2	9	55
2012年6月30日現在残高	52	584	422	78	513	1,648

¹保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。²法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる訴訟が含まれる。さらに、本注記のセクションc)に記載されている、UBSが販売又は証券化した米国モーゲージ・ローンの買戻請求に関連して設定された引当金が含まれる。³リース物件改良部分の原状回復費用、不利なリース契約に係る引当金、従業員給付（永年勤続報奨及び長期有給休暇）に係る引当金及びその他の項目を含む。⁴株式報酬に関連する事業再編引当金の、資本剰余金への組替を反映している。

b) 訴訟及び規制上の問題

当グループは、重要な訴訟リスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に参与している。こうした訴訟は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、営業活動又は財務書類への影響を含め、その結果を予測し難いことが多い。一定の状況においては、UBSは、たとえ違反行為を一切否定している場合でも、法的手続の費用や煩雑さを回避するため、費用対効果分析に基づき和解を結ぶこともある。法的助言を求めた上で、責任を問われる可能性が高いと経営者が判

断し、金額を信頼性をもって見積ることができる場合に限り、当グループは訴訟に対して引当金を積んでいる。

一定の潜在的に重要な法的手続又は提訴のおそれがある手続は下記のとおりである。場合によっては、投資家による潜在的エクスポージャーの規模の検討に役立てるために、当行は、請求された損害賠償の金額、取引の規模又はその他の情報を提供している。現在設定している引当金の水準を超過して、特定の請求又は訴訟手続（資源の流出の可能性がほとんどない場合を除く）により発生し得る財務上の影響額を見積ることは不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の実事又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。多くの場合、これらの要素の組み合わせが当行による偶発負債の財務上の影響額の見積りを妨げている。当行はまた、そのような見積りがこれらの問題における当行の立場を著しく毀損する可能性があると考えている。

1) 地方債

2011年に、UBSは米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国司法省（以下「DOJ」という。）、反トラスト局、米国税庁（以下「IRS」という。）及び州司法長官のグループとの間で、地方債発行により調達した資金の投資及び関連するデリバティブ取引の問題に関して、140.3百万米ドルで和解したことを公表した。この和解により、2006年11月に開始した規制当局による調査は終結した。関連する複数の推定上の集団訴訟が、連邦地方裁判所においてUBS及びその他の多数の企業に対して提起され、係属中であるが、潜在的原告に対しては、和解基金を通じて約63百万米ドルの規制上の問題についての和解金を支払うことが可能になり、同基金を通じた支払いにより、UBSに対して集団訴訟で争われている金額の総額が減ることになる。2010年12月、3名の旧UBS従業員が連邦法の反トラスト法違反に係る調査に関連して起訴され、係属中である。

2) オークション・レート証券

2008年に、UBSは、SEC、ニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）及びマサチューセッツ州証券局との和解が成立した。これによりUBSは、資格を有する顧客からオークション・レート証券（以下「ARS」という。）の買戻しを申し出ること、罰金150百万米ドル(NYAGに対して75百万米ドル、その他の州に対して75百万米ドル)を支払うことに同意した。これによりUBSは、すべての州と和解に至った。この和解により、2008年初めに始まった証券業界全体に及びARS市場の混乱及び関連するオークションの不成立を受けた調査は終結した。SECは、ARSの売買及び開示に関して、UBSに関連する個人を引き続き調査している。またUBSは次の訴訟の被告となっている。() 複数の推定上の集団訴訟。() ARSに関連する投資家による仲裁又は訴訟の申し立て。これには、元顧客により申し立てられた派生的損害金76百万米ドルの係属中の案件を含む。() 発行体による仲裁又は訴訟の申し立て。これには、最低でも40百万米ドルの補償的損害賠償に、懲罰的損害賠償と三倍額賠償を加えて申し立てている、州のコモン・ローや州の恐喝防止法に基づく係属中の案件を含む。また、州及び連邦の証券法違反を主張して2012年初めに提起された複数の仲裁では、その他の救済として、補償的損害賠償金及び懲罰的損害賠償金を求めている。

3) クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

米国でのクロスボーダー事業に関する問題の開示及び和解後、多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出した。UBSは、スイス連邦法及びその他の準拠法に基づく金融プライバシーの義務の制限を厳守した上でこれらの要求に協力している。フランスでは、違法なクロスボーダー取引の申し立てに対する刑事上の調査が予審判事（Juge d' instruction）の選任をもって開始されている。

4) 金融危機関連問題

UBSは、2007年から2009年における金融危機並びに、とりわけモーゲージ関連証券及びその他の仕組取引やデリバティブに関連して、政府による多数の照会及び調査に対応しているところであり、また多数の訴訟、仲裁及び紛争に関与している。特に、SECは、2007年度第3四半期における債務担保証券（以下「CDO」という。）のスーパー・シニア・トランシェに関するUBSの評価、2007年度第1及び第2四半期における一部のCDOについてUBSが行った組成及び引受を調査している。UBSはSECに対して文書の提出及び証言を行っており、調査におけるSECへの協力を継続している。金融危機に関連する諸問題について、UBSは、様々な政府当局及び規制当局と連絡をとり、その他の照会に対応している。これらの問題は特に、UBSの()開示及び評価減、()格付会社との関わり、()モーゲージ関連商品のリスク管理、評価、組成及びマーケティング、並びに()他の発行体のための有価証券の売出におけ

る引受会社としての役割に関連していた。

UBSは、UBSが組成したCDOの機関購入者により提起された複数の訴訟の被告である。この訴訟の中で原告は、様々な法理論に基づきUBSがCDOの裏づけとなっている担保の品質を偽っていたと主張している。これらの訴訟における原告は集団で数百万ドルの損害賠償を要求しており、これには、原告が最低でも331百万米ドルの賠償金を請求している1件の訴訟を含んでいる。

5) リーマンの元本確保型債券

2007年3月から2008年9月まで、UBSファイナンシャル・サービシズ・インク（以下「UBSFS」という。）は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「リーマン」という。）が発行した、額面約1十億米ドルの仕組債を販売した。このうちの大部分は、債券からの収益が市場の指数又はその他の基準にある程度連動しているが、投資家の元本の一部又は全部が債券の発行体であるリーマンの無条件の債務であるという事実を反映して、「元本確保型債券」と称されていた。リーマンの仕組債の引受会社としての役割に基づき、UBSFSは、連邦証券法の開示条項違反を主張する推定上の集団訴訟において被告となっている。同社は当該訴訟に対して積極的に抗弁しており、当該提訴を集団訴訟としての認定を求める原告の申立てに対して異議申立てを行っており、これは現在係属中である。リーマンの仕組債以外のその他の証券を引き受けた会社は、同じ推定上の集団訴訟において被告となっているが、これらの引受会社とは和解が成立している。UBSFSは、多数の個人による民事訴訟及び顧客との仲裁においても被告となっており、当該訴訟手続きは様々な段階にある。個人の顧客の主張は、主にUBSFSが当該債券のリスクを顧客に対して適切に開示していたか否かに関連している。2011年に、当該債券の販売に関して、UBSFSはFINRAと和解し、これにより2.5百万米ドルの罰金と、米国内の限られた投資家に対する損害補填及び利息として約8.25百万米ドルを支払うことに合意した。

6) 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な引受会社及び発行体であった。UBSは、UBSが引き受けたか又は発行したRMBSの当初額面価額約42十億米ドルに関連する多くの訴訟において、RMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟の多くは初期段階にあり、訴え却下を申立てる段階より先には進展しておらず、その他は開示手続の様々な段階にある。これらの訴訟において争点となっているRMBSの当初額面価額のうち、約9十億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの33十億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、この求償権を行使することでどの程度回収できるのかを予測することはできない。

これらの訴訟は、連邦住宅抵当公庫（以下「ファニー・メイ」という。）と連邦住宅金融抵当公庫（以下「フレディ・マック」といい、「ファニー・メイ」と併せて「GSE」という。）の資産保全管理人として連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）が提訴した訴訟を含んでおり、当初額面価額45億米ドルのUBSがスポンサーとなっているRMBS及び当初額面価額18億米ドルの第三者RMBSに対するGSEの投資に関連するものである。これらの訴訟は、連邦及び州の証券法並びに州のコモン・ローに基づき損害賠償と契約取消しを要求し、約12億米ドルの損失を主張している。2012年5月に、裁判所はUBSの訴え却下の申立てを否認した。しかし、裁判所は、その後UBSの却下の申立ての対象であった2つの法的問題を米国第2巡回区控訴裁判所へ上訴することを認定するUBSの申立てを認めた。第2巡回区控訴裁判所は、当該上訴を認めるか否か検討中である。当該訴訟は開示手続が進められており、現在、2014年1月に公判が予定されている。FHFAはまた2011年に、GSEが購入した第三者RMBSの引受会社としての役割に関連して、UBS及び他の金融機関を提訴し、連邦及び州の証券法及び州のコモン・ローの違反を含む様々な法理論に基づき要求を主張している。これらの訴訟の大部分もまた、開示手続に進んでいる。UBSは、過去にRMBSの保険会社による3件の訴訟の被告となっていた。RMBSの保険会社は、エクイティ及び契約上の代位弁済権を請求し、UBS及びその他のRMBS引受会社が、RMBSの発行体による虚偽の表示及び不正を幫助したことに基づいてRMBSの投資家に支払われた保険金の回収を求めている。2012年4月に、これらの訴訟のうち2件は却下され、残りの1件は係属中である。

2011年に、ニュー・ジャージー州の連邦裁判所は、当初の額面価額26億米ドルの、UBSがスポンサーとなっているRMBSに関連して、特に、UBSの複数の企業に対して連邦証券法違反を主張する推定上の集団訴訟を、出訴期限を根拠として却下した。原告はその後修正した訴状を提出し、UBSは再度、特に、出訴期限を根拠とした訴えの却下を

申し立てた。

下記の「c) その他の偶発負債」で記載したように、UBSはまた、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが特定の表明を行っていた米国住宅用モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。2012年2月に、金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が、UBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）をニューヨーク州裁判所において提訴した。申立てによると、不良債権化したモーゲージ・ローン（当初の元本残高は最低でも997百万米ドルであり、アシュアード・ギャランティが保証したUBSがスポンサーとなっているRMBSの担保とされていた。）について、買戻しを行わなかったことに基づく契約違反に対する賠償と宣言的救済を求めている。また、アシュアード・ギャランティは、UBS RESIのモーゲージ・ローンに関する表明・保証違反、及びコミットメント・レターに基づく特定の義務違反があったと主張している。アシュアード・ギャランティは、金額未定の損害賠償を要求しており、これにはアシュアード・ギャランティの保険契約に基づいた現在及び将来の請求に関する支払い（訴訟が提起された時点で総額約308百万米ドル）に加えて補填損害額及び間接的損害額、手数料、経費及び判決前利息が含まれる。2012年4月に、UBS RESIはアシュアード・ギャランティの訴えの却下を申し立てた。

2012年4月に、フレディ・マックは、UBS RESIが一部のモーゲージ・ローンに関する表明・保証に違反し、これらのモーゲージ・ローンの買戻しを行わなかったと主張し、契約違反及び宣言的救済を理由としてUBS RESIに対する訴訟を起こす通知書及び召喚状をニューヨーク州高位裁判所に提出した。損害賠償額は明示されていないものの、フレディ・マックは、同社が過去に買戻請求を行ったローンの当初の元本残高のうち、最低でも94百万米ドルについて、UBS RESIにローン買戻義務があるとして、当該義務の特定履行を求めている。この訴訟についての訴状はまだ提出されていない。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

7) UBSの開示に関連する請求

ニューヨーク州南部地区の米国地方裁判所において、UBS、多数の現・旧の取締役及び上級役員並びにUBSの2008年5月の株主割当発行の引受を行った特定の銀行（UBSセキュリティーズ・エルエルシーを含む。）に対する推定上の併合集団訴訟が提起されている。この訴訟は、モーゲージ関連証券のUBSのポジション及び損失、オークション・レート証券のUBSのポジション及び損失並びにUBSの米国でのクロスボーダー事業に関するUBSの開示に関連する米国証券法違反を主張している。2011年に、裁判所は、米国外で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく全ての訴えを却下した。その後被告は、請求事項記載の欠如を理由として、米国内で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく訴えを却下する申立てを行った。UBS、多数の上級役員及び従業員並びにUBSの各種委員会は、UBS株式を購入したUBSの従業員退職所得保障法（以下「ERISA」という。）の下での2つの退職制度の現・旧加入者を代表して提起された、受託者義務違反に対する推定上の併合集団訴訟においても訴えられている。2011年に、裁判所はERISAに係る訴えを却下した。2012年3月に、裁判所は原告の修正訴状の提出許可の申立てを受理しなかった。原告は上訴している。

8) マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、FINMA及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されている。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他のUBS子会社数社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者は特定されていない。2009年及び2010年に、当該ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対して支払い責任が生じる可能性のある金額についての補足的な請求を申し立てている。清算

人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により上訴が申立てられた。米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てている。1件目の請求は、2010年に関連するUBSの企業、ルクセンブルク及びオフショアのファンド並びに多数の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）を含む23の被告に対して申立てられた。この訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも2十億米ドルである。2件目の請求は、2010年に関連するUBSの企業及びルクセンブルクのファンドを含む16の被告に対して申立てられた。全被告に対する請求総額は、最低でも555百万米ドルになる。UBSの申し立てを受けて、2011年に地方裁判所は、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような訴訟を起こす資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。BMISの受託者は、地方裁判所の判決に対して上訴した。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。

9) イタリアの公共事業体との取引

2009年、ミラノ市は、2005年の債券発行及び2005年から2007年にかけてミラノ市との間で行われた関連デリバティブ取引に関して、UBSリミテッド、UBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイ及びその他の国際的な銀行3行を相手に、民事訴訟を提起した。この主な主張は、UBSリミテッド及びその他の国際的な銀行がミラノ市とのデリバティブ契約の締結による隠匿された利益及び/又は違法な利益を不正に取得していたというものであった。さらに、UBSの現従業員2名及び旧従業員1名並びに他の銀行の従業員はミラノ市の元職員及びミラノ市の旧アドバイザーとともに同一の債券の発行並びに関連するデリバティブ取引の実施及びその後の再編に関連する「加重詐欺」の主張について、刑事裁判に直面している。UBSリミテッドは、また、主張された従業員の不正行為を回避する事業組織モデルの構築を怠った個人の刑事裁判との関連で起こされた行政上の告発、イタリアにおける業務制限を含む可能性のある制裁及び/又は罰金の対象となっている。2012年3月、UBSリミテッド及びUBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイは、ミラノ市と和解契約を締結し、これにより、民事上の損害賠償請求のすべて（刑事訴訟手続において提起されているものを含む。）をミラノ市が取り下げることを考慮して、ミラノ市は既存のデリバティブ取引の金利スワップ部分を解約できるようにした。当該和解に基づき、UBSリミテッドは、責任を認めることなくミラノ市に対して取引費用に割引を適用した。当該和解は、係属中の刑事訴訟手続及び行政訴訟手続を解決するものではなく、刑事訴訟手続における民間の消費者グループの請求を解決するものでもない。

UBSリミテッド及びUBS AGのそれぞれがイタリアにおける他の公共事業体である取引相手先と締結した多数の取引も、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。これらには、カラブリア州、トスカーナ州、ロンバルディア州及びラツィオ州並びにフローレンス市とのデリバティブ取引が含まれる。フローレンス市及びトスカーナ州はまた、イタリア行政法上の救済手段を行使しようとしている。その救済手段とは、公共事業体に関連する契約を締結するそれ自身の判断に異議を唱えることを認め、従って契約上の義務を無効にするものである。UBSはこのような試みに反対している。UBSは、英国裁判所において、これらの取引の多くに関連して訴訟手続を取った。これは、UBSが取引先と交わした英国法に準拠した契約の有効性及び行使可能性、並びにこれに関連する範囲での当該取引先に関するUBSの行為の合法性について確認判決を得ることを目的としている。ここ数ヶ月間に、これらの請求に関連してイタリアの複数の公共事業体との協議が開始された。2012年3月に、ロンバルディア州と適切な文書化を条件として原則的な和解で合意した。2012年4月に、UBS AGとUBSリミテッドは責任を認めることなく、トスカーナ州と既存の紛争について和解した。関連する刑事上の調査の打ち切りを求める申立てが検察に提出された。

10) HSH Nordbank AG (以下「HSH」という。)

HSHは、ノース・ストリート・レファレンスド・リンク債、2002-4リミテッド（以下「NS4」という。）として知られるシンセティックCDO取引においてHSHが取得した債券500百万米ドルに関連して、ニューヨーク州裁判所でUBSに対する訴訟を提起した。当該債券は、NS4の発行体とUBSとの間のクレジット・デフォルト・スワップを通じて社債及び資産担保証券の参照プールに連動していた。HSHは、UBSが当該取引におけるリスクについて故意に虚偽の表示を行い、「含み損」のある債券をHSHに販売し、特定のパラメーターの範囲内で参照プールの資産を組替える権利を悪用したことにより、HSHに損失を負わせて不適切に利益を得た、と主張している。HSHは、補償的損害

賠償に判決前利息を加えた500百万米ドルを請求している。当該訴訟は、最初、2008年に申立てられた。2012年3月に、ニューヨーク州上訴裁判所は、HSHの詐欺の申立てを却下し、第一審裁判所が過失による不実表示の申立て及び懲罰的損害賠償請求を却下したことを支持した。その結果、当該申立てにおいて残る主張は、契約違反及び誠実かつ公正な取扱いに関する黙示的な契約の違反に対するものである。HSHは、ニューヨーク州最高裁判所に対して上訴裁判所の決定について上訴する許可を求めている。

11) Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH (以下「KWL」という。)

2006年及び2007年に、KWLは、UBSを含むスワップ契約相手先と一連のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)取引を締結した。UBSは、KWLとの各スワップ取引に関連して、別の契約相手先(すなわちデプファ・バンク・ピーエルシー(以下「デプファ」という。))及びバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行(以下「LBBW」という。))とバック・トゥ・バックのCDS取引を締結した。KWLとUBSの間のCDS契約(最後の契約はUBSにより2010年に解約された。)に基づき、純額合計約138百万米ドルがKWLからの支払期日を迎えたが支払われていない。2010年初めに、UBSは、KWLとUBSとの間のスワップ取引は有効であり、KWLに対して拘束力がありかつ法的強制力を持つことを立証するため、英国裁判所からの様々な宣言を求めて、英国高等裁判所においてKWLに対する訴訟手続を取った。2010年に、英国裁判所は、英国裁判所には管轄権があり審理を行う旨の裁定を下した。また、UBSは、KWLとの間の残りのCDS取引につき早期解約することの正当性に関する宣言を求めて、さらに申立てを行った。KWLはこの裁定への異議を取り下げ、現在は民事訴訟が英国裁判所において行われている。UBSは、訴訟手続に金額的請求を加えた。KWLは、UBSの請求に対して抗弁しており、UBSリミテッド及びデプファも訴訟手続きに加えた反訴状を送達した。主張の一部として、KWLはCDS契約の一部のUBSによる解約に関連して、最低でも68百万米ドルの損害を主張し、その一方で他のCDS契約に従ってUBSに対しいかなる金銭債務も負っていないと主張している。UBS、UBSリミテッド、デプファは、KWLの反訴に対して抗弁しており、デプファは、UBS及びUBSリミテッドに対して追加の請求を主張している。

2010年、KWLにはスワップ取引を締結する能力及び必要な内部承認がなく、銀行もその事実を知っていたというKWLの主張に基づき、KWLは当該取引が無効であり拘束力がないと主張して、ドイツのライプチヒにおいて、UBS、デプファ及びLBBWに対して訴訟手続をとった。KWLは、英国における管轄権に関する上訴を取り下げたため、ドイツ裁判所におけるUBS及びデプファに対するKWLの民事上の主張も取り下げられ、ドイツにおいてこれらの銀行のいずれに対しても民事上の訴訟は起こされることはない。現在はKWLによるLBBWに対する訴訟手続が、ドイツ裁判所において進められている。ライプチヒ裁判所は、ライプチヒの訴訟手続において、LBBWにより送達された訴訟告知についての有効性と効力を決定するのはライプチヒ裁判所ではなくロンドン裁判所であるとの裁定を下した。

バック・トゥ・バックのCDS取引は2010年に解約された。2010年に、UBS及びUBSリミテッドは、バック・トゥ・バックのCDS取引に基づく当事者の義務及び金銭的請求に関する宣言を求めて、デプファ及びLBBWに対して、英国高等裁判所において別個の訴訟手続を行った。UBSリミテッドは、デプファが同社に83.3百万米ドルに利息を加えた金額の支払義務があると主張している。UBSは、LBBWが同社に75.5百万ユーロに利息を加えた金額の支払義務があると主張している。デプファ及びLBBWはそれぞれ請求に対して抗弁しており、また反訴している。さらに、デプファはKWLに対する訴訟手続きと同社に対する請求を追加し、KWLは抗弁している。

2011年に、UBS及びその他の銀行とのスワップ取引を含む一定のKWLの取引に関連して、KWLの旧マネージング・ディレクター及び2名のファイナンシャル・アドバイザーが有罪判決を受けた。

2011年に、SECはKWLの取引についての調査を開始し、UBSはこの取引に関する情報をSECに提供している。

12) プエルトリコ

2012年4月に、UBSファイナンシャル・サービスズ・インク・オブ・プエルトリコ(以下「UBS PR」という。)は、2008年及び2009年においてUBS PRが販売したクローズド・エンド型ファンドの持分を含む開示及び流通市場取引に関連する行政手続でSECと和解した。和解条件に基づき、調査結果を認めることも否定することもなく、UBS PRは、罰金、不正利得の返還及び判決前利息を合計で26.6百万米ドル支払うことになる。また、UBS PRは、譴責を受け入れ、連邦証券法の各条項の将来における違反を排除することに同意しており、UBS PRのクローズド・エンド型ファンドの開示並びに運用方針及び手続を検査する独立したコンサルタントを雇用する予定である。これとは別に、UBS PR及び多くの非関連当事者が、2011年にプエルトリコ上位裁判所において推定される民事派生訴訟で訴えられた。この訴訟はプエルトリコ従業員退職制度に代わって提起され、特に、UBS PRが引き受けた債券の発行及びその債券発行による手取金の投資に関連している。UBS PRによる当該訴訟の却下の申立ては、審理中である。

13) LIBOR

SECを含む多くの政府機関、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、DOJ及び英国金融庁（以下「FSA」という。）、米国における様々な州司法長官、様々な管轄区域における競争当局が、英国銀行協会が決定するLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及び他の基準金利の呈示に係る調査を実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、（特に）UBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。さらに、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）は、LIBOR及びTIBOR（東京銀行間取引金利）参照レート及び特定のデリバティブ取引に関連した共謀の可能性に関して、多数の銀行及び金融仲介業者についての調査を開始した。2012年7月、英国に拠点を置く銀行とFSA、CFTC及びDOJとの和解が公表されたことを受けて、英国政府は、「透明性、利益相反、金融サービス業界における文化及び職業行為基準（刑法との相互作用も含む。）」について議会による喚問、並びに、LIBORの手続きについて懸念するFSAによる限定的な調査がある予定であることを公表した。同時に、英国の重大不正捜査局が、LOBOR問題の調査を正式に着手することを公表した。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法及び競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びWEKOを含む一定の管轄区の当局から条件付の軽減措置又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。カナダ産業省競争政策局は、日本円LIBORの呈示についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。この条件付の措置により、当行が継続して協力することを条件として、当行は、これらの当局に報告している問題に関連して、反トラスト法及び競争法違反について、当行が条件付免責又は軽減措置を認められた管轄区域においては、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。但し、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、政府機関が当行に対してその他の主張を行なうこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、契約範囲での行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、当行がDOJの要求を満たし、裁判所が当該民事訴訟よりも当行の協力を優先することを条件として、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。但し、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

2011年、日本の金融庁は、UBS証券株式会社（以下「UBS証券」）に対して、証券取引等監視委員会（SESC）による次の調査結果に基づき、行政処分を行った。（ ）UBS証券のトレーダー1名による、ユーロ円TIBOR及び日本円LIBORに関する不適切な行為（取引ポジションを有利にする目的で、UBS AG東京支店及び他の銀行に対して、当該トレーダーの要請を反映したTIBORレートを呈示するよう働きかけた行為を含む。）、及び（ ）当該行為を発見できなかったUBS証券の内部管理上の重要な問題が認められること。これらの調査結果に基づき、金融庁は、UBS証券に対して業務停止命令を下し、2012年1月10日から1月16日まで、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORに関連するデリバティブ取引（既存の契約の履行に伴う取引を除く）の停止を命じた。また、金融庁はUBS証券に対して業務改善命令を下し、（ ）法令上及び規制上の義務への遵守を確実にする計画を策定し、金融庁による行政処分指摘された行為の再発を防止するための管理体制を構築すること、及び（ ）改善命令により要求された方策の会社の実施状況につき、金融庁に定期的に書面で報告すること、を命じた。同日、金融庁はUBS AG東京支店に対して、東京支店の職員がUBS証券の職員からユーロ円TIBORの呈示レートに関して「継続的に働きかけを受けており」、それが不適切な行為でありながら支店の経営者に報告されていなかったという調査結果に基づき行政処分を行った。この行政処分に従って、金融庁は、銀行法に基づき、UBS証券に対する業務改善命令に基づき課せられた同様の内容を要求する命令を下した。

LIBORに基づいてデリバティブ取引を行なう一部の当事者を代表した多くの推定上の集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、マンハッタンの連邦裁判所において係属中である。訴状によると、様々な手法により、様々な市場において米ドルのLIBORレート及び米ドルLIBORに基づくデリバティブ価格の市場操作が行なわれたと主張されている。損害賠償請求が、米国商品取引法及び反トラスト法違反を含む様々な法理論に基づき主張されている。2012年4月、原告は、併合された修正訴状を提出し、2012年6月に、UBS及びその他の銀行からなる被告はこれを却下する申し立てを行った。2012年4月より、UBS及び他の銀行に対して2件の別の推定上の集団訴訟が、マンハッタンの連邦裁判所に提起された。これらの新たな訴訟の実質的な主張は、訴訟原因が、円LOBOR及びユーロ円TIBORの不正操作と、EURIBOR（ユーロ銀行間取引レート）の不正操作に基づいていると明確に主張しているものを除くと、その他の訴訟の主張とほぼ同一である。この新たな訴訟はその他の訴訟への移送も併合もなされていない。

14) シノテック・エネルギー・リミテッド

2011年以降、シノテック・エネルギー・リミテッド（以下「シノテック」という。）、同社の役員及び取締役、同社の新規株式公開（以下「IPO」という。）時の監査人、UBSを含む引受証券会社に対して多数の推定上の集団訴訟がマンハッタンの連邦裁判所において提起され、併合された。2012年6月に提起された2番目の修正訴状は、引受証券会社について、2010年にシノテックが米国預託株式168百万米ドル（このうち70%をUBSが引き受けた。）のIPOに関連して提出された登録届出書及び目論見書に重大な誤解を招くおそれのある記述及び遺漏が含まれていると主張し、これにはシノテックとそのベンダーの間で締結されたとされる一定の資産購入契約の信頼性及び正確性に関する主張が含まれる。原告は、米国連邦証券法に違反していると主張しており、救済の中で特に金額未定の補償的損害賠償を要求している。

2012年に、シノテック発行の証券がナスダックにおいて上場廃止となり、その登録はSECによって取り消された。2012年4月に、SECは、新規株式公開後の行為における不正を主張して、シノテック及びその役員3名に対する訴えを提起した。UBSは、当該訴訟の当事者ではなく、当該訴状の中で言及もされていない。

15) スイスにおける手数料返還

2012年1月に、チューリッヒ高等裁判所は、テスト・ケースにおいて、第三者が発行した金融商品の販売に対して銀行が受け取った手数料は、それが純粋な販売業務に対するものとして銀行が受領しているものでない限り、「返還すべき金額」とみなされるべきであるとの判決を下した。返還すべき金額とみなされる手数料は、影響を受ける顧客に対して開示しなければならず、顧客から明確な同意がない場合には、当該手数料は顧客に返還されなくてはならない。双方の当事者が当該決定についてスイス最高裁判所へ上訴している。この決定が上訴で覆されず、他の訴訟でも従うことになれば、UBSは（スイスの他の銀行と同様に）特定の顧客から、過去の手数料について重要な返還請求を受ける可能性がある。

16) 未承認取引

FINMA及びFSAは、インベストメント・バンクにおいて発生し、2011年9月に公表された未承認取引について合同調査を行っている。また、FINMA及びFSAは本件に関して、UBSに対して強制手続を開始したことを公表した。

2012年6月に、UBS AG及び同社の旧役員の一部に対して、未承認取引に関連して推定される証券詐欺集団訴訟が、マンハッタンの連邦裁判所において提起された。訴訟は、2011年3月15日から2011年9月15日までの期間に、UBSの上場証券を米国の証券取引所で購入した、又は米国内で所有権を移転した当事者を代表して提起された。当該申立てにおいては、UBSが2010年12月31日現在、同社の内部統制及び手続きが有効であったと2010年度の年次報告書において虚偽の表示を行い、2011年9月にUBSが未承認取引を開示した際に、虚偽の表示が明らかになったと主張されている。開示の結果、UBSの株価は1日で10%下落したと推定される。原告は、救済の中で特に金額未定の損害賠償及び利息を要求している。

c) その他の偶発負債

1. モーゲージ及びRMBSの販売に関連する請求

米国住宅用モーゲージ・ローン市場における危機に先立つ数年間に、UBSは米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の証券化のスポンサーとなり、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBS RESIは、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約80十億米ドルをRMBSに出資した。この期間において私募で発行された米国RMBSの取引総額は、約3.9兆米ドルであった。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約19十億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅用モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分もなかった。

当行は、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。当行は、特定の機関購入者並びにGSEを含むモーゲージ・ローン及びRMBSの保険会社から、彼らの主張として、表明に違反の可能性があると、UBS

に対してその購入者がローンの買戻し又はその他の救済を要求することができることを通知されている。2006年から2012年7月25日までのUBSが受領した買戻請求及びUBSの買戻取引の要約が以下の表に示されている。

各年度のローン買戻請求 ローンの当初元本残高¹

百万米ドル	2006年から				2012年7月25日	
	2008年	2009年	2010年	2011年	まで	合計
ローン買戻実額又は合意額/UBSによる全額支払	11.7	1.4	0.1			13.2
第三者のオリジネーターに対するUBSの求償権の行使により解決された又は解決される見込みの請求		77.4	1.8	45.0	571.8	696.0
訴訟において解決された請求	0.6	20.7				21.3
訴訟中の請求			345.6	652.1	93.8	1,091.5
UBSが反論しているが、契約相手先によりまだ取り下げられていない請求		3.2	1.8	368.5	149.0	522.5
契約相手先により取り下げられた請求	110.2	100.4	18.8	8.3		237.7
UBSが検討中の請求		2.1	0.1	10.2	1.4	13.7
合計	122.5	205.1	368.2	1,084.1	816.0	2,595.9

¹複数の契約相手先より請求されたローンは1件として数えられている。

2012年6月30日現在の当行の貸借対照表には、2006年度以降に受けた特定のローンの買戻請求（当行が合意済みであるか又は未解決である件）から生じる損失の最善の見積りに基づく引当金117百万米ドルが反映された。上記「b）訴訟及び規制上の問題」で既に述べた通り、フレディ・マックは、当初元本残高が最低でも合計で94百万米ドルのローンに対するUBS RESIの買戻義務の特定履行を求め、2012年4月にニューヨーク州高位裁判所に通知書及び召喚状を提出した。アシュアード・ギャランティは、2012年2月に、当初元本残高が合計で約997百万米ドルのローンに対する買戻請求に関連して、UBS RESIに対する訴訟を提起した。アシュアード・ギャランティは、2012年6月に、当初元本残高合計で約391百万米ドルの追加の買戻請求を行った。アシュアード・ギャランティ、フレディ・マック等により、いつ、どの程度の追加請求がなされる可能性があるかは明らかでない。UBSはまた、ローンの買戻請求の提起及びそのような請求の解決の時期がともに不確実であるため、ローン買戻請求を解決するための実際支払額に関連してこの引当金がいつ、どの程度取り崩されるかについて信頼性をもって見積ることができない。

現時点までの買取請求を解決するためにUBSが支払った額又は支払を合意している額は、関連するローンの当初元本残高の約62%であった。UBSの支払った額又は支払を合意している額の大部分は、いわゆる「オプションARM」ローンに関連していた。損失の程度は、他の種類のローン又は異なる特性を持つオプションARMに応じて様々である可能性がある。買戻し時の実際の損失には、問題となっているローンの買戻し時点の見積額が反映され、また、一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる立替額が反映される。時期及び市場の不確実性等により、将来の補償の率及び買戻しの際の損失割合を予測することは不可能である。

当行が虚偽の表明によりローンの買戻し又は損失の補償を請求される件の大半では、当行は、関連するローンをUBSに売却する際に表明を行った第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、残っている第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年に受けた買戻請求に対してUBSが既に支払った又は支払いに合意したローン（当初元本残高）の約60%について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。当行の請求は少数しか解決しておらず、当行は未解決の請求に関する資産を、当行の貸借対照表上に一切認識していない。2011年より、UBSは、UBSに対して行われた買戻請求について、存続しているオリジネーターに、UBSは損失の補填を受ける権利があることを通知し、このような請求はオリジネーターと請求を行う当事者により直接解決されるべきであると主張している。

当行は、将来の買戻請求の水準を信頼性をもって見積ることができない。また、このような請求についての当行

の反証が、将来の反証の割合の有効な指標となるかは不明である。当行は、そのような請求の時期も信頼性をもって見積ることはできない。

上記「b) 訴訟及び規制上の問題」ですでに述べた通り、当行は、RMBSの引受会社及び発行体としての役割に関連する訴訟又は提訴のおそれがある訴訟においても対象となっている。

2 バンコ UBS パクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGはUSBに契約上の補償請求約153百万米ドル（利息及び罰金を含む。）を提示した。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価は、行政手続において異議が申立てられている。BTGはまた、ブラジル税務当局によるUBSの所有期間におけるパクチュアル関連の複数の追加質問をUBSに通知している。

注記17 貸借対照表上で認識されない金融商品

下記の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

単位：百万スイス・フラン	2012年6月30日			2012年3月31日			2011年12月31日		
	総額	サブ・パーティ シペーション	純額	総額	サブ・パーティ シペーション	純額	総額	サブ・パーティ シペーション	純額
保証									
信用保証及び類似商品	8,594	(328)	8,266	8,583	(294)	8,289	8,671	(315)	8,356
契約履行保証及び類似商品	3,452	(619)	2,833	3,355	(606)	2,749	3,337	(493)	2,845
信用状	6,780	(622)	6,158	6,869	(657)	6,211	6,897	(737)	6,160
保証合計	18,826	(1,569)	17,257	18,807	(1,557)	17,250	18,905	(1,545)	17,360
コミットメント									
貸出コミットメント	64,180	(1,349)	62,831	60,632	(1,586)	59,046	58,192	(1,640)	56,552
引受コミットメント	546	(390)	156	599	(486)	113	1,160	(278)	882
コミットメント合計	64,726	(1,739)	62,987	61,231	(2,072)	59,159	59,352	(1,918)	57,434
先日付スタートの取引¹									
リバース・レポ契約	35,526			43,740			27,113		
有価証券借入契約	1,885			584			502		
レポ契約	32,854			34,808			21,134		

¹ UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記18 為替換算レート

下記の表は当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算する際に使用した主要通貨の為替レートを示したものである。

直物レート

平均レート¹

	2012年 6月30日 現在	2012年 3月31日 現在	2011年 6月30日 現在	2012年 6月30日 終了四半期	2012年 3月31日 終了四半期	2011年 6月30日 終了四半期	2012年 6月30日 当期累計	2011年 6月30日 当期累計
1米ドル	0.95	0.90	0.84	0.94	0.91	0.85	0.92	0.89
1ユーロ	1.20	1.20	1.22	1.20	1.20	1.24	1.20	1.26
1英ポンド	1.49	1.44	1.35	1.49	1.45	1.39	1.48	1.45
100円	1.19	1.09	1.04	1.19	1.12	1.05	1.16	1.09

¹スイス・フラン以外の機能通貨による在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末のレートによりスイス・フランに換算される。開示されている四半期の平均レートは、当グループの全ての在外営業活動体の収益額と費用額によって各月の同一機能通貨毎に加重された3ヶ月間の月末レートの平均を表している。個々の事業部門の加重平均レートは、当グループの加重平均レートと異なる場合がある。

[次へ](#)

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）に関する補足情報（無監査）

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）財務情報

損益計算書 UBS AG（親銀行）

単位：百万スイス・フラン	終了四半期		当期累計	終了事業年度
	2012年6月30日	2012年3月31日	2012年6月30日	2011年12月31日
受取利息純額	777	1,119	1,896	4,597
受取報酬及び手数料純額	1,411	1,592	3,003	6,373
トレーディング収益純額	1,707	1,625	3,332	3,545
経常活動からのその他の収益	1,031	166	1,198	3,508
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	718	8	726	758
営業収益	4,926	4,502	9,429	18,023
人件費	1,887	1,879	3,767	8,309
一般管理費	1,189	1,066	2,255	4,380
営業費用	3,076	2,945	6,021	12,690
営業利益	1,850	1,557	3,407	5,333
子会社及びその他の持分投資の減損損失	(355)	420	64	165
固定資産に係る減価償却費	137	117	255	581
引当金繰入額及び損失	141	24	165	153
特別項目及び税金前利益	1,927	996	2,923	4,434
特別利益	563	223	786	1,888
特別損失	(75)	(12)	(86)	(649)
税金（費用）/ 税務上の便益	25	8	33	(232)
純利益	2,441	1,214	3,655	5,440

損益計算書 UBS AG（親銀行）（続き）

単位：億円	終了四半期		当期累計	終了事業年度
	2012年6月30日	2012年3月31日	2012年6月30日	2011年12月31日
受取利息純額	636	916	1,551	3,762
受取報酬及び手数料純額	1,155	1,303	2,457	5,215
トレーディング収益純額	1,397	1,330	2,727	2,901
経常活動からのその他の収益	844	136	980	2,871
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	588	7	594	620
営業収益	4,031	3,684	7,716	14,748
人件費	1,544	1,538	3,083	6,799
一般管理費	973	872	1,845	3,584
営業費用	2,517	2,410	4,927	10,384
営業利益	1,514	1,274	2,788	4,364
子会社及びその他の持分投資の減損損失	(290)	344	52	135
固定資産に係る減価償却費	112	96	209	475
引当金繰入額及び損失	115	20	135	125
特別項目及び税金前利益	1,577	815	2,392	3,628
特別利益	461	182	643	1,545
特別損失	(61)	(10)	(70)	(531)
税金（費用）/ 税務上の便益	20	7	27	(190)
純利益	1,997	993	2,991	4,452

貸借対照表 UBS AG（親銀行）

単位：百万スイス・フラン	変化率（％）				
	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在	対2012年 3月31日	対2011年 12月31日
資産					
当座資産	89,693	80,442	38,094	11	135
マネー・マーケット・ペーパー	33,847	38,890	41,222	(13)	(18)
銀行預け金	190,697	180,110	231,401	6	(18)
顧客貸出金	169,662	155,239	148,474	9	14
モーゲージ・ローン	146,911	145,393	144,346	1	2
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	120,017	127,828	120,312	(6)	0
金融投資	26,343	24,295	20,193	8	30
子会社及びその他の持分投資	25,317	24,649	23,990	3	6
固定資産	4,948	4,863	4,807	2	3
未収収益及び前払費用	2,229	2,169	2,114	3	5
再調達価額 - 借方	59,542	57,477	64,580	4	(8)
その他の資産	7,359	6,613	6,552	11	12
資産合計	876,564	847,968	846,085	3	4
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	41,527	49,431	56,788	(16)	(27)
銀行預り金	152,561	132,923	124,625	15	22
トレーディング・ポートフォリオ負債	40,479	42,345	32,522	(4)	24
普通預金顧客預り金	90,615	87,573	85,393	3	6
その他の顧客預り金	276,666	270,537	278,096	2	(1)
中期債	1,612	1,759	1,951	(8)	(17)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	95,688	95,603	89,361	0	7
公正価値での測定を指定された金融負債	64,131	62,169	62,976	3	2
未払費用及び繰延収益	6,066	5,951	6,671	2	(9)
再調達価額 - 貸方	53,844	49,540	58,994	9	(9)
その他の負債	8,432	7,333	7,122	15	18
引当金	1,474	1,412	1,412	4	4
負債合計	833,095	806,576	805,911	3	3
資本					
資本金	383	383	383	0	0
一般法定準備金	31,990	32,354	32,350	(1)	(1)
自己株式準備金	871	583	1,066	49	(18)
その他の準備金	6,570	1,417	934	364	603
処分可能な利益剰余金		5,440			
純利益 / (損失)	3,655	1,214	5,440	201	(33)
株主に帰属する持分	43,469	41,392	40,174	5	8
負債及び資本合計	876,564	847,968	846,085	3	4

貸借対照表 UBS AG (親銀行) (続き)

単位：億円	変化率（％）				
	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在	対2012年 3月31日	対2011年 12月31日
資産					
当座資産	73,396	65,826	31,172	11	135
マネー・マーケット・ペーパー	27,697	31,824	33,732	(13)	(18)
銀行預け金	156,047	147,384	189,355	6	(18)
顧客貸出金	138,834	127,032	121,496	9	14
モーゲージ・ローン	120,217	118,975	118,118	1	2
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	98,210	104,602	98,451	(6)	0

金融投資	21,556	19,881	16,524	8	30
子会社及びその他の持分投資	20,717	20,170	19,631	3	6
固定資産	4,049	3,979	3,934	2	3
未収収益及び前払費用	1,824	1,775	1,730	3	5
再調達価額 - 借方	48,723	47,033	52,846	4	(8)
その他の資産	6,022	5,411	5,362	11	12
資産合計	717,292	693,892	692,351	3	4
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	33,982	40,449	46,470	(16)	(27)
銀行預り金	124,841	108,771	101,981	15	22
トレーディング・ポートフォリオ負債	33,124	34,651	26,613	(4)	24
普通預金顧客預り金	74,150	71,661	69,877	3	6
その他の顧客預り金	226,396	221,380	227,566	2	(1)
中期債	1,319	1,439	1,597	(8)	(17)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	78,301	78,232	73,124	0	7
公正価値での測定を指定された金融負債	52,478	50,873	51,533	3	2
未払費用及び繰延収益	4,964	4,870	5,459	2	(9)
再調達価額 - 貸方	44,061	40,539	48,275	9	(9)
その他の負債	6,900	6,001	5,828	15	18
引当金	1,206	1,155	1,155	4	4
負債合計	681,722	660,021	659,477	3	3
資本					
資本金	313	313	313	0	0
一般法定準備金	26,177	26,475	26,472	(1)	(1)
自己株式準備金	713	477	872	49	(18)
その他の準備金	5,376	1,160	764	364	603
処分可能な利益剰余金		4,452			
純利益 / (損失)	2,991	993	4,452	201	(33)
株主に帰属する持分	35,571	33,871	32,874	5	8
負債及び資本合計	717,292	693,892	692,351	3	4

会計の基礎 UBS AG (親銀行)

親銀行財務書類は、スイス連邦銀行法に準拠して作成されている。会計方針は、原則として当行の2011年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記1 重要な会計方針の概要」に詳述されている。IFRSに基づく当グループの会計方針と同様である。当グループの会計方針と親銀行の会計方針の主要な相違は、当行の2011年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記39 スイス銀行法規則」に記載されている。親銀行の法定財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、当行の2011年度年次報告書の親銀行財務書類に対する「注記2 会計方針」に記載されている。

親銀行の中間財務情報の作成には、2011年12月31日現在の年次財務書類に適用されているものと同様の会計原則及び計算方法が適用されている。当中間財務情報は監査を受けておらず、当行の2011年度年次報告書の監査済財務書類と併せて読まれるべきである。

スイス連邦銀行法に基づく資本からFINMA/BISバーゼル2.5に基づく自己資本への調整 UBS AG (親銀行)

単位：十億スイス・フラン	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在
資本 - スイス連邦銀行法	43.5	41.4
加算：繰延税金資産純額	5.3	5.5
加算：その他の調整	0.7	1.0
減算：自己株式 / 自己株式控除	(1.8)	(1.7)
減算：のれん及び無形資産	(0.5)	(0.4)
減算：証券化エクスポージャー ¹	(1.1)	(2.0)
減算：持分投資のロング・ポジション純額 ²	(10.1)	(10.0)

FINMA/BIS Tier 1 資本	36.1	33.8
FINMA/BIS総自己資本	37.1	34.2

¹証券化エクスポージャーの50%及びSNBスタブファンド株式を取得する当行のオプションの公正価値の50%を含む。²金融機関に対する持分投資のロング・ポジション純額の50%を含む。

BISバーゼル2.5に基づく自己資本の情報 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在
BIS中核的Tier 1 自己資本	36,063	33,786	35,626
BIS Tier 1 自己資本	36,063	33,786	35,626
BIS総自己資本	37,114	34,161	37,736
BIS中核的Tier 1 自己資本比率(%)	15.2	15.1	14.2
BIS Tier 1 自己資本比率(%)	15.2	15.1	14.2
BIS総自己資本比率(%)	15.6	15.3	15.0
BISリスク加重資産	237,637	223,220	250,908

FINMA バーゼル2.5に基づく自己資本の情報 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在
FINMA中核的Tier 1 自己資本	36,063	33,786	35,626
FINMA Tier 1 自己資本	36,063	33,786	35,626
FINMA総自己資本	37,114	34,161	37,736
FINMA中核的Tier 1 自己資本比率(%)	14.0	14.0	13.2
FINMA Tier 1 自己資本比率(%)	14.0	14.0	13.2
FINMA総自己資本比率(%)	14.4	14.2	14.0
FINMAリスク加重資産 ¹	257,265	241,202	269,211

¹監督目的上のリスク加重資産は、スイス金融市場監督機構(以下「FINMA」という。)の規制に基づいており、BISバーゼル2.5のガイドラインに基づく数値を上回っている。当該差異は、FINMAの、標準的手法に基づいたエクスポージャーに対する信用リスクRWA(加重資産)に係る追加分、カウンターパーティ関連以外の資産に係る追加分及び市場リスクに関する追加要求に関連している。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

2012年6月30日より後に重要な事象は発生しなかった。

(2) 訴訟

本報告書の「第6 1 . 財務書類」に掲載される財務書類に対する注記の「注記16 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

(3) その他

ユービーエス・リミテッド財務情報

損益計算書 UBSリミテッド¹

単位：百万英ポンド	終了四半期		当期累計	終了事業年度
	2012年6月30日	2012年3月31日	2012年6月30日	2011年12月31日
受取利息	138	162	300	1,151
支払利息	(139)	(165)	(304)	(1,163)
受取利息純額	(1)	(3)	(4)	(12)
受取報酬及び手数料純額	(2)	(1)	(3)	(6)
トレーディング収益純額	3	3	6	31
その他の収益	56	59	115	226
営業収益合計	56	58	114	239
営業費用合計	(50)	(51)	(101)	(214)
税引前営業利益	6	7	13	25
税金費用 / (税務上の便益)	2	2	3	7
純利益	5	5	10	18

¹国際財務報告基準に準拠している。

貸借対照表 UBSリミテッド¹

単位：百万英ポンド				変化率(%)	
	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在	対2012年 3月31日	対2011年 12月31日
資産					
銀行預け金	12,288	12,570	11,876	(2)	3
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	40,121	40,004	45,562	0	(12)
トレーディング・ポートフォリオ資産	845	753	822	12	3
再調達価額 - 借方	92,771	90,168	98,984	3	(6)
デリバティブに係る差入担保金	19,595	16,240	16,631	21	18
貸出金	322	530	501	(39)	(36)
その他の資産	4,666	4,381	3,556	7	31
資産合計	170,608	164,646	177,931	4	(4)
負債					
銀行預り金	7,836	7,418	7,919	6	(1)
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	39,540	39,585	43,859	0	(10)
トレーディング・ポートフォリオ負債	866	763	880	13	(2)
再調達価額 - 貸方	92,783	90,168	98,985	3	(6)
デリバティブに係る受入担保金	24,534	21,845	22,217	12	10
顧客預り金	306	405	441	(25)	(31)
その他の負債	1,797	1,501	1,280	20	40

負債合計	167,661	161,686	175,580	4	(5)
資本					
資本金	194	194	154	0	26
資本剰余金	2,656	2,656	2,096	0	27
利益剰余金	69	83	77	(16)	(11)
資本に直接認識された純利益累積額、税効果後	28	29	24	(1)	18
資本合計	2,947	2,961	2,351	0	25
負債及び資本合計	170,608	164,646	177,931	4	(4)

¹国際財務報告基準に準拠している。

自己資本情報 UBSリミテッド¹

単位：百万英ポンド、別掲されている場合を除く	パーゼル2.5		
	2012年 6月30日現在	2012年 3月31日現在	2011年 12月31日現在
中核的Tier 1 自己資本	2,908	2,926	2,326
Tier 1 自己資本	2,908	2,926	2,326
総自己資本	2,931	2,949	2,349
リスク加重資産	4,218	3,620	3,972
中核的Tier 1 自己資本比率(%)	68.9	80.8	58.6
Tier 1 自己資本比率(%)	68.9	80.8	58.6
総自己資本比率(%)	69.5	81.5	59.2

¹英国金融庁の規則に準拠している。

3【日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBSの親銀行財務書類（いわゆる、個別財務書類）はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引・その他の事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、グループが適用する会計原則に一致させるよう適切な修正が行われる。これは、連結財務書類に適用されている会計方針とは異なる会計方針を使用している関連会社及び共同支配の企業についても同様である。

日本では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号の当面の取扱い」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(2) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。支配とは、ある企業の活動から便益を得るために、当該企業の財務方針及び営業方針を左右する力であり、重要な影響力とは、投資先の財務方針及び営業方針を支配も共同支配もしていないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

また、特別目的事業体（以下「SPE」という。）については、解釈指針委員会（以下「SIC」という。）解釈指針第12号「連結 特別目的事業体」により、企業とSPEとの実質的な関係が、企業によりSPEが支配されていることを示している場合には、その企業はSPEを連結しなければならない。この解釈指針に準拠してUBSはそのような事業体を連結している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、出資者等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

(3) 企業結合

IFRSでは、2010年1月1日以降に完了した企業結合は、取得法を用いて会計処理されている。取得法の下では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識する。取得原価は、取得日公正価値で測定された、移転した資産、取得企業が被取得企業の旧所有者に対して負う負債及び取得企業により発行された資本性金融商品の合計である。取得関連費は発生時に費用処理される。

企業結合により移転された条件付対価は全て、取得日に公正価値で認識される。資産又は負債であるとみなされる条件付対価の公正価値のその後の変動は純損益で認識される。条件付対価が資本に分類される場合、資本において最終的に決済されるまで再測定されない。

2010年1月1日より前に完了した企業結合に関する会計処理は、以下の点において異なっていた。

- 取得に直接起因する取得費用は、取得原価の一部を形成していた。
- 条件付対価は、取得企業に現在の債務があり、経済的な流出が発生する可能性が高く、かつ信頼できる見積りが算定可能な場合においてのみ認識された。条件付対価のその後の修正はのれんの一部として認識された。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合からは、共同支配企業の形成を除き、パーチェス法のみが認められる。それ以前に実施された企業結合については、原則としてパーチェス法により会計処理され、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法による会計処理が認められていた。企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。また、条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。

- (1) 条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、当該対価の交付又は引渡しは、現実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。
- (2) 条件付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しは現実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、次の処理を行う。
 - () 追加で交付可能となった条件付取得対価を、その時点の時価に基づき認識する。
 - () 企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって定期的に償却する。

(4) 非支配持分

IFRSに基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、(現在の所有持分であり、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する)被取得企業に対する非支配持分は、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する比例持分のいずれかで測定される。

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合から、少数株主持分は、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法(全面時価評価法)により評価することが要求されている。それ以前に実施された企業結合については、全面時価評価法によるほか、子会社の個別貸借対照表上の簿価純資産に少数株主持分割合を乗じて算出する方法(部分時価評価法)も認められていた。

支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は損益取引又はのれんとして会計処理される。

(5) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。すべてののれんは20年以内のその効果が及び期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

(6) ヘッジ会計

IFRSでは、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブに係る利得又は損失のうち非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ」(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法。)を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ」(ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法。)を適用できる。繰延ヘッジの場合、ヘッジ全体が有効とされたときは、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、繰延処理することができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の損益に計上する方法を採用することができる。

(7) 公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産及び負債(デリバティブを含む)は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として分類し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる(公正価値オプション)。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止されるまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品(負債証券等)に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング(取引初日の損益の繰延)は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、売買目的有価証券が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような取引初日の損益を規定する基準はない。

(8) 金融保証

IFRSでは、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と貸借対照表日に当該金融債務を決済するために必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方の金額で測定される。保証に関連する負債の増加は、純損益に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(9) 投資不動産

UBSは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」または「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

日本では、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に、取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。ただし、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められている。

- (a) 賃貸等不動産の概要
- (b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (c) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- (d) 賃貸等不動産に関する損益

(10) 株式に基づく報酬

IFRSでは、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業の現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBSは、付与日に算定された当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。現金決済型の株式報酬の会計基準はなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。

(11) 退職後給付

IFRSでは、確定給付型年金制度について、年金資産の公正価値と年金債務の現在価値の差額は、未認識の数理計算上の差異とともに貸借対照表の資産又は負債として認識される。数理計算上の差異の認識について、UBSは前期末現在における未認識数理計算上の損益純額が、a) 前期末現在の確定給付債務の現在価値の10%とb) 前期末現

在の年金資産の公正価値の10%のいずれか大きい方の金額として定義されるコリドーを超過する場合、当該超過額を制度加入従業員の予想平均残存勤務期間にわたり損益計算書で認識している（コリドー・アプローチと称する）。過去勤務費用は、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり定額法によって費用として認識される。給付の権利が確定している範囲内では過去勤務費用を直ちに費用処理しなければならない。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。日本では、数理計算上の差異の認識に関して、前述のようなコリドー・アプローチは採用されていない。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

(12) 資産の減損

非金融資産の減損

IFRSでは、非金融資産は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の非金融資産は、各報告日に減損損失の戻入れの可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

金融資産の減損

IFRSでは、金融資産（貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能資本性投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠である。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。売却可能資本性投資の減損損失の戻入れは認められず、その他のすべての金融商品の減損損失の戻入れは、通常、損益計算書に認識される。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸出金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。

減損損失は当期の損失とし、減損損失の戻入れは認められない。

売却可能有価証券（その他有価証券）について、公正価値が取得原価を著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(13) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、企業が金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。

日本では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(14) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定

のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(15) 金融資産の分類変更

IAS第39号に基づき、一定の条件の充足を条件に適切となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBSは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、限られた状況（企業の経営者がトレーディング業務の廃止を決定した場合に、当該企業は売買目的として分類した有価証券をすべて、売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

・親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3) 投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に、取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。ただし、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められている。

- (a) 賃貸等不動産の概要
- (b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (c) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- (d) 賃貸等不動産に関する損益

(4) のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。

(5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショートポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の用途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、用途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

(6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBSは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

第7 【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
有価証券届出書	2012年2月1日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき2011年12月5日提出）の訂正報告書	2012年2月14日
臨時報告書 （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく）	2012年2月14日
臨時報告書 （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）	2012年2月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年2月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年2月22日
有価証券届出書	2012年3月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年4月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年4月20日
発行登録書	2012年4月23日
発行登録書	2012年4月23日
発行登録追補書類	2012年5月31日
有価証券届出書	2012年6月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年6月22日
有価証券報告書（2011年度）	2012年6月29日
訂正発行登録書	2012年6月29日
訂正発行登録書	2012年6月29日
有価証券届出書	2012年8月6日
発行登録追補書類	2012年8月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年8月24日
有価証券届出書	2012年8月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2012年9月21日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2012年9月27日までに公開されている情報に基づくものである。

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付（ノックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付）円建社債（株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託）

A. 株式会社東芝

- (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社 東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号

- (2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成24年8月10日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,237,602,026	東京、大阪、名古屋、ロンドンの各証券取引所 （東京、大阪、名古屋は市場第一部）	単元株式数 1,000株

B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ

- (1) 当該会社の名称及び住所

株式会社みずほフィナンシャルグループ 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

- (2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成24年8月14日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	24,054,387,027	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所 （注）1.	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株 （注）2.3.

（注1）米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場している。

（注2）「発行済株式数（株）」には、平成24年8月1日から平成24年8月14日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれていない。

(注3) 上記の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

C. 日経225連動型上場投資信託

(1) 対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 対象ETFの開示を必要とする理由

対象ETFを含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 対象ETFについての詳細

種類： 証券投資信託の受益証券

受益権口数： 93,148,662口 (2012年9月20日現在)

上場金融商品取引所： 株式会社大阪証券取引所

2. 2013年2月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社東芝)

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成24年8月10日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,237,602,026	東京、大阪、名古屋、ロンドンの各証券取引所 (東京、大阪、名古屋は市場第一部)	単元株式数 1,000株

3. 2013年4月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (三菱重工業株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成24年8月7日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌各証券取引所 (東京、大阪、名古屋は市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

4. 2014年8月29日満期 日経225ETF償還条項付 早期償還条項付 円建て社債

(1) 対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 対象ETFの開示を必要とする理由

対象ETFを含む対象銘柄の終値の水準により、早期償還及び償還方法が決定されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 対象ETFについての詳細

種類： 証券投資信託の受益証券

受益権口数： 93,148,662口 (2012年9月20日現在)

上場金融商品取引所： 株式会社大阪証券取引所

5. 2013年6月7日満期 日経225ETF償還条項付 早期償還条項付 円建て社債

(1) 対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 対象ETFの開示を必要とする理由

対象ETFを含む対象銘柄の終値の水準により、早期償還及び償還方法が決定されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 対象ETFについての詳細

種類： 証券投資信託の受益証券

受益権口数： 93,148,662口 (2012年9月20日現在)

上場金融商品取引所： 株式会社大阪証券取引所

6. 2013年8月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (日産自動車株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

日産自動車株式会社 横浜市神奈川区宝町2番地

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に關しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成24年7月30日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,520,715,112	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株である。

(注) 「発行済株式数 (株)」には、平成24年7月1日から平成24年7月30日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付 (ロックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付) 円建社債 (株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託)

A. 株式会社東芝

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書

事業年度 第174期第1四半期 (自平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

平成24年8月10日関東財務局長に提出

- . 臨時報告書
該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝 本店	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第11期第 1 四半期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
平成24年 8 月14日関東財務局長に提出
- . 臨時報告書
該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

C. 日経225連動型上場投資信託

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
計算期間 (第11期) (自 平成23年 7 月 9 日 至 平成24年 7 月 8 日)
平成24年 9 月27日関東財務局長に提出
- . 臨時報告書
該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

2 . 2013年2月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社東芝)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第174期第 1 四半期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

平成24年 8月10日関東財務局長に提出

- . 臨時報告書
 該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝 本店	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

3 . 2013年4月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (三菱重工業株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 四半期報告書
 事業年度 平成24年度第 1 四半期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
 平成24年 8 月 7 日関東財務局長に提出
- . 臨時報告書
 該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱重工業株式会社 本店	東京都港区港南二丁目16番 5 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1

4 . 2014年8月29日満期 日経225ETF償還条項付 早期償還条項付 円建て社債

(1) 当該会社が提出した書類

- イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
 有価証券報告書
 計算期間 (第11期) (自 平成23年 7 月 9 日 至 平成24年 7 月 8 日)
 平成24年 9 月27日関東財務局長に提出
- . 臨時報告書
 該当事項なし
- 八 . 訂正報告書
 該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

5．2013年6月7日満期 日経225ETF償還条項付 早期償還条項付 円建て社債

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
計算期間（第11期）（自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日）
平成24年9月27日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

6．2013年8月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（日産自動車株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
事業年度 第114期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
平成24年7月30日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
日産自動車株式会社 本店	横浜市神奈川区宝町2番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理 由

1．当行の発行している指数にかかる有価証券

2013年2月28日満期 早期償還条項/ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債

2013年4月18日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年6月24日満期円建東証REIT指数連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年7月24日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年12月24日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年12月27日満期 早期償還条項/ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債

- 2014年1月30日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年1月30日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年6月19日満期 NZドル建早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）
- 2014年6月25日満期 米ドル建 日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- 2014年7月22日満期 米ドル建 早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）
- 2014年9月26日満期 早期償還条項ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
- 2015年8月24日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債

2. 上記各社債の満期償還額は、株価指数に連動し、かつ早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されない場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数及び東証REIT指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内 容

株価指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

東証REIT指数は、取引所に上場する不動産投資法人の不動産投資信託の時価総額の推移を示すために、株式会社東京証券取引所が算出する指数であり、取引所に上場する不動産投資信託全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数である。その計算方法は、算出対象銘柄ごとに「時価総額（指数用投資口数（取引所に上場する不動産投資信託全銘柄数に1.00を乗じたもの）に価格を乗じる）」を算出し、これを算出対象全銘柄で合計した「算出時の時価総額」を、「基準時の時価総額」で除した値に「基準値」を乗じる。よって、東証REIT指数の値は、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第2位までとなっている。東証REIT指数の基準時は2003年3月31日であり、基準値は1,000である。東証REIT指数は、取引所が算出し、相場報道システムを通じて15秒単位で全国の証券会社、報道機関等へ配信されている。

なお、東証REIT指数の算出対象銘柄の増減や増資など、市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、指数の連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正される。新規上場、上場廃止又は整理銘柄への指定がこの場合に該当する。

2 【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数及び東証REIT指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数

(単位：円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
	最高	18,300.39	15,156.66	10,767.00	11,408.17	10,891.60
最低	14,669.85	6,994.90	7,021.28	8,796.45	8,135.79	

当半期中の月別 最高・最低値		2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月
	最高	8,911.62	9,866.41	10,255.15	10,190.35	9,472.25	9,044.04
	最低	8,349.33	8,780.10	9,509.10	9,388.14	8,455.13	8,238.96

2012年9月20日現在、日経225指数の終値は、9,086.98円であった。

東証REIT指数（終値ベース）

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
	最高	2,612.98	1,815.65	1,025.60	1,130.70	1,156.46
	最低	1,774.18	704.46	720.96	873.28	805.64

当半期中の月別 最高・最低値		2012年1月	2012年2月	2012年3月	2012年4月	2012年5月	2012年6月
	最高	850.78	958.02	996.38	1,004.16	972.40	957.38
	最低	819.42	847.34	942.91	957.86	902.96	883.38

2012年9月20日現在、東証REIT指数の終値は、999.61であった。